

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 3 月25日
【計算期間】	第13期 （自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日）
【発行者名】	フロンティア不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 亀井 浩彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目 8 番 7 号
【事務連絡者氏名】	三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社 取締役財務部長 牧野 辰
【連絡場所】	東京都中央区銀座六丁目 8 番 7 号
【電話番号】	03 - 3289 - 0440
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【投資法人の概況】

（１）【主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

期別		第４期	第５期	第６期	第７期	第８期
決算年月		平成18年 ６月	平成18年 12月	平成19年 ６月	平成19年 12月	平成20年 ６月
営業収益	百万円	3,067	3,470	3,587	3,667	4,303
うち不動産賃貸事業収益	百万円	3,067	3,470	3,587	3,667	4,303
営業費用	百万円	1,470	1,538	1,618	1,673	1,969
うち不動産賃貸事業費用	百万円	1,225	1,291	1,394	1,438	1,706
営業利益	百万円	1,597	1,932	1,968	1,993	2,333
経常利益	百万円	1,594	1,910	1,954	1,971	2,246
当期純利益	百万円	1,593	1,909	1,953	1,970	2,245
総資産額	百万円	94,301	95,914	97,648	99,694	123,605
純資産額	百万円	60,176	60,492	60,535	60,552	70,478
出資総額	百万円	58,582	58,582	58,582	58,582	68,233
発行済投資口総数	口	110,400	110,400	110,400	110,400	125,000
1口当たり当期純利益（注１）	円	14,437	17,296	17,692	17,845	18,970
1口当たり純資産額	円	545,076	547,936	548,331	548,486	563,826
分配総額	百万円	1,593	1,909	1,953	1,970	2,245
１口当たり分配金	円	14,437	17,296	17,693	17,845	17,960
うち１口当たり利益分配金	円	14,437	17,296	17,693	17,845	17,960
うち１口当たり利益超過分配金	円	0	0	0	0	0
総資産経常利益率（注２）	%	1.8 (年換算値3.6)	2.0 (年換算値4.0)	2.0 (年換算値4.1)	2.0 (年換算値4.0)	2.0 (年換算値4.0)
自己資本利益率（注３）	%	2.7 (年換算値5.4)	3.2 (年換算値6.3)	3.2 (年換算値6.5)	3.3 (年換算値6.5)	3.4 (年換算値6.9)
期末自己資本比率（注４）	%	63.8	63.1	62.0	60.7	57.0
当期運用日数	日	181	184	181	184	182
配当性向（注５）	%	100.0	99.9	100.0	99.9	99.9
期末投資物件数	件	8	9	10	11	12
期末総賃貸可能面積（注６）	m ²	562,025.32	568,480.75	573,158.85	652,606.61	774,713.77
期末テナント数（注７）	件	10	11	12	13	14
期末稼働率（注８）	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
当期減価償却費	百万円	763	836	847	852	1,008
当期資本的支出	百万円	3	11	8	24	16
賃貸NOI（注９） （Net Operating Income）	百万円	2,605	3,016	3,039	3,081	3,605
FFO（注10） （Funds from Operations）	百万円	2,357	2,746	2,800	2,822	3,253
1口当たりFFO（注11）	円	21,355	24,876	25,365	25,567	26,027

期別		第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		平成20年 12月	平成21年 6 月	平成21年 12月	平成22年 6月	平成22年 12月
営業収益	百万円	5,658	6,168	6,233	6,364	7,407
うち不動産賃貸事業収益	百万円	5,658	6,168	6,233	6,364	7,404
営業費用	百万円	2,504	2,909	2,897	3,031	3,475
うち不動産賃貸事業費用	百万円	2,189	2,528	2,530	2,646	3,071
営業利益	百万円	3,154	3,259	3,336	3,332	3,931
経常利益	百万円	2,951	2,968	2,998	2,975	3,533
当期純利益	百万円	2,950	2,967	2,997	2,974	3,532
総資産額	百万円	173,615	177,317	177,951	177,390	207,973
純資産額	百万円	92,330	92,347	92,377	92,354	112,389
出資総額	百万円	89,379	89,379	89,379	89,379	108,857
発行済投資口総数	口	160,000	160,000	160,000	160,000	194,000
1口当たり当期純利益（注 1）	円	18,959	18,547	18,736	18,588	18,233
1口当たり純資産額	円	577,066	577,172	577,361	577,212	579,327
分配総額	百万円	2,950	2,967	2,997	2,974	3,529
1口当たり分配金	円	18,441	18,548	18,737	18,588	18,195
うち1口当たり利益分配金	円	18,441	18,548	18,737	18,588	18,195
うち1口当たり利益超過分配金	円	0	0	0	0	0
総資産経常利益率（注 2）	%	2.0 (年換算値3.9)	1.7 (年換算値3.4)	1.7 (年換算値3.3)	1.7 (年換算値3.4)	1.8 (年換算値3.6)
自己資本利益率（注 3）	%	3.6 (年換算値7.2)	3.2 (年換算値6.5)	3.2 (年換算値6.4)	3.2 (年換算値6.5)	3.5 (年換算値6.8)
期末自己資本比率（注 4）	%	53.2	52.1	51.9	52.1	54.0
当期運用日数	日	184	181	184	181	184
配当性向（注 5）	%	100.0	100.0	100.0	99.9	99.9
期末投資物件数	件	17	19	20	20	22
期末総賃貸可能面積（注 6）	m ²	(904,875.25)	(967,035.27)	(971,567.95)	(971,573.16)	(1,112,883.93)
期末テナント数（注 7）	件	21(42)	23(46)	25(48)	25(48)	27(63)
期末稼働率（注 8）	%	100.0(99.9)	100.0(100.0)	100.0(100.0)	100.0(100.0)	100.0(100.0)
当期減価償却費	百万円	1,297	1,430	1,438	1,465	1,783
当期資本的支出	百万円	31	157	19	14	10
賃貸NOI（注 9） （Net Operating Income）	百万円	4,765	5,071	5,142	5,183	6,116
FFO（注10） （Funds from Operations）	百万円	4,247	4,398	4,436	4,439	5,315
1口当たりFFO（注11）	円	26,549	27,488	27,728	27,748	27,401

（注 1）「1口当たり当期純利益」は、当期純利益を第 4 期から第 7 期までについては110,400口、第 8 期については118,342口（ 1 ）、第 9 期については155,625口（ 2 ）、第10期から第12期までについては160,000口、第13期については193,707口（ 3 ）で除することにより算出しています。

（ 1 ）平成20年 1 月 1 日から平成20年 6 月30日までの182日間の期中平均投資口数です。

（ 2 ）平成20年 7 月 1 日から平成20年12月31日までの184日間の期中平均投資口数です。

（ 3 ）平成22年 7 月 1 日から平成22年12月31日までの184日間の期中平均投資口数です。

（注 2）総資産経常利益率＝経常利益 / （（期首総資産額＋期末総資産額）÷ 2）× 100（小数第 2 位を四捨五入して記載しています。）

（注 3）自己資本利益率＝当期純利益 / （（期首純資産額＋期末純資産額）÷ 2）× 100（小数第 2 位を四捨五入して記載しています。）

（注 4）期末自己資本比率＝期末純資産額 / 期末総資産額 × 100（小数第 2 位を四捨五入して記載しています。）

（注 5）「配当性向」は小数第 2 位を切り捨てて記載しています。

（注 6）「期末総賃貸可能面積」はテナントに対して賃貸可能な面積を記載しています。ただし、パススルー型マスターリース契約が締結されている物件がある場合には、当該物件について、エンドテナントに対して賃貸可能な面積をもって集計した「期末総賃貸可能面積」を括弧書きにて記載しています。

- （注7）「期末テナント数」は賃貸借契約に基づくテナント数を記載しています。なお、パススルー型マスターリース契約が締結されている物件がある場合には、当該物件について、マスターリース会社とエンドテナントとの賃貸借契約に基づくテナント数をもって集計した「期末テナント数」を括弧書きにて付記しています。
- （注8）「期末稼働率」は賃貸可能面積に占める賃貸面積の割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。なお、パススルー型マスターリース契約が締結されている物件がある場合には、当該物件について、エンドテナントに対して賃貸可能な面積を賃貸可能面積、エンドテナントとの賃貸借契約に基づく面積を賃貸面積として算定した「期末稼働率」を括弧書きにて付記しています。
- （注9）賃貸NOI＝賃貸事業収益－賃貸事業費用＋当期減価償却費
- （注10）FFO＝当期純利益＋当期減価償却費
- （注11）1口当たりFFO＝FFO／発行済投資口総数（小数第1位を四捨五入して記載しています。）
- （注12）百万円単位で表示している金額は、百万円未満を切り捨てて記載しています。
- （注13）本書では特段の記載のない限り、記載未満の数値について、金額は切り捨て、比率は四捨五入により記載しています。

運用状況

（イ）当期の概況

a．投資法人の主な推移

フロンティア不動産投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づき、三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社（旧商号 フロンティア・リート・マネジメント株式会社。以下「本資産運用会社」といいます。）を設立企画人として、平成16年5月12日に設立され、同年8月9日にその発行する投資証券（以下「本投資証券」といいます。）（注）が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託証券市場に上場（銘柄コード8964）しました。

本投資法人は中長期にわたる安定的な収益の確保を目指し、主として全国の商業施設の用途に供されている不動産等（信託財産としての不動産を含みます。以下同じです。）を投資対象とする「商業施設特化型REIT」です。本投資法人は、平成22年12月期（以下「当期」といいます。）末日現在で設立から6年半が経過し、着実に運用実績を積み重ねた結果、合計22物件の不動産等（取得価格総額206,808百万円）を運用しています。また、発行済投資口総数は、平成22年7月に公募増資及び第三者割当増資による新投資口の発行をそれぞれ32,000口及び2,000口行ったことにより、194,000口となっています。

（注）本投資法人の投資口は、振替投資口（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）第226条第1項に定める意味を有します。以下同じです。また、振替投資口である本投資法人の投資口を、以下「本振替投資口」といいます。）です。本振替投資口については、本投資法人は投資証券を発行することができず、権利の帰属は振替口座簿の記載又は記録により定まります（振替法第226条及び第227条）。なお、以下では、別途明記する場合を除き、本投資証券についての記載は本振替投資口を含むものとします。

また、本投資法人が発行する投資法人債は、振替投資法人債（振替法第116条に定める意味を有します。以下同じです。また、振替投資法人債である本投資法人の投資法人債を、以下「本振替投資法人債」といいます。）です。なお、以下では、別途明記する場合を除き、本投資法人が発行する投資法人債券（以下「本投資法人債券」といいます。）についての記載は、本振替投資法人債を含むものとします。

b．投資環境と運用実績

当期において、我が国の経済は、世界経済の回復や各種政策効果などを背景に持ち直してきましたが、急速な円高の進行や世界経済の減速懸念により、昨年夏以降、先行きの不透明感が強まり、雇用も依然厳しい状況が継続しており、留意が必要です。世界経済については、財政面での需要刺激効果が減衰したことなどに伴い、昨年夏以降、経済の成長ペースは幾分鈍化しているものの、一昨年後半から持ち直しの傾向にあります。一方、金融環境については、引き続き、緩和の動きが続いており、企業の資金調達コストは低下傾向にあり、C P・社債市場においても、社債の発行体の裾野が広がるなど、発行環境は一段と良好になってきています。

不動産市場に関して、J - R E I T市場においては、昨年J - R E I Tが取得した資産の総額（取得価格ベース）が4年ぶりに前年比で増加に転じ、大型物件の売買事例も見られるなど、J - R E I T市場の本格的な回復に向けた動きが継続しています。また、昨年10月以降、日銀による投資口の買入れが発表され市場心理も好転し投資口の売買も活性化してきています。不動産賃貸市場については、賃貸オフィスにおいては、本格回復には程遠いものの平成22年7月に東京地区の空室率が約2年半ぶりに低下するなど持ち直しの動きが見られます。また、商業施設に関しては、緩やかなデフレ状況という厳しい環境が継続する一方で、エコカー補助制度の終了や家電エコポイント制度の見直しなどに伴う駆け込み需要などもあり、耐久消費財を中心に個人消費の持ち直しの傾向が見られます。

上記のような本投資法人を取り巻く外部環境のもと、本投資法人は、運用方針に基づき、安定的かつ強固な収益基盤を構築すべく、ポートフォリオの質と収益性、安定性の維持向上に努めました。

当期末現在において、平成22年7月2日に三井ショッピングパークらぽーと磐田及びギンザ・グラッセを取得したことにより、本投資法人が所有する不動産等は、22物件、取得価格の合計は206,808百万円となっています。

当期末日現在におけるポートフォリオ全体の賃貸状況については、イオンリテール株式会社等の大手小売業者と中長期的な契約（賃料ベースで全体の7割超が残存契約年数10年超）を締結しており、稼働率も100.0%となっています。

c．資金調達の概要

当期においては、平成22年7月に公募増資及び第三者割当増資により新投資口の発行を行い、19,477百万円の資金調達を行いました。また、第三者割当増資による新投資口の発行により調達した資金を借入金の返済に充当したことに加え、既存の短期借入金の借換えを行うとともに、新規物件の取得に際し新たに10,000百万円の借入れを行いました。この10,000百万円の資金調達先として既存取引銀行に加え農林中央金庫と新規の取引を開始し、当期末日現在で取引銀行は11行となりました。

また、コミットメントライン契約についても、既存の中央三井信託銀行株式会社に加え、株式会社三井住友銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社との間で設定し、機動的かつ安定的な資金調達手段の拡充をしました。

この結果、当期末日現在の借入残高は短期借入金21,200百万円、長期借入金33,040百万円の合計54,240百万円となっています。

また、本投資法人は、資金調達の多様性・機動性を保持するため、平成18年12月26日付でスタンダード&プアーズ（S&P）及びムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）から、平成21年6月30日付で格付投資情報センター（R&I）から発行体格付けを取得しています。

当期末日現在の格付けの概要は以下の通りです。

格付け機関	格付け対象	格付け	見通し
-------	-------	-----	-----

スタンダード＆プアーズ（S&P）	長期会社格付け	A+	安定的
	短期会社格付け	A-1	安定的
ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）	発行体格付け	A2	安定的
格付投資情報センター（R&I）	発行体格付け	AA-	安定的

d．業績及び分配

上記のような運用の結果、当期の実績として営業収益は7,407百万円、営業利益は3,931百万円となり、経常利益は3,533百万円、当期純利益は3,532百万円となりました。

分配金については、税制の特例（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）（以下「租税特別措置法」といいます。）第67条の15）及び「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」（租税特別措置法第66条の2）の適用により、法人税等の追加的発生による投資主の負担が生じない範囲で、当期末処分利益のうち一定額を内部留保することとしました。かかる方針により、当期末処分利益から当該内部留保額を控除した残額から、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除いた金額を分配することとし、この結果、投資口1口当たりの分配金は18,195円となりました。

（ロ）次期の見通し

政府の発表によれば、平成23年度の国内総生産の実質成長率は1.5%程度、名目成長率は1.0%程度と、それぞれ2年連続のプラス成長が見込まれています。このように、平成23年度の我が国の経済は、世界経済の成長率の回復などを背景として、景気改善テンポの鈍化した状況から徐々に脱し、緩やかな回復経路に復していくと思われれます。ただし、世界経済の下振れ懸念や為替レートの変動などにより、景気が下押しされるリスクが相応に存在していることには留意が必要です。

不動産市場に関して、J-REIT市場においては、平成22年の東証REIT指数は26.59%上昇し、平成23年に入っても、J-REITの公募増資や投資法人債の発行による資金調達、及び新規の物件取得が継続しています。不動産賃貸市場に関して、賃貸オフィスにおいては、空室率の上昇傾向に歯止めがかかり、一部の物件については空室率の改善傾向が見られますが、円高影響もあり今後の動向には注意が必要です。また、商業施設を取り巻く環境においても、緩やかなデフレ状況が継続しているものの、個人消費も、企業収益の改善などに伴い、雇用・所得環境が安定的に推移する中で、底堅く推移することが期待されます。このような環境下においては、消費者のニーズを的確に捉えることができる店舗や施設タイプが引き続き高い競争優位性を維持するものと考えられます。

このような投資環境の中、本投資法人は以下の方針に基づき、中長期的な安定収益の確保を目指した運用を行っていきます。

a．今後の運用方針

本投資法人は、中長期にわたり安定的な収益を確保し、分配金を安定的に配当していくことを基本方針とします。この基本方針に基づき、更なる収益基盤の安定化を目的とした資産規模の拡大、保有物件の中長期的な資産価値の維持向上並びにポートフォリオの多様化及び分散化を目指すとともに、保守的かつ効率的な財務運営を行います。

i．今後の投資方針と成長戦略

（ ）収益基盤の更なる安定化に向けた外部成長戦略

収益基盤の更なる安定化のため、多様な外部成長リソースを活用し、中長期的に競争力を有する物件への選別投資を行い、多様化・分散化されたポートフォリオを構築すると共に、その更なる成長及び質の向上を図ります。

選別投資による外部成長

商業施設の評価は、商業施設の商圈人口、交通状況といった地理的要素、施設の築年数や建物の状況といったハード面、商業施設としての完成度やテナント信用力などのソフト面といった物件固有の要素に加え、商圈内における競合関係や優位性、商圈特性や消費者選好とのマッチング、今後の消費動向といった多岐にわたる要素に影響されます。本投資法人は、このような様々な要素を適切に見極めた上で、中長期的に競争力を有する、いわゆる地域一番店や特筆すべき性格を有する物件と、今後地域一番店や特筆すべき性格を有する物件になりうる可能性のある物件を中心に取得し、選別投資を行っていきます。

安定的な収益基盤構築へ向けた資産規模の更なる拡大

当期末日現在、本投資法人の資産規模は206,808百万円（取得価格総額）に達していますが、中長期的に安定した分配金を配当していくための強固な収益基盤の構築へ向けて、資産規模の更なる拡大が必要と考えています。当期末日現在のポートフォリオは比較的築年数の短い物件が中心ですが、中長期的な視野のもと、各物件の老朽化や環境の変化に対応し、将来にわたりポートフォリオの競争力の維持・向上を図っていくために、大規模リニューアル、再開発及び資産の入替え等の対応が必要となる可能性があります。機動的にこれらの対応を実施しながら、ポートフォリオに与えるその影響を限定的なものとするために、資産規模の更なる拡大を図り、収益基盤の一層の安定化を目指します。

多様な外部成長リソースと持続的な安定成長のための成長サイクル

本投資法人は、引き続き本資産運用会社のスポンサーである三井不動産株式会社（以下「三井不動産」といいます。）の商業施設開発力を活用した外部成長を目指すと同時に、三井不動産及び本資産運用会社の情報収集力に基づき三井不動産以外の第三者からの物件取得も積極的に行うことによって、多様なリソースを活用した外部成長を図っていきます。

本投資法人は、平成23年1月18日に、本資産運用会社独自の情報ネットワークにより、志村ショッピングセンターを、平成23年2月16日に、三井不動産が出資する特別目的会社から三井ショッピングパーク ララガーデン春日部を、それぞれ取得しました。今後も引き続き三井不動産の有する高い物件供給能力と幅広いネットワークを活用しつつ、三井不動産以外にも物件情報を収集し、物件取得に役立てていく考えです。また、取得に際しては法令及び本投資法人における利益相反対策ルールを遵守し、適切な適時情報開示を行います。

ポートフォリオの多様化の深化と更なる分散化

本投資法人は、リージョナルSC及びアウトレットモールといった広域商圈を対象とした大規模ショッピングセンターを中心に、コミュニティSC、食品スーパー及び都心型商業施設など幅広い商圈特性を有する多様な物件タイプへの投資により、引き続き多様化・分散化を進めることで、資産規模の更なる拡大及びポートフォリオの質と収益性及び安定性の更なる維持・向上を図っていきます。

また、本投資法人は、各地域の経済規模を勘案の上、首都圏を中心とした日本全国の中核都市への地域分散に配慮し、信用力の高いテナントを中心としつつ特定のテナントのクレジットリスクに偏ることのないようテナント分散にも配慮しながら、ポートフォリオに与える影響のプラス面・マイナス面を総合的に判断し、物件の取得を行います。更に、本投資法人における資産規模の更なる拡大を進める中で、各物件のポートフォリオ全体に占める割合を低下させ、より分散化されたポートフォリオの構築を図ります。

収益基盤の更なる安定化とアップサイドポテンシャルへの配慮

本投資法人は、引き続き中長期にわたり安定的な収益を確保するため、信用力の高いテナントとの長期固定の賃貸借契約を中心とする強固な収益基盤の維持・向上に注力します。

また、景気動向に大きく左右されない安定性に軸足を置きながら、売上歩合賃料の導入されている物件及びテナント入替えや賃料改定等による賃貸収益の増加が見込める物件など、運営管理によって賃貸収益の増加が見込める物件を組み入れることで、ダウンサイドリスクを低く保ったまま、アップサイドが期待できる収益基盤の構築を図ります。

（ ）三井不動産グループの商業施設運営管理ノウハウを活用した資産価値の維持・向上

本投資法人のポートフォリオは、当期末日現在において100.0%の稼働率を維持しており、賃貸収入も安定的に推移しています。これは、ポートフォリオを構成する物件の多くが長期固定の賃貸借契約を締結していることに加え、それぞれの商圈内において中長期的に高い競争力を有する、いわゆる地域一番店や特筆すべき性格を有する物件を中心としていることが大きな要因であると考えています。ただし、商業施設の競争力を中長期的に維持していくには、商圈動向や建物の状況だけではなく、多種多様な要素を把握した上で、内外環境の変化への適切な対応を実施する必要があるため、商業施設の運営管理についての非常に高い専門性が求められます。

本投資法人は、底地のみ取得している物件を除く全物件において、三井不動産との間でSCマネジメント契約を締結する等により取引関係を構築することを通じて（注）、商業施設の運営管理に関して日本有数の実績をもつ企業グループである三井不動産及びその連結子会社（以下「三井不動産グループ」といいます。）のサポートを受けられる体制を構築しています。「SCマネジメント」とは、プロパティマネジメント業務を包含する、商業施設における総合的なマネジメント業務であり、以下のような専門性の高い業務を提供するものです。

（注）本投資法人及び本資産運用会社は、三井不動産より、SCマネジメント業務に関わる業務執行体制を平成23年4月1日付で変更し、SCマネジメント業務の一部を、三井不動産グループの同業務専業の新設会社であるフロンティアリートSCマネジメント株式会社に再委託する旨の通知を受けており、本資産運用会社は、当該SCマネジメント業務の一部再委託を内容とした業務執行体制の変更について承認しています。

- ・ 商圈や競合店動向等商業施設を取り巻く環境の把握分析、テナント動向の把握
- ・ 運営管理全般の企画・計画立案・マネジメント
- ・ テナントのリーシング・契約管理・窓口業務
- ・ 資産保全、管理会社等の監督・契約管理

本投資法人は、引き続きSCマネジメント委託先の三井不動産グループが有する商業施設運営管理ノウハウを活用し、内外の環境の変化を適切に把握し対処することで、現在のポートフォリオの質と収益性及び安定性の更なる維持・向上を目指します。

・ 財務戦略

本投資法人は保守的な財務運営を行うことを基本方針とします。借入期間が長期かつ固定金利である借入金等とテナントから預託された敷金保証金の有効活用によって、より安定的な財務基盤の構築を図ります。

本投資法人は、主として借入金等の有利子負債にテナントから預託される敷金保証金を加えた負債比率を保守的な水準で維持することにより、安定性の高い財務基盤のマネジメントを継続していきます。借入金等の有利子負債については、リファイナンスリスクや金利変動リスクに配慮して、長期負債比率の適切なマネジメントに留意するとともに、借入期間の長期化、金利の固定化、返済期限の分散化等を考慮し、最適な資金調達手段を検討します。

また、今後の資金需要、投資口価格の推移及び債券市場環境等を総合的に勘案しながら、新投資口及び投資法人債の発行についても検討していきます。

b. 決算期後に生じた重要な事実

. 資産の取得

() 平成23年 1 月18日付取得資産の概要

志村ショッピングセンター

物件名称	志村ショッピングセンター
取得価格	4,430百万円（取得諸経費、固定資産税、都市計画税及び消費税等を除きます。）

売買契約締結日 平成23年 1 月13日

取得日 平成23年 1 月18日

取得先 文化シャッター株式会社

取得資金 自己資金及び借入金により取得

支払方法 引渡時一括

取得の理由

本物件は東京都板橋区に所在し、都営三田線志村三丁目駅から徒歩 1 分程度の位置に立地しています。環八通りに面しているため、自動車でのアクセスビリティも良好で、本物件の前にあるバス停を利用したバスでのアクセスも可能です。商圈人口は 1 km圏4.9 万人、3 km圏41.6万人、5 km圏117.0万人と全国的に見てもトップ水準の密度感の十分な商圈人口を有しています。

また、サミット株式会社と20年間の建物賃貸借契約を締結しており、中長期にわたり安定的な収益を確保することを目的とする本投資法人の投資方針に合致するものです。

本物件の取得により、資産規模の拡大とともに、ポートフォリオの多様化・分散化等、既存ポートフォリオの質を維持向上させることが可能であると考えています。

() 平成23年 2 月16日付取得資産の概要

三井ショッピングパーク ララガーデン春日部

物件名称	三井ショッピングパーク ララガーデン春日部
取得価格	10,000百万円（取得諸経費、固定資産税、都市計画税及び消費税等を除きます。）

売買契約締結日 平成23年 2 月14日

取得日 平成23年 2 月16日

取得先 春日部デベロップメント特定目的会社（注）

取得資金 自己資金及び借入金により取得

支払方法 引渡時一括

（注）三井不動産が出資する商業施設の取得、保有及び処分を目的とした特別目的会社です。

取得の理由

本物件は埼玉県春日部市に所在し、東武伊勢崎線・東武野田線春日部駅から徒歩4分程度の位置に立地しています。商圏人口は3km圏15.3万人、5km圏28.3万人と潤沢なマーケットボリュームを有しています。

また、三井不動産と20年間の建物賃貸借契約を締結しており、中長期にわたり安定的な収益を確保することを目的とする本投資法人の投資方針に合致するものです。

本物件の取得により、資産規模の拡大とともに、ポートフォリオの多様化・分散化等、既存ポートフォリオの質を維持向上させることが可能であると考えています。

第1回無担保投資法人債発行

本投資法人は、平成22年8月4日開催の役員会において、第1回無担保投資法人債（以下、本において「本投資法人債」ということがあります。）の発行を決議し、本投資法人債発行につき、平成23年3月11日に払込みが完了しています。

第1回無担保投資法人債発行要領

名称：フロンティア不動産投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）

発行総額：50億円

払込金額：各投資法人債の金額100円につき金100円

償還金額：各投資法人債の金額100円につき金100円

利率：年1.07%

担保・保証：本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。

払込期日：平成23年3月11日

資金使途：短期借入金の返済の一部に充当します。

（2）【投資法人の目的及び基本的性格】

投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、投信法に基づき設立された投資法人であり、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、規約の規定に基づき、主として後記「2 投資方針（2）投資対象 投資対象とする資産の種類」に記載する不動産等及び不動産対応証券（以下、それぞれ「不動産等」及び「不動産対応証券」といいます。）等の特定資産に投資を行うことを通じてその資産の運用を行います。

投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき、資産を、主として特定資産に対する投資として運用することを目的とします。本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です。本投資法人の資産運用は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）上の金融商品取引業者である本資産運用会社にすべて委託してこれを行います。

（注）投資法人に関する法的枠組みは、大要以下の通りです。

投資法人は、金融商品取引法上の金融商品取引業者などの一定の資格を有する設立企画人により設立されます。投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければなりません。規約とは、株式会社における定款に相当するものであり、投資法人の商号、発行可能投資口総口数、資産運用の対象及び方針、金銭の分配の方針等を規定する投資法人の根本規則です。投資法人は、かかる規約に沿って運営されます。なお、規約は、投資法人の成立後には、投資主総会の特別決議により変更することができます。

投資法人は、投資口を発行して、投資家より出資を受け、投資口を有する者を投資主といい、投資主は、投資主総会を通じて、一定の重要事項につき投資法人の意思決定に参画できる他、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利とは必ずしも同一ではありません。

投資法人には、その機関として、投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人が設置されます。執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表します。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督します。すべての執行役員と監督役員は、役員会を構成し、かかる役員会は、執行役員の一定の重要な職務の執行に対する承認、計算書類等（金銭の分配に係る計算書を含みます。）の承認等、投資法人の一定の業務の執行に係る重要な意思決定を行います。さらに、会計監査人は、投資法人の会計監査を行います。これらの執行役員、監督役員及び会計監査人はいずれも投資主総会の決議によって選任されます。投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人については、後記「（４）投資法人の機構 投資法人の統治に関する事項」をご参照下さい。

投資法人は、規約に定める額を限度として、借入れを行うことができるほか、投資主の請求により投資口の払戻しをしない旨を規約に定めたクローズド・エンド型の投資法人の場合には、規約に定める額を限度として、投資法人債を引き受ける者を募集することもできます。また、投資法人は一定の要件を充足した場合に、短期投資法人債を発行することができます。

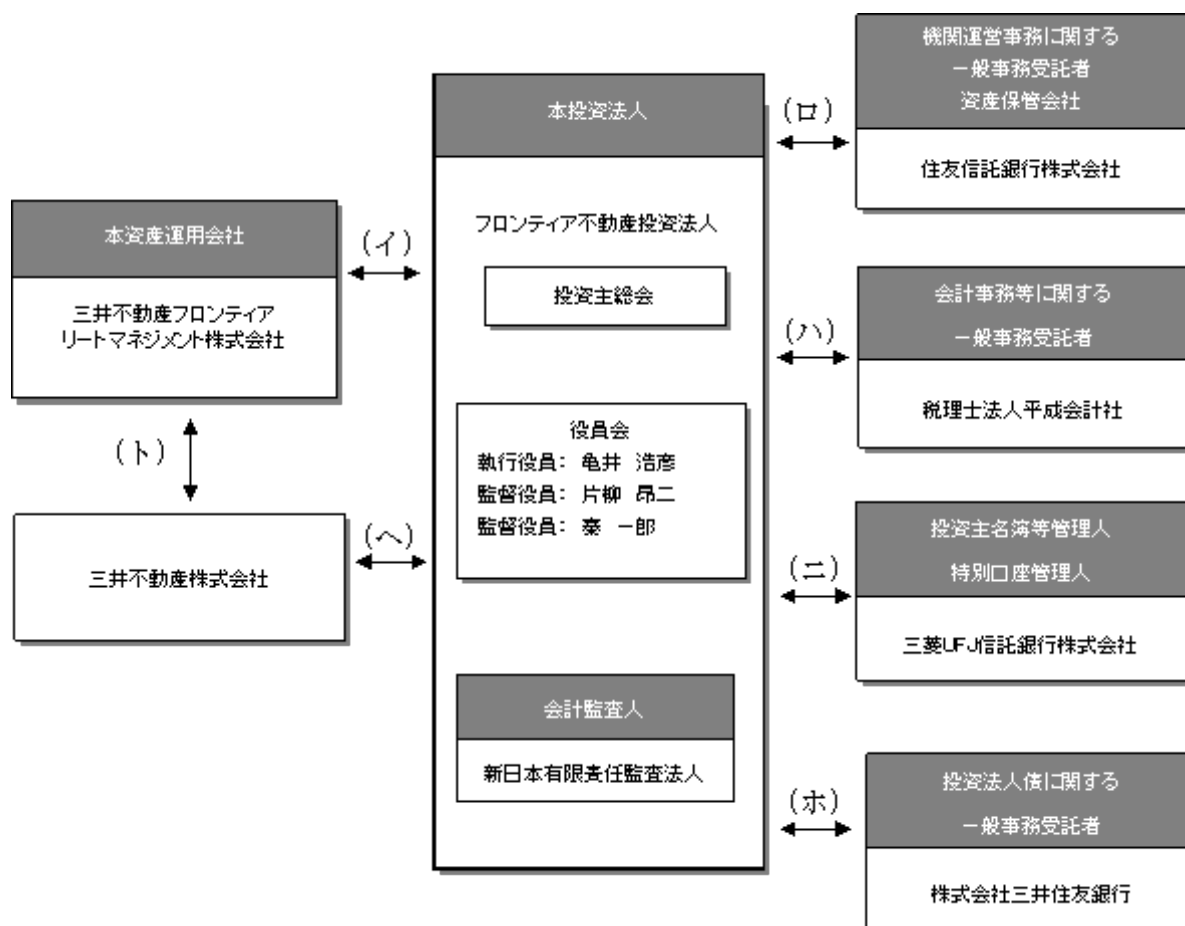
投資法人は、投資口及び投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下同じです。）の発行による手取金並びに借入金を、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い運用します。なお、投資法人がこのような資産の運用を行うためには、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります（以下、この登録を受けた投資法人を「登録投資法人」といいます。）。本投資法人の資産運用の対象及び方針については、後記「２ 投資方針（１）投資方針 及び（２）投資対象」をご参照下さい。

投資法人は、投資主に対して、規約で定めた金銭の分配の方針に従って、金銭の分配を行います。本投資法人の投資主に対する分配方針については、後記「２ 投資方針（３）分配方針」をご参照下さい。

登録投資法人は、投信法上の資産運用会社（内閣総理大臣の登録を受けた金融商品取引業者（投資運用業を行うものに限り、信託会社を除きます。））にその資産の運用に係る業務を委託しなければなりません。また、登録投資法人は、信託銀行等の一定の資格を有する資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければなりません。さらに、投資法人は、一般事務受託者に投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資主名簿等に関する事務その他の事務を委託しなければなりません。本投資法人の資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者については、後記「（３）投資法人の仕組み」をご参照下さい。

(3) 【投資法人の仕組み】

本投資法人の仕組み図



(イ) 資産運用委託契約

(ロ) 機関の運営に関する一般事務委託契約 / 資産保管業務委託契約

(ハ) 会計事務等に関する業務委託契約

(ニ) 一般事務（投資口取扱事務）委託契約 / 特別口座の管理に関する契約

(ホ) 財務代理契約証書

(ヘ) S C マネジメント基本契約書（注）

(ト) 不動産等に関する調査業務委託契約書

（注）本投資法人及び本資産運用会社は、三井不動産より、S C マネジメント業務に関わる業務執行体制を平成23年 4 月 1 日付で変更し、S C マネジメント業務の一部を、三井不動産グループの同業務専門の新設会社であるフロンティアリート S C マネジメント株式会社に再委託する旨の通知を受けており、本資産運用会社は、当該 S C マネジメント業務の一部再委託を内容とした業務執行体制の変更について承認しています。

本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の概要

運営上の役割	名称	関係業務の概要
本投資法人	フロンティア不動産投資法人	規約に基づき、投資主より払い込まれた資金等を、主として不動産等及び不動産対応証券等に投資することにより運用を行います。
本資産運用会社	三井不動産フロンティアリート マネジメント株式会社	平成16年5月12日付で本投資法人との間で資産運用委託契約（その後の変更を含みます。）を締結しました。 投信法上の資産運用会社として、同契約に基づき、本投資法人の規約及び同規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、資産の運用に係る業務を行います。 本資産運用会社に委託された業務の内容は、本投資法人の資産運用に係る業務、本投資法人の資金調達に係る業務、本投資法人への報告業務及びその他本投資法人が随時委託する前記 から に関連し又は付随する業務です。
会計事務等に関する一般事務受託者	税理士法人平成会計社	平成20年9月29日付で本投資法人との間で会計事務等に関する業務委託契約を締結しました。 同契約に基づき、本投資法人の 計算に関する事務、会計帳簿の作成に関する事務及び 納税に関する事務の補助業務等を行います。
機関の運営に関する一般事務受託者	住友信託銀行株式会社	平成20年9月29日付で本投資法人との間で機関の運営に関する一般事務委託契約（その後の変更を含みます。）を締結しました。 同契約に基づき、本投資法人の役員会及び投資主総会の運営に関する事務（ただし、投資主総会関係書類の発送、議決権行使書の受理及び集計に関する事務等を除きます。）を行います。
資産保管会社	住友信託銀行株式会社	平成16年5月12日付で本投資法人との間で資産保管業務委託契約（その後の変更を含みます。）を締結しました。 同契約に基づき、投信法上の資産保管会社として、本投資法人の保有する資産の保管に係る業務を行います。
投資主名簿等管理人 特別口座管理人	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	平成16年5月12日付で本投資法人との間で一般事務（投資口取扱事務）委託契約（その後の変更を含みます。）を、平成20年12月24日付で特別口座の管理に関する契約をそれぞれ締結しました。 一般事務（投資口取扱事務）委託契約及び特別口座の管理に関する契約に基づき、投信法上の一般事務受託者として、投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務、投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務、投資主からの本投資法人に対する権利行使に関する請求、その他の投資主からの申出の受付に関する事務等を行います。
投資法人債に関する一般事務受託者	株式会社三井住友銀行	平成23年3月4日付で本投資法人との間で第1回無担保投資法人債にかかる財務代理契約証書を締結しました。 同契約に基づき、投信法上の一般事務受託者として、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務及び投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務等を行います。

上記以外の本投資法人の主な関係者

名称	役割及び業務内容
三井不動産株式会社	平成20年2月18日付で、本投資法人との間でＳＣマネジメント基本契約書（その後の変更を含みます。）（注）を、本資産運用会社との間で不動産等に関する調査業務委託契約書（旧名称 不動産等の取得に関するアドバイザリ契約書。その後の変更を含みます。以下同じです。）を、それぞれ締結しました。

（注）本投資法人及び本資産運用会社は、三井不動産より、ＳＣマネジメント業務に関わる業務執行体制を平成23年4月1日付で変更し、ＳＣマネジメント業務の一部を、三井不動産グループの同業務専門の新設会社であるフロンティアリートＳＣマネジメント株式会社に再委託する旨の通知を受けており、本資産運用会社は、当該ＳＣマネジメント業務の一部再委託を内容とした業務執行体制の変更について承認しています。

（４）【投資法人の機構】

投資法人の統治に関する事項

（イ）機関の内容

本投資法人の執行役員は１名以上、監督役員は２名以上（ただし、執行役員の員数に１を加えた数以上とします。）とし、執行役員及び監督役員は役員会を構成します（規約第17条）。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員１名、監督役員２名、すべての執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。

a．投資主総会

投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます。投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって行われます（規約第11条）が、規約の変更（投信法第140条）等、投信法第93条の２第２項に定める決議は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行われます（特別決議）。ただし、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第１項、規約第14条第１項）。投資主総会における各投資主の議決権及び決議方法については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第３ 管理及び運営 ３ 投資主・投資法人債権者の権利（１）投資主総会における議決権」をご参照下さい。

本投資法人の資産運用の対象及び方針は、本投資法人の規約に定められています（規約第６章「資産運用の対象及び方針」）。かかる規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合には、上記の通り投資主総会の特別決議による規約の変更が必要となります。

本投資法人の投資主総会は、原則として２年に１回以上開催されます（規約第９条第１項）。

また、本投資法人は、本資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています。本資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります（投信法第205条）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第206条第１項）。

b．執行役員、監督役員及び役員会

執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています（投信法第109条第１項、第５項、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）第349条第４項）。ただし、本資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管業務委託契約の締結その他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を得なければなりません（投信法第109条第２項）。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第111条第１項）。また、役員会は、一定の職務執行に関する上記の承認権限を有する（投信法第109条第２項）ほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています（投信法第114条第１項）。役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行われます（投信法第115条第１項、会社法第369条第１項、規約第22条）。

投信法の規定（投信法第115条第１項、会社法第369条第２項）及び本投資法人の役員会規則において、決議について特別の利害関係を有する執行役員又は監督役員は議決に加わることができないこと及びその場合には当該執行役員又は監督役員の数は出席した執行役員及び監督役員の数に算入しないことが定められています。

執行役員又は監督役員は、その任務を怠ったときは、投資法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負いますが（投信法第115条の６第１項）、本投資法人は、かかる責任について、当

該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令で定める限度において、役員会の決議をもって免除することができるものとしています（規約第20条）。

c. 会計監査人

本投資法人は、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行う（投信法第115条の2第1項）とともに、執行役員の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める業務を行います（投信法第115条の3第1項等）。

(ロ)内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続

本投資法人は、執行役員1名及び監督役員2名により構成される役員会により運営されています。執行役員は、毎月1回程度の頻度で役員会を開催し、法令及び役員会規則で定められた承認事項に加え、本投資法人の運営及び本資産運用会社の業務遂行状況の詳細な報告を行います。この報告手続を通じ、本資産運用会社及びその利害関係者から独立した地位にある監督役員は的確に情報を入手し、執行役員の業務遂行状況を監視できる体制を維持しています。

本投資法人は、資産運用委託契約上、本資産運用会社から各種報告を受ける権利及び本資産運用会社の帳簿その他の資料の調査を行う権利を有しています。かかる権利の行使により、本投資法人は、本資産運用会社の業務執行状況を監視できる体制を維持しています。

また、本投資法人は、内部者取引等管理規則を定めて、役員によるインサイダー取引類似行為の防止に努めています。

(ハ)内部管理、監督役員による監督及び会計監査人との相互連携

各監督役員は、各々が執行役員の職務執行の監督を職責としていますが、毎月1回程度開催される役員会の席上、執行役員及び本投資法人の関係法人から、本投資法人の業務や運用資産の状況について報告を求めるとともに、必要な調査を行うことにより、監督機能を果たします。

また、監督役員及び会計監査人は、定期的に、会計監査人による監督役員に対する監査報告会を実施し、監査の経過及び内容についての報告を行い、会計監査人と監督役員との相互連携を図っています。

(二)投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

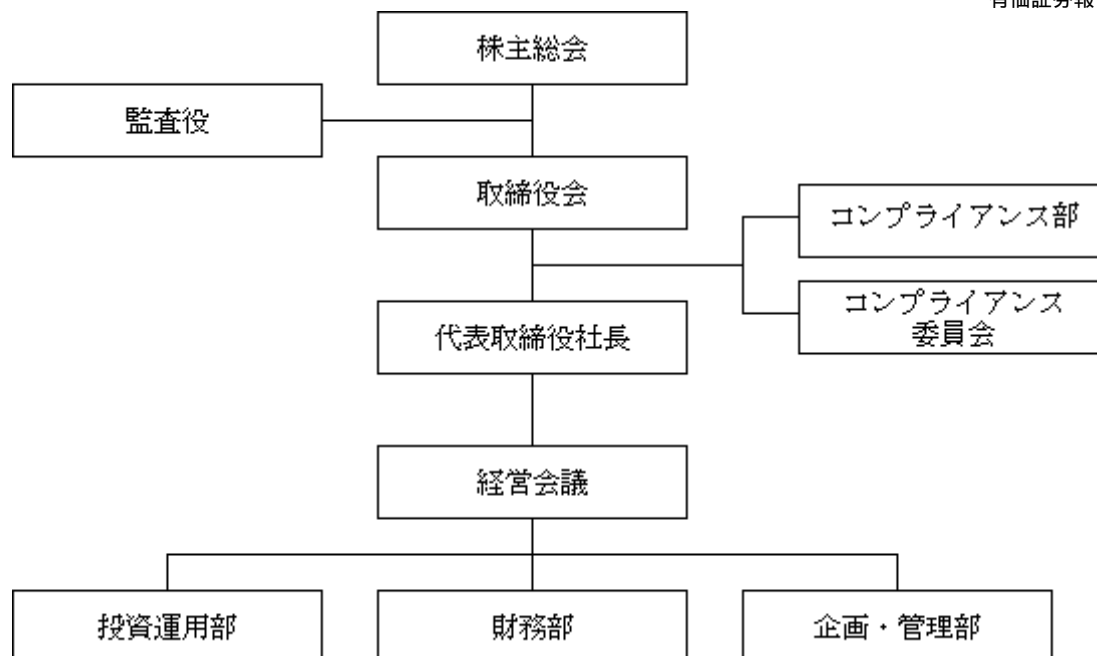
本投資法人の執行役員は、本資産運用会社から資産運用に関する業務執行状況の報告を3か月に1回以上受けることとしており、執行役員はこれを役員会に報告することとしています。また、本投資法人は、毎月1回程度開催される役員会に、本資産運用会社の役職員又は担当者を出席させています。これらにより、本投資法人は本資産運用会社の業務執行状況を管理する体制を維持しています。

投資法人の運用体制

前記の通り、本投資法人の資産運用は、本資産運用会社に委託して行います。

本書の日付現在の、本資産運用会社である三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社の組織図は以下の通りです。

本資産運用会社組織図



本資産運用会社は、上記組織の下、本投資法人より委託を受けた投資運用業務を行います。本資産運用会社は、経営及び業務執行に関する基本方針その他の重要な事項（投資運用業に関する重要な事項を含みます。）を審議及び決議するため、代表取締役社長及びその他常勤取締役を構成員とする経営会議を設置しています。本資産運用会社の各種業務は、投資運用部、財務部、企画・管理部及びコンプライアンス部の各部署に分掌され、それぞれの担当部長が統括します。

また、本資産運用会社の業務執行に関してコンプライアンス確保の観点から審議及び決議する機関としてコンプライアンス委員会を設置しています。

(イ) 本資産運用会社の各組織の業務の概要

各組織の主な業務は以下の通りです。

部署名	主な業務
経営会議	以下の . から . までに掲げる事項の審議及び決議 . 取締役会の提出議案に関する事項（コンプライアンス部が所管する規程及びコンプライアンス・マニュアルの改廃並びにコンプライアンスに関する方針等の策定・変更を除きます。） . 本資産運用会社の個別業務執行に関する事項 . 投資運用業に関する事項 (i) 取締役会承認が不要な不動産等及び不動産対応証券の取得・処分 () 運用資産の設備投資、修繕及び保全に関する事項 () 次期修繕計画（設備投資、修繕及び保全を含みます。）の立案 () 取締役会承認が不要な利害関係人等（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 （2）本投資法人に関する利益相反対策ルール」において記載する利害関係人等をいい、以下同様とします。）との取引 (v) 資金調達（投資法人債の募集及び投資口の募集によるものを除きます。） () 募集投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の発行案の決定 () 募集投資口の発行案の決定 () 投資口の分割案の決定 () 計算書類（貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書及び個別注記表）、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書の案の決定 (x) 賃貸営業計画の立案 (xi) 広告・宣伝に関する事項、広報活動方針 (x) 投資主総会に関する事項 . その他経営会議に付議することが必要と認められる事項

部署名	主な業務
コンプライアンス部	・コンプライアンスに関連する規程、マニュアル等の立案、整備に関する事項 ・コンプライアンス・プログラムの立案と実施に関する事項 (i) コンプライアンス推進のための指導、研修に関する事項 () 内部監査に関する事項 ・経営会議付議事項の事前審査及び審議・決議の過程の審査に関する事項 ・コンプライアンス委員会の運営に関する事項 ・本資産運用会社のリスク管理の統括に関する事項 ・法令違反等の問題発生時の対応に関する事項 ・その他付随する事項
企画・管理部	・経営計画に関する事項 ・株主総会・取締役会の運営に関する事項 ・総務・労務・経理に関する事項 ・広告・宣伝、広報に関する事項 ・資産運用委託契約の締結・解約・変更 ・官公庁・業界団体等に関する事項 ・コンプライアンス部の所管する業務に関する補助 ・その他付随する事項
財務部	・本投資法人の資産運用実績の分析、評価 ・本投資法人の広告・宣伝・広報活動に関する事項 ・本投資法人の上場及び増資に関する事項 ・投資主対応及び投資主総会に関する事項 ・本投資法人の資本政策、財務戦略に関する事項 ・本投資法人の資金調達、金銭の分配に関する事項 ・本投資法人の経営計画、経営予算に関する事項 ・不動産投資信託市場の調査分析 ・その他付随する事項
投資運用部	・投資運用業に係る資産の取得・処分に関する事項 ・投資運用業に係る資産の賃貸に関する事項 ・投資運用業に係る資産の管理に関する事項 ・不動産市場及び小売業等業界動向の調査分析 ・賃借人の与信管理 ・その他付随する事項

(ロ) コンプライアンス委員会

本書の日付現在、コンプライアンス委員会は社外専門委員 3 名を構成員に含んでおり、その概要は以下の通りです。

委員	代表取締役社長（委員長）、取締役会長、社外専門委員 3 名及びコンプライアンス部長
業務	以下の i. から vi. までの掲げる事項の審議及び決議 ・コンプライアンスに関する規程、方針、制度等の策定又は改廃に関する事項 ・利害関係人等取引に関する規程、方針、制度等の策定又は改廃に関する事項 ・コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラム、その他のコンプライアンスに関する規則の策定又は変更に関する事項 ・利害関係人等以外との間の特定資産（1 億円以上）の取得又は譲渡の取引に関する事項 ・利害関係人等取引規程に定める事項 ・その他コンプライアンス委員会で審議することが必要であると委員長又はコンプライアンス部長が認める事項
審議方法等	コンプライアンス委員会は、社外専門委員 2 名以上の出席及び構成委員の 3 分の 2 以上の出席をもって開催し、その決議は、社外専門委員 2 名以上の賛成及び出席者の 3 分の 2 以上の賛成によるものとします。ただし、利害関係人等取引規程に定める利害関係人等との取引に係る事項の決議については、構成委員全員の賛成によるものとします。なお、利害関係人等との取引に係る事項の決議において、欠席の構成委員は当該事項の賛否を書面又は電磁的方法によって委員長に通知し、委員長はこれを決議に加えます。

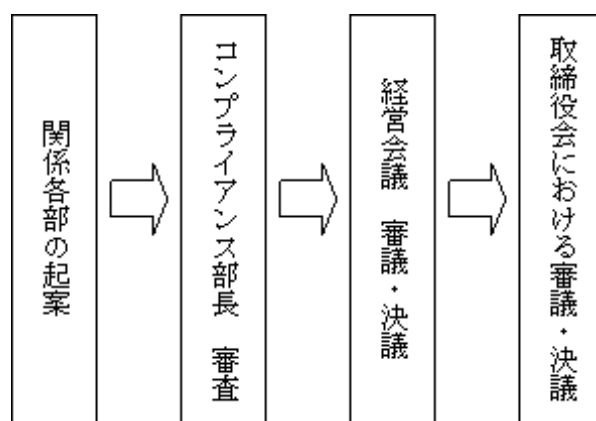
投資運用の意思決定機構

本資産運用会社は、運用ガイドラインを作成し、投資方針、利害関係人等との取引のルール、開示の方針等の投資運用に関する基本的な考え方について定めます。

また、本資産運用会社は、運用ガイドラインに従い、資産管理計画書を作成し、運用ガイドラインに定める投資方針、利害関係人等との取引のルールに従い、取得資産を選定し、その取得を決定します。

本書の日付現在における本資産運用会社における運用ガイドライン及び資産管理計画書の制定及び変更に係る意思決定機構並びに資産の取得又は処分に係る意思決定機構は以下の通りです。

< 運用ガイドライン及び資産管理計画書の制定・変更に係る意思決定機構 >



(イ) 関係各部が業務分掌に従って、起案等の業務を行います。

運用ガイドライン及び資産管理計画書は、投資運用部又は財務部がそれぞれの担当部分について起案します。

(ロ) 上記(イ)に基づき起案された運用ガイドライン及び資産管理計画書は、コンプライアンス部長が法令、社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」といいます。）の定める規則、規約及び社内規定（以下「法令等」といいます。）に照らして審査します。

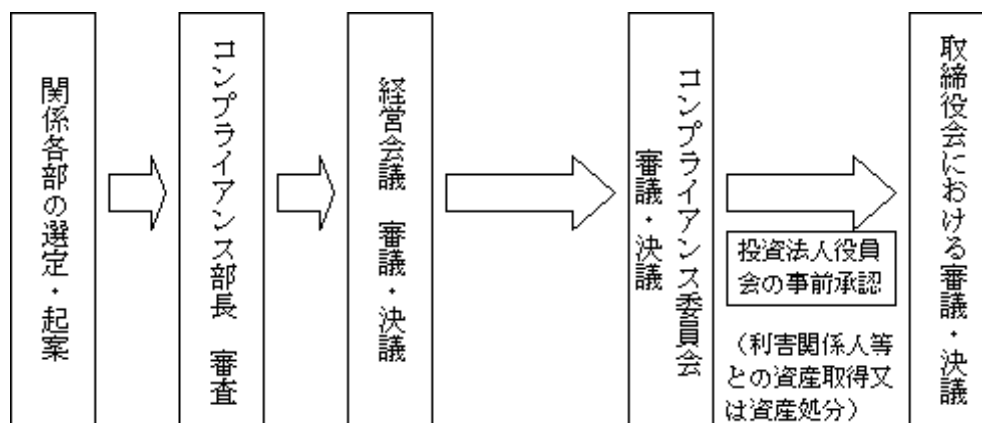
(ハ) コンプライアンス部長による審査の後、起案された運用ガイドライン及び資産管理計画書は、経営会議に付議され、審議及び決議されます。コンプライアンス部長は、経営会議に同席し、付議議案の審議及び決議につきコンプライアンス上疑義があると判断した場合には、審議又は決議を中止し、当該議案を起案部署に差し戻す権限を有します。

(ニ) 運用ガイドライン及び資産管理計画書の制定及び変更は、経営会議の決議を経て取締役会に付議され、審議され、全取締役の3分の2以上の賛成をもって決議されます。

ただし、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（2）本投資法人に関する利益相反対策ルール」記載の利益相反対策ルールに係る制定及び変更は取締役会の議決に先立ち本投資法人役員会の承認を得るものとします。

(ホ) 運用ガイドライン及び資産管理計画書は、一年に一度見直しを行うことを原則としますが、見直しの結果、変更を行わないこともあります。また、経済情勢の大幅な変化が生じた場合にはその都度見直し及び変更を行うことがあります。

< 資産の取得又は処分に係る意思決定機構 >



(イ) 関係各部が業務分掌に従って、起案等の業務を行います。

資産の取得又は処分に關しては、各物件について投資運用部において定められた手続に従いデュー・ディリジェンスを行い、投資運用部が投資適格物件を選定します。

(ロ) 上記(イ)に基づき選定された投資適格物件は、コンプライアンス部長が法令等に照らして審査します。

(ハ) コンプライアンス部長による審査の後、経営会議に付議され、審議及び決議されます。コンプライアンス部長は、経営会議に同席し、付議議案の審議及び決議につきコンプライアンス上疑義があると判断した場合には、審議又は決議を中止し、当該付議議案を起案部署に差し戻す権限を有します。

(ニ) 資産の取得又は処分は経営会議の決議を経た後にコンプライアンス委員会に付議され、同委員会での審議及び決議を経た後に取締役会に上程され、取締役会で審議及び決議されます。コンプライアンス委員会の決議は、社外専門委員2名以上の賛成及び出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。ただし、利害関係人等との間で行われる資産の取得又は処分については構成委員全員の賛成を必要とします。また、利害関係人等との間で行われる資産の取得又は処分については取締役会の決議の前に、本投資法人役員会における事前承認が必要とされます。

(ホ) 資産の取得又は処分の取締役会決議に際しては、全取締役の3分の2以上の賛成を必要とします。

投資運用に関するリスク管理態勢の整備状況

本資産運用会社は管理対象とするリスクの種類、リスク管理に関する基本的考え方及び社内リスク管理体制等に関するリスク管理規程を定め、当該規程に基づいて管理体制を整備し各種リスクに対する適切な管理を実施しています。加えて、利益相反リスクに対しては利害関係人等取引規程を定め厳格な利益相反対策ルールを定めています。

リスク管理規程の制定・改廃は、経営会議の審議を経て取締役会で決定します。

また、本資産運用会社は具体的なリスク管理の実施方法として、本投資法人の事業計画に合わせて各種リスクの重点管理課題と対策を設定したリスク管理計画を策定し、経営会議の決定を経て管理を実施し、その結果を経営会議及び取締役会へ報告しています。

さらに、本資産運用会社におけるリスク管理の仕組みとして、社内の各部門長を当該部門のリスク管理担当として配置するとともに、全体のリスクを統括する部署としてコンプライアンス部を配置し、リスクを統合して管理できる体制を整備しています。コンプライアンス部は社内各部門から独立した組織として配置され、相互牽制機能を十分発揮できるものとされています。

（５）【投資法人の出資総額】

（本書の日付現在）

出資総額	108,857,258,000円
本投資法人が発行することができる投資口の総口数	2,000,000口
発行済投資口総数	194,000口

本書の日付現在における出資総額及び発行済投資口総数の増減は、以下の通りです。

年月日	出資総額（注１）（百万円）		発行済投資口総数（口）		備考
	増加額	残高	増加口数	残高	
平成16年５月12日	200	200	400	400	（注２）
平成16年８月７日	54,136	54,336	102,000	102,400	（注３）
平成16年９月８日	4,246	58,582	8,000	110,400	（注４）
平成20年３月24日	9,650	68,233	14,600	125,000	（注５）
平成20年７月24日	21,146	89,379	35,000	160,000	（注６）
平成22年７月１日	18,331	107,711	32,000	192,000	（注７）
平成22年７月28日	1,145	108,857	2,000	194,000	（注８）

（注１）「出資総額」は百万円未満を切り捨てて記載しています。

（注２）本投資法人の設立に際して、１口当たり発行価格500,000円にて投資口を発行しました。

（注３）１口当たり発行価格550,000円（発行価額530,750円）にて、新規物件の取得資金の調達を目的として新投資口を発行しました。

（注４）１口当たり発行価額530,750円にて、新規物件の取得資金の調達を目的として第三者割当により新投資口を発行しました。

（注５）１口当たり発行価額661,000円にて、新規物件の取得に伴う借入金の一部返済に充当することを目的として第三者割当により新投資口を発行しました。

（注６）１口当たり発行価格625,240円（発行価額604,186円）にて、新規物件の取得に伴う借入金の一部返済に充当することを目的として新投資口を発行しました。

（注７）１口当たり発行価格592,312円（発行価額572,872円）にて、新規物件の取得資金の調達を目的として新投資口を発行しました。

（注８）１口当たり発行価額572,872円にて、新規物件の取得に伴う借入金の一部返済に充当することを目的として第三者割当により新投資口を発行しました。

（６）【主要な投資主の状況】

（平成22年12月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有投資口数(口)	比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目 8 番11号	29,654	15.29
野村信託銀行株式会社（投信口）	東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号	18,926	9.76
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号	14,600	7.53
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	東京都中央区晴海一丁目 8 番12号	13,644	7.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番 3 号	9,362	4.83
A I G エジソン生命保険株式会社ジーエーノンディーアイエムエー	東京都品川区東品川二丁目 3 番14号	5,087	2.62
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西三丁目11番	3,882	2.00
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティージャスデック アカウンド	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号	3,345	1.72
株式会社中国銀行	岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号	2,890	1.49
ノムラバンクルクセンブルグエスエー	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 3 号	2,548	1.31
合 計		103,938	53.58

（注）「比率」とは、発行済投資口総数に対する所有投資口数の比率をいい、小数第 3 位を四捨五入して記載しています。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

本投資法人は、中長期にわたり安定した収益を確保することを目的として、後記「（２）投資対象
投資対象とする資産の種類」に挙げる各資産のうち、主として不動産等及び不動産対応証券等に
投資するものとします。

投資態度

本投資法人は、以下の投資態度に従って本投資法人の資産の運用を行うものとします。

（イ）主たる投資対象

郊外型商業施設及び都心型商業店舗ビル等の用途に供されている不動産及びかかる不動産を信託
財産とする不動産信託受益権を主たる投資対象とします。

（ロ）地域分散

投資対象物件が特定の地域に集中することによる地域経済の悪化に伴う賃料収入に関するリスク
及び地震等の災害リスクを軽減することにより、キャッシュ・フローの安定化を図ることを目的と
して、地域的分散投資、即ち、日本国内の各地に所在する不動産及びかかる不動産を信託財産とする
不動産信託受益権に対する投資を行います。

（ハ）賃貸借期間等

投資対象とする不動産及び不動産信託受益権に係る不動産の賃貸借期間は原則として５年以上と
します。

（ニ）開発物件に対する投資

投資対象とする不動産及び不動産信託受益権に係る不動産は、原則として購入時点で賃貸の用に
供されている稼働物件とし、未稼働物件を投資対象としません。ただし、未稼働物件又は建設予定若
しくは建設中の物件であっても、稼働後又は建物竣工後に安定的な収益が確実に見込まれる場合
は、かかる物件に投資を行うことがあります。

（ホ）投資判断

原則として、賃貸事業収入若しくはこれに類する収入が現に生じているか又は生じる見込みがあ
る不動産及びかかる不動産を信託財産とする不動産信託受益権を投資対象とし、現在及び将来にわ
たる収益性、立地エリアの将来性及び安定性、当該不動産の物理的な劣化又は経済的な陳腐化に対
する対応状況、賃借人の属性（財務内容、経営状況及び業種の将来性等）並びに賃貸借契約内容等
を総合的に判断し、その投資価値を見極めた上で、投資を行います。

（ヘ）取得価格

物件特性やポートフォリオ全体の収益性を勘案し、鑑定評価額を基準に取得価格を決定します。
ただし、利害関係人等からは、鑑定評価額を超えて取得しません。

運用方針

本投資法人は、中長期にわたり安定的な収益を確保するために、主として賃貸借期間が中長期であ
り、かつ、主要テナントの信用力が一般的に高い不動産及びかかる不動産を信託財産とする不動産信
託受益権（以下「安定収益型資産」といいます。）から構成されるポートフォリオの構築を目指して
資産の運用を行います。また、本投資法人は、安定収益型資産での運用を原則としますが、テナントの
入替えや運営により収益と資産価値の向上を図ることのできる不動産及びかかる不動産を信託財産
とする不動産信託受益権を投資対象とすることもあります。

かかるポートフォリオの構築は、以下に沿って行うものとします。

（イ）取得基準

個別の不動産及び不動産信託受益権に係る不動産の選定に当たっては、当該不動産の購入予定価格、予想収益、立地特性、環境、将来性、施設規模、建物及び設備等の状況、耐震性、権利関係、入居テナントの信用力、店舗の売上高、賃貸借契約の内容、建物管理の状況等を十分に検討し、中長期的に競争優位性、収益安定性を持つものを選定します。なお、1投資物件当たりの最低投資額（税金及び取得費用等を除きます。）は、原則として10億円以上とします。ただし、他の投資物件に付随して投資するものについてはこの限りではありません。

（ロ）投資物件の選定方法

不動産及び不動産信託受益権に係る不動産の選定に際しては、個別物件毎に予想収益及び立地する地域の将来性等の経済的調査、建物状況及び耐震性能等の物理的調査並びに権利関係等の法的調査（以下、これらの調査を総称して「デュー・ディリジェンス」といいます。）を詳細に実施し、当該物件の価値を見極めた上で、全体のポートフォリオへの影響や価値向上への寄与度等を総合的に判断し決定します。

デュー・ディリジェンスに際しては、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、一級建築士、商圈調査会社等の専門家に調査を依頼し、多面的な視点から精緻な調査を実施します。

（ハ）保有期間

本投資法人は、原則として中長期の保有を前提に不動産及び不動産信託受益権を取得するものとし、当初から短期に売却する目的での資産取得は行いません。中期とは概ね5年以上10年未満、長期とは10年以上をいいます。なお、不動産及び不動産信託受益権の取得後においても必要に応じて入居テナントの信用調査を実施するなど与信管理を行います。

（二）三井不動産グループとの体制の構築

本資産運用会社は、三井不動産との不動産等に関する調査業務委託契約締結及び三井不動産グループからの商業施設の運営管理に關してのノウハウ提供等を通じて、本投資法人の投資主価値の最大化に資する取組みを行っていきます。

また、資産規模のさらなる拡大にあたり、安定性に加え、成長性にも配慮したポートフォリオの構築を図るため、不動産等に関する調査業務委託契約等で三井不動産グループが有する物件取得のノウハウやネットワークを積極的に活用していく考えです。

運営管理に關しても、三井不動産グループの商業施設の運営管理のノウハウを活用すべく、底地物件を除く全保有物件についてSCマネジメント契約（注）を締結しています。

（注）本投資法人及び本資産運用会社は、三井不動産より、SCマネジメント業務に關わる業務執行体制を平成23年4月1日付で変更し、SCマネジメント業務の一部を、三井不動産グループの同業務專業の新設会社であるフロンティアリートSCマネジメント株式会社に再委託する旨の通知を受けており、本資産運用会社は、当該SCマネジメント業務の一部再委託を内容とした業務執行体制の変更について承認しています。

（ホ）損害保険等の付保方針

a．損害保険

災害や事故等による建物等の損害又は第三者への損害賠償を担保するため、保有不動産及び保有不動産信託受益権に係る不動産について火災保険、賠償責任保険を付保します。なお、災害、事故等による利益損失等を回避するため、利益保険等を付保します。

b．地震保険

本投資法人は、ポートフォリオ全体に係るPML（注）を基準に、災害による影響と損害保険料等を比較検討して地震保険の付保の判断を行います。なお、PMLが20%を超える物件があれば、個別に地震保険の付保を検討します。

（注）PML（Probable Maximum Loss）とは、地震による予想最大損失率を意味します。PMLには個別物件に関するものと、ポートフォリオ全体に関するものがあります。PMLについての統一された厳密な定義はありませんが、本書においては、想定した予定使用期間（50年＝一般的建物の耐用年数）中に、想定される最大規模の地震（475年に一度起こる大地震＝50年間に起こる可能性が10%の大地震）によりどの程度の被害を被るかを、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率（％）で示したものを意味します。

（ヘ）売却方針

原則として、本投資法人は、不動産及び不動産信託受益権を、中長期的観点から保有するものとし、短期的にこれらを売却しないものとします。ただし、物件の将来収支見込み、建物劣化等による費用の増大、ポートフォリオ全体への影響等、総合的な観点から、売却が必要であると判断する場合には、かかる不動産及び不動産信託受益権の短期的な売却を検討することがあります。

（ト）財務方針

a．借入れ及び投資法人債の発行

（ ）本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債の発行を行うことがあります。なお、資金を借り入れる場合は、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（ただし、租税特別措置法第67条の15に定める機関投資家に限ります。）（以下「適格機関投資家」といいます。）からの借入れに限るものとします（規約第35条第1項）。

（ ）上記（ ）に基づく借入れ及び投資法人債により調達した金銭の使途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。）等とします。ただし、短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとします（規約第35条第2項）。

（ ）上記（ ）に基づき借入れを行う場合、本投資法人は、運用資産を担保として提供することがあります（規約第35条第3項）。

（ ）借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、かつ、その合計額が1兆円を超えないものとします（規約第35条第4項）。

（ ）上記（ ）に基づき借入れを行う場合、本投資法人は、金利動向等の市場環境を注視しつつ、本投資法人の資本構成又は投資主への影響を総合的に考慮して、長期・短期の借入期間並びに固定・変動等の諸条件を決定します。

（ ）本投資法人は、特定資産の追加取得又は敷金及び保証金の返還等に係る必要資金の機動的な調達を目的として、極度借入枠設定契約、コミットメントライン契約等の事前の借入枠設定又は随時の借入れの予約契約を締結することがあります。

（ ）本投資法人の総資産額のうち、借入金額、投資法人債発行残高及び本投資法人がテナントから受け入れた敷金及び保証金等の金額の占める割合の上限は60%とします。ただし、新たな特定資産の取得等に伴い一時的に60%を超えることがあります。

b．投資口を引き受ける者の募集

（ ）本投資法人は、資金の手当を目的として、役員会の承認を得た上で、投資口を引き受ける者の募集を行うことがあります。

（ ）投資口を引き受ける者の募集は、投資口の希薄化に配慮の上行います。

（チ）運営管理方針

本投資法人は、以下の方針に従い、不動産運営管理業務を行います。

a．資産維持管理業務

本投資法人は、中長期的な安定的運用を図るため、その保有する不動産及び不動産信託受益権に係る不動産に関し、計画的な修繕や改修及び業種業態の転換・増改築によるリニューアルへの取り組み等を実施し、資産価値や競争力の維持向上及び収益の拡大に努め、中長期的な資産価値の維持向上を目指します。かかる修繕や改修の実施に当たっては、当初支出額のみならず省エネ対応や耐用年数等を考慮し長期的・総合的視点に立った費用の低減に努めます。

b．テナント管理業務

賃借人との賃料改定時には、賃借人と交渉を行い、改定後賃料の維持向上を、契約更新時には、契約条件（契約期間、賃料等）交渉を、更に、信用調査を実施するなど必要に応じて賃借人の与信管理を行います。

c．不動産運営管理業務

不動産運営管理業務は、法令で認められる範囲において本資産運用会社が行い、又は不動産運営管理会社（以下「PM会社」といいます。）を選定しこれを委託します。

d．運営管理業務受託者選定方針

PM会社その他の運営管理業務受託者を選定する際は、市場で実績のある信用度の高い専門を有する会社を対象に、過去の実績及び委託料水準等を勘案して選定します。また、不動産運営管理業務に限らず、資産維持管理業務及びテナント管理業務も含めた総合的なマネジメント業務を委託する場合には、上記に加え、その業務遂行能力、実績及び委託水準等に関しても総合的に判断の上、選定します。

なお、運営管理業務受託者が提供する業務の品質及び費用対効果等を定期的に評価し、評価の低い運営管理業務受託者とは契約を更新しません。

（リ）開示方針

a．資産運用については、投資主及び投資家の理解が得られるよう、可能な限り迅速かつ正確な情報開示に努めます。

b．情報開示は、投信法、金融商品取引法並びに東京証券取引所及び投資信託協会等がそれぞれ定める内容、様式に従って行うとともに、法定開示事項以外にも投資主及び投資家にとって重要かつ有用な情報は可能な限り開示します。

c．利害関係人等との取引の透明性を確保するために、利害関係人等との間で行う取引に関する開示を行います（詳細は後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（2）本投資法人に関する利益相反対策ルール」をご参照下さい。）。

（2）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

本投資法人は、主として不動産等及び不動産対応証券等に投資します（規約第28条及び第30条）。

（イ）不動産等とは以下に掲げるものをいいます。

a．不動産

b．不動産の賃借権

c．地上権

d．不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含みます。）

e．信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

- f. 当事者の一方が相手方の行う上記 a. から e. までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。)
- g. 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

(ロ) 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする以下に掲げるものをいいます。

- a. 優先出資証券(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。)(以下「資産流動化法」といいます。))第2条第9項に定めるものをいいます。)
- b. 受益証券(投信法第2条第7項に定めるものをいいます。)
- c. 投資証券(投信法第2条第15項に定めるものをいいます。)
- d. 特定目的信託の受益証券(資産流動化法第2条第15項に定めるもの(上記(イ) d.、e. 又は g. に掲げる資産に該当するものを除きます。))をいいます。)

(ハ) 本投資法人は、上記(イ)及び(ロ)に掲げる不動産等及び不動産対応証券のほか、次に掲げる特定資産に投資することができます。

- a. 預金
- b. コール・ローン
- c. 譲渡性預金証書
- d. 有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法施行令」といいます。))第3条第1号に定めるもの(ただし、上記(イ)、(ロ)及び本(ハ)で別途明示されている資産を除きます。))をいいます。)
- e. 金銭債権(投信法施行令第3条第7号に定めるもの(ただし、上記 a. 乃至 c. に掲げる資産を除きます。))をいいます。)
- f. 信託財産を上記 a. 乃至 e. に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- g. デリバティブ取引に係る権利(投信法施行令第3条第2号に定めるものをいいます。)

(ニ) 本投資法人は、必要がある場合には以下に掲げる資産(不動産等への投資に付随するものに限ります。))に投資することができます。

- a. 商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含みます。))第18条第1項に規定する商標権又は同法第30条第1項に規定する専用使用権若しくは同法第31条第1項に規定する通常使用権
- b. 温泉法(昭和23年法律第125号。その後の改正を含みます。))第2条第1項に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備
- c. 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含みます。)
- d. 信託財産を上記 a. 乃至 c. に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- e. その他不動産等への投資に付随して取得が必要となる資産

投資基準

投資基準については、前記「(1)投資方針 運用方針」をご参照下さい。

（３）【分配方針】

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとします（規約第37条）。

利益の分配

（イ）投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、わが国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益（貸借対照表（投信法第131条第２項の承認を受けたもの）に限ります。以下同じです。）上の純資産から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいいます。以下同じです。）とします。

（ロ）分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第１項（以下「投資法人に係る課税の特例規定」といいます。）に規定する本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とします。

なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができるものとします。

利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、本投資法人が適切と判断した場合、当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができるものとします。また、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとします。

分配金の分配方法

分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から３か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配します。

分配金請求権の除斥期間

本投資法人は、上記に基づく金銭の分配が受領されずにその支払開始の日から満３年を経過したときは、その分配金の支払義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息は付さないものとします。

上記の他、本投資法人は、金銭の分配にあたっては、投資信託協会が定める「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」（平成13年３月16日制定。その後の改正を含みます。）に従うものとします。

（４）【投資制限】

規約に基づく投資制限

本投資法人の規約に基づく投資制限は以下の通りです。

（イ）有価証券及び金銭債権に係る制限

前記「（２）投資対象 投資対象とする資産の種類（ハ）」に掲げる有価証券及び金銭債権への投資を、安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとします（規約第31条第１項）。

（ロ）デリバティブ取引に係る制限

前記「（２）投資対象 投資対象とする資産の種類（ハ）g . 」に掲げるデリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとします（規約第31条第２項）。

（ハ）国外不動産及び外貨建資産に係る制限

国外に所在する不動産並びに国外に所在する不動産を対象とする不動産等（不動産を除きます。）及び不動産対応証券への投資は行わないものとします（規約第31条第３項）。また、外貨建資産への投資は行わないものとします（規約第31条第４項）。

（二）借入れ及び投資法人債発行に係る制限

a . 借入れの目的

本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債の発行を行うことがあります。なお、資金を借り入れる場合は、適格機関投資家からの借入れに限るものとします（規約第35条第１項）。

b . 借入金の使途

借入れ及び投資法人債により調達した金銭の使途は、資産の取得、修繕、分配金の支払、本投資法人の運営に要する資金又は債務の返済（敷金及び保証金の返還並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。）等とします。ただし、短期投資法人債の発行により調達した資金の使途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとします（規約第35条第２項）。

c . 担保の提供

上記 a . に基づき借入れを行う場合、本投資法人は、運用資産を担保として提供することができるものとします（規約第35条第３項）。

d . 借入金の限度額

借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ１兆円とし、かつ、その合計額が１兆円を超えないものとします（規約第35条第４項）。

その他の投資制限

（イ）有価証券の引受け及び信用取引

本投資法人は、有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

（ロ）集中投資

集中投資について制限はありません。なお、不動産の所在地域による分散投資に関する方針については、前記「（１）投資方針 投資態度（ロ）地域分散」をご参照下さい。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

以下には、本投資証券又は本投資法人債券への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。ただし、以下は本投資証券又は本投資法人債券への投資に関するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。

本投資法人は、対応可能な限りにおいてこれらのリスクの発生回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分である保証はありません。以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資証券又は本投資法人債券の市場価格が下落又は分配金の額が減少し、その結果、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で本投資証券又は本投資法人債券に関する投資判断を行う必要があります。

なお、本書に記載の事項には、将来に関する事項が含まれますが、別段の記載のない限り、これらの事項は本書の日付現在における本投資法人及び本資産運用会社の判断又は仮定に基づく予測等によるものであり、実際の結果と異なる可能性があります。

本項に記載されているリスク項目は、以下の通りです。

本投資証券又は本投資法人債券の商品性に関するリスク

（イ）本投資証券又は本投資法人債券の市場価格の変動に関するリスク

（ロ）金銭の分配に関するリスク

（ハ）収入及び支出の変動に関するリスク

（ニ）投資主の権利が必ずしも株主の権利と同一ではないことについて

（ホ）投資口の追加発行時の１口当たりの価値の希薄化に関するリスク

（ヘ）本投資証券の市場での取引に関するリスク

（ト）本投資法人債券の償還・利払等に関するリスク

本投資法人の運用方針に関するリスク

（イ）投資対象を商業施設に特化していることによるリスク

（ロ）少数のテナントに依存していることによるリスク

（ハ）シングル・テナント物件に関するリスク

（ニ）不動産を取得又は処分できないリスク

（ホ）借入れ、投資法人債及び投資口の追加発行による資金調達に関するリスク

本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

（イ）三井不動産グループへの依存、利益相反に関するリスク

（ロ）本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク

（ハ）本投資法人の執行役員及び本資産運用会社の人材に依存しているリスク

（ニ）インサイダー取引規制に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク

（ホ）本投資法人の投資方針の変更にに関するリスク

（ヘ）本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

（ト）敷金及び保証金に関するリスク

不動産及び信託の受益権に関する法的リスク

（イ）不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

（ロ）賃貸借契約に関するリスク

（ハ）災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

（ニ）不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

（ホ）不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

（ヘ）法令の制定・変更に関するリスク

（ト）売主の倒産等の影響を受けるリスク

（チ）転貸に関するリスク

（リ）テナント等による不動産の利用状況に関するリスク

（ヌ）共有物件に関するリスク

- (ル) 区分所有建物に関するリスク
- (ヲ) 借地物件に関するリスク
- (ワ) 借家物件に関するリスク
- (カ) 使用許可を取得した底地を含む物件に関するリスク
- (ヨ) 開発物件に関するリスク
- (タ) 有害物質に関するリスク
- (レ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク
- (ソ) 先日付での売買契約の締結等に係るリスク

税制に関するリスク

- (イ) 導管性要件に関するリスク
- (ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
- (ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
- (ニ) 一般的な税制の変更に係るリスク

その他

- (イ) 専門家の意見への依拠に関するリスク
- (ロ) 会計処理と税務処理との不一致により税負担が増大するリスク

本投資証券又は本投資法人債券の商品性に関するリスク

- (イ) 本投資証券又は本投資法人債券の市場価格の変動に関するリスク

本投資法人は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資証券を換価する手段は、第三者に対する売却に限定されます。

本投資証券又は本投資法人債券の市場価格は、取引所における投資家の需給により影響を受けるほか、金利情勢、経済情勢、不動産市況その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動します。

そのため、本投資証券又は本投資法人債券を取得した価格で売却できない可能性があり、その結果、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。

- (ロ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は前記「2 投資方針（3）分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。

- (ハ) 収入及び支出の変動に関するリスク

本投資法人の収入は、本投資法人が取得・保有する不動産及び不動産を裏付けとする資産の当該裏付け不動産（以下、本「（1）リスク要因」の項において裏付け不動産を含めて「不動産」といいます。）の賃料収入に主として依存しています。不動産に係る賃料収入は、不動産の稼働率の低下、売上歩合賃料が採用されている場合のテナントの売上減等により、大きく減少する可能性があるほか、賃借人との協議や賃借人からの請求等により賃料が減額されたり、契約通りの増額改定を行えない可能性もあります（不動産に係る賃料収入に関するリスクについては、後記「不動産及び信託の受益権に関する法的リスク（ロ）賃貸借契約に関するリスク」をご参照下さい。）。また、当該不動産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

一方、収入の減少だけでなく、退去するテナントへの預り敷金及び保証金の返還、多額の資金的支出、不動産の取得等に要する費用、その他不動産に関する支出が状況により増大し、キャッシュ・フローを減ずる要因となる可能性があります。

このように、不動産からの収入が減少する可能性があるとともに、不動産に関する支出は増大する可能性があり、これら双方又はいずれか一方の事由が生じた場合、投資主への分配金額が減少したり、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

なお、本投資法人の保有に係る不動産の過去の収支状況は、将来の収支を保証するものではなく、大幅に異なることとなる可能性があります。

(二) 投資主の権利が必ずしも株主の権利と同一ではないことについて

投資法人の投資主は、投資主総会を通じて、投資法人の意思決定に参画できる他、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利とは必ずしも同一ではありません。たとえば、金銭の分配に係る計算書を含む投資法人の計算書類等は、役員会の承認のみで確定し（投信法第131条第2項）、投資主総会の承認を得る必要はないことから、投資主総会は、必ずしも、決算期毎に招集されるわけではありません。また、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。さらに、投資法人は、資産の運用に係る業務その他の業務を本資産運用会社その他の第三者に委託しています。これらの要因により、投資主による資産の運用に係る業務その他の業務に対する統制が効果的に行えない可能性もあります。

(ホ) 投資口の追加発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク

本投資法人は、投資口を随時追加発行する予定ですが、かかる追加発行により既存の投資主の保有する投資口の持分割合が減少します。また、本投資法人が計算期間中に投資口の追加発行を行った場合には、既存の投資主は、追加発行がなかった場合に比して、悪影響を受ける可能性があります。

さらに、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの価値や市場における需給バランスが影響を受ける可能性があります。

(ヘ) 本投資証券の市場での取引に関するリスク

本投資証券の上場は、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他の東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に抵触する場合には廃止されます。

本投資証券の上場が廃止される場合、投資主は、保有する本投資証券を相対で譲渡する他に換金の手段がないため、本投資法人の純資産額に比して相当に廉価で譲渡せざるを得ない場合や本投資証券の譲渡自体が事実上不可能となる場合があり、損害を受ける可能性があります。

(ト) 本投資法人債券の償還・利払等に関するリスク

本投資法人の信用状況の悪化その他の事由により、本投資法人債券について元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。また、本投資法人の財務状態、金利情勢、経済情勢、不動産市況その他の要因により、本投資法人債券の市場価格が下落する可能性もあります。

本投資法人の運用方針に関するリスク

(イ) 投資対象を商業施設に特化していることによるリスク

本投資法人は、不動産の中でも、郊外型商業施設及び都心型商業店舗ビル等を主たる投資対象としています。

したがって、本投資法人の業績は、消費者の全体的な消費傾向、小売産業の全体的動向、本投資法人が保有する商業施設の商圈内の競争状況、人口動向等に大きく依存しているといえることができます。場合によっては、テナントが、賃料を約定通り支払うことができなくなったり、賃貸借契約を解約して又は更新せずに退店したり、賃料の減額請求を行ったりする可能性があります。これらの要因により、本投資法人の収益は悪影響を受ける可能性があります。

なお、本書の日付現在、本投資法人は、一部テナントとの間で売上歩合賃料を採用しており、また、今後も売上歩合賃料の導入されている物件を取得していく予定ですが、賃料の一部が変動賃料となっていますので、テナントの売上が減少した場合、本投資法人の賃料収入に直接的な悪影響が生じる可能性があります。

(ロ) 少数のテナントに依存していることによるリスク

本投資法人の保有する不動産のうち相当部分は、国内大手小売業であるイオンリテール株式会社及び株式会社イズミ並びに本資産運用会社の親会社である三井不動産などの少数のテナントへ賃貸されており、本投資法人の収入は、かかるテナントに大きく依存しています。これらのテナントの営業状況、財務状況が悪化し、賃料支払が遅延したり、物件から退去した場合には、本投資法人の収益等に大きな悪影響が生じる可能性があります。

(ハ) シングル・テナント物件に関するリスク

本投資法人の保有する不動産の多くは、単一のテナントへ物件全体を賃貸するいわゆるシングル・テナント物件となっており、核となる大規模テナントが存在しています。

一般的に、商業施設において核となる大規模テナントは、賃貸借期間が長く賃貸借解約禁止期間が設定されている場合もあるので、退去する可能性は比較的低いものの、万一退去した場合、物件の稼働率は大きく減少することになり、また、代替テナントとなりうる者が限定されているために、代替テナントが入居するまでの空室期間が長期化し、代替テナント確保のために賃料水準を引き下げざるを得なくなることがあり、その結果、賃料収入が大きな影響を受ける可能性があります。

(二) 不動産を取得又は処分できないリスク

本投資法人が取得を希望している資産が、不動産投資信託その他のファンド及び投資家等第三者との競合になる可能性もあることから、必ずしも、本投資法人が取得を希望した不動産等及び不動産対応証券等を取得することができるとは限りません。また、取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。さらに、本投資法人が不動産等及び不動産対応証券等を取得した後にこれらを処分する場合にも、テナントとの契約内容等によっては、投資採算の視点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。

また、本投資法人が、第三者（三井不動産を含みますがこれに限られません。以下本(二)において同じです。）との間で不動産等及び不動産対応証券等の取得又は譲渡について優先交渉権の付与等を合意した場合でも、必ずしも当該第三者は本投資法人の希望する条件で取引を行う義務を負うものではなく、本投資法人は、本投資法人が希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等があります。

さらに、本投資法人が第三者との間で不動産等及び不動産対応証券等の取得又は譲渡について先日付での売買契約を締結した場合でも、契約締結後、決済・物件引渡しまでの間における市場環境の変化等により、予定通りに決済・物件引渡しが行われない可能性等があります。

これらの場合、本投資法人が収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があります。

(ホ) 借入れ、投資法人債及び投資口の追加発行による資金調達に関するリスク

金銭の借入れ、投資法人債の発行及び投資口の追加発行の可能性及び条件は、本投資法人の経済的信用力、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で金銭の借入れ、投資法人債の発行及び投資口の追加発行を行うことができる保証はなく、その結果、予定した資産を取得できなかったり、予定しない資産の売却を余儀なくされたり、資金繰りがつかなくなる可能性があります。

次に、本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該金銭の借入れ又は投資法人債の発行の条件として、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、運用資産に担保を設定することとなったり、規約の変更が制限される等の可能性があり、このような制約が本投資法人の運営に支障をもたらし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、借入れ及び投資法人債の金利は、借入時及び投資法人債発行時の市場動向並びに投資法人債に係る格付等に左右され、変動金利の場合には、その後の市場動向にも左右されます。借入れ及び投資法人債の金利が上昇し、又は、本投資法人の借入額及び投資法人債発行額が増加した場合には、本投資法人の利払額は増加します。このような利払額の増加により、投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

（イ）三井不動産グループへの依存、利益相反に関するリスク

三井不動産は、本書の日付現在、本資産運用会社の発行済株式の全部を保有しており、本資産運用会社の役職員の主な出向元であり、本資産運用会社の取締役及び監査役の兼任先です。また、本投資法人は、平成20年2月18日付で、三井不動産との間で、S C マネジメント基本契約書（その後の変更を含みます。）（注）を、本資産運用会社は、平成20年2月18日付で、三井不動産との間で不動産等に関する調査業務委託契約書を、それぞれ締結しています。さらに、三井不動産は、本投資法人の保有する不動産の主要なテナントでもあります。

即ち、本投資法人及び本資産運用会社は、三井不動産グループと資本上、契約上、人的等多岐にわたる関係を有しています。

したがって、本投資法人及び本資産運用会社が三井不動産グループとの間で、本書の日付現在における関係と同様の関係を維持できなくなった場合には、本投資法人に悪影響が及ぶ可能性があります。

さらに、本投資法人や本資産運用会社が、資産運用活動その他を通じて、三井不動産グループ又は三井不動産グループが運用するファンドとの間で取引を行う場合、三井不動産グループ又は三井不動産グループが運用するファンドの利益を図るために、本投資法人の投資主又は投資法人債権者の利益に反する行為を行う可能性もあり、その場合には、本投資法人の投資主又は投資法人債権者に損害が発生する可能性があります。また、三井不動産グループは、不動産投資及び運用業務を自ら行い、又は自ら組成する私募ファンド運用を受託する等、様々な形で不動産に関連する業務を行っています。したがって、本投資法人又は本資産運用会社と三井不動産グループとが特定の資産の取得、賃貸借、管理運営、処分等に関して競合する可能性は否定できず、本投資法人の投資主又は投資法人債権者に損害が発生する可能性があります。

（注）本投資法人及び本資産運用会社は、三井不動産より、S C マネジメント業務に関わる業務執行体制を平成23年4月1日付で変更し、S C マネジメント業務の一部を、三井不動産グループの同業務専門の新設会社であるフロンティアリートS C マネジメント株式会社に再委託する旨の通知を受けており、本資産運用会社は、当該S C マネジメント業務の一部再委託を内容とした業務執行体制の変更について承認しています。

(ロ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。

また、本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者が、法令上又は契約上負っている善良な管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」といいます。）、投資法人のために忠実に職務を遂行する義務（以下「忠実義務」といいます。）、利益相反状況にある場合に投資法人の利益を害してはならない義務その他の義務に違反した場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。

このほかに、本資産運用会社又は本投資法人若しくは運用資産である不動産信託受益権に関する信託受託者から委託を受ける業者として、PM会社、建物の管理会社等があります。本投資法人の収益性の向上のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところも大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。これらの者について業務の懈怠その他の義務違反があった場合や業務遂行能力が失われた場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 本投資法人の執行役員及び本資産運用会社の人材に依存しているリスク

本投資法人の運営は、本投資法人の執行役員及び本資産運用会社の人材に大きく依存しており、これらの人材が失われた場合、本投資法人の運営に悪影響をもたらす可能性があります。

(ニ) インサイダー取引規制に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク

本書の日付現在、投資法人の発行する投資口は、上場株式等と異なり、金融商品取引法に定めるいわゆるインサイダー取引規制の対象ではありません。したがって、本投資法人の関係者や取引先が本投資法人に関する重要な事実をその立場上知り、その重要な事実の公表前に本投資証券の取引を行った場合であっても金融商品取引法上はインサイダー取引規制に抵触しません。しかし、本投資法人の関係者が金融商品取引法で禁じられているインサイダー取引に類似の取引を行った場合には、本投資証券に対する投資家一般の信頼を害し、ひいては市場価格の下落や本投資証券の流動性の低下等の悪影響をもたらす可能性があります。

(ホ) 本投資法人の投資方針の変更にに関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び本資産運用会社の取締役会が定めたより詳細な投資方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらが変更される可能性があります。

(ヘ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

本投資法人は、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）（以下「破産法」といいます。）、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。）（以下「民事再生法」といいます。）及び投信法上の特別清算手続（投信法第164条）に服します。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取り消される可能性があります（投信法第216条）。その場合には、本投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、投資主は、すべての債権者への弁済（投資法人債の償還を含みます。）後の残余財産による分配からしか投資金額を回収することができません。また、この場合、本投資法人債券の債権者は、清算手続に従ってのみ投資額を回収することになり、債権金額の償還を受けられるとの保証はありません。このため、投資主又は投資法人債権者は、投資金額の全部又は一

部について回収を得ることができない可能性があります。

（ト）敷金及び保証金に関するリスク

商業施設においては、賃借人が多額の敷金及び保証金を長期間にわたって無利息又は低利で賃借人に預託することがあり、本投資法人は、これらの資金を今後も活用することを想定しています。しかし、賃貸市場の動向、賃借人との交渉等により、本投資法人の想定よりも賃借人からの敷金及び保証金の預託額が少なくなり、又は預託期間が短くなる可能性があります。この場合、必要な資金を借入れ等により調達せざるを得なくなり、その結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

不動産及び信託の受益権に関する法的リスク

本投資法人の主たる運用資産は、前記「２ 投資方針（２）投資対象 投資対象とする資産の種類」に記載の通り、不動産等及び不動産対応証券等です。本投資法人は、本書の日付現在、不動産及び不動産を信託する信託の受益権を保有しています。不動産に関しては、以下に記載する法的リスクが存在します。また、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。したがって、以下に記載する不動産に関する法的リスクは、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「（レ）不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク」をご参照下さい。

（イ）不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥、瑕疵等が存在している可能性があります。本資産運用会社が不動産の選定・取得の判断を行うに当たっては、当該不動産について定評のある専門業者から建物状況評価報告書を取得するなどの物件精査を行うことにしていますが、建物状況評価報告書で指摘されなかった事項について、取得後に欠陥、瑕疵等が判明する可能性もあります。建築基準法（昭和25年法律第201号。その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）等の行政法規が求める所定の手続を経由した不動産についても、建築基準関係規定の求める安全性や構造耐力等を有するとの保証はありませんし、不動産に想定し得ない隠れた欠陥・瑕疵等が取得後に判明するおそれもあります。

本投資法人は、状況に応じては、前所有者に対し一定の事項につき表明及び保証を取得し、瑕疵担保責任を負担させる場合もありますが、たとえかかる表明及び保証を取得し、瑕疵担保責任を追及できたとしても、これらの表明及び保証の内容が真実かつ正確である保証はなく、また、瑕疵担保責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、前所有者が解散したり無資力になっているために実効性がない場合もありえます。

これらの場合には、当該欠陥、瑕疵等の程度によっては当該不動産の資産価値が低下することを防ぐために買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の補修その他に係る予定外の費用を負担せざるをえなくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

また、本投資法人が不動産を売却する場合、本投資法人は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。その後の改正を含みます。）（以下「宅建業法」といいます。）上、宅地建物取引業者とみなされるため、同法に基づき、売却の相手方が宅地建物取引業者である場合を除いて、不動産の売買契約において、瑕疵担保責任に関し、買主に不利となる特約をすることが制限されています。したがって、本投資法人が不動産を売却する場合は、売却した不動産の欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

加えて、不動産をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

また、我が国の法制度上、不動産登記にはいわゆる公信力がありません。したがって、不動産登記簿に記録された登記事項を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことがあります。さらに、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿に記載された不動産の表示に関する事項が現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上許容される限度で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

なお、保有する信託受益権の多くは、信託契約上、当初委託者が信託受託者に対して、信託財産である不動産についての瑕疵担保責任を負担していません。また、保有資産の売主の多くは、信託受益権譲渡契約上又は不動産売買契約上、本投資法人に対して保有資産についての瑕疵担保責任を負担していません。

（ロ）賃貸借契約に関するリスク

a．賃貸借契約の解約リスク、更新がなされないリスク

賃貸借契約において期間中の解約権を留保している場合等には、契約期間中であっても賃貸借契約を終了することが可能であるため、賃借人から賃料が得られることは将来にわたって確定されているものではありません。また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあります。このような理由により、稼働率が低下した場合、不動産に係る賃料収入が減少することになります。なお、解約禁止条項、解約ペナルティ条項などを置いて期間中の解約権を制限している場合でも、裁判所によって解約ペナルティが減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

以上のような事由により、賃料収入が減少した場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

b．賃料不払に関するリスク

賃借人が特に解約の意思を示さなくても、賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続その他の倒産手続（以下「倒産手続等」と総称します。）の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があり、この延滞賃料等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える状況では投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

c．賃料改定に係るリスク

本投資法人の主たる投資対象である商業施設に関するテナントとの賃貸借契約の期間は、比較的長期間であることが一般的ですが、このような契約においては、多くの場合、賃料等の賃貸借契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされています。また、本投資法人は、運営管理による賃貸収益の増加を図るため、各テナントとの賃貸借契約期間が比較的短い物件を取得することがあります。

賃貸借契約の更新の際又は賃料等の見直しの際には、その時々における賃料相場も参考にして、賃料が賃借人との協議に基づき改定されることがありますので、本投資法人が保有する不動産について、本書の日付現在の賃料が今後も維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

また、定期的に賃料等を増額する旨の規定が賃貸借契約にある場合でも、賃借人との交渉如何によっては、必ずしも、規定通りに賃料を増額できるとは限りません。

d．賃借人による賃料減額請求権行使のリスク

建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約において借地借家法（平成3年法律第90号。その後の改正を含みます。）（以下「借地借家法」といいます。）第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合を除いて、同条に基づく賃料減額請求をすることができ、これにより、当該不動産から得られる賃料収入が減少し、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

e．優先交渉権又は先買権その他の合意が存在することによるリスク

単一のテナントへ物件全体を賃貸するいわゆるシングル・テナント物件や少数の大規模テナントが存在する核テナント物件の賃貸借契約においては、賃借人との間で物件売却時に、優先的に購入できる機会等が与えられる旨の約定（優先交渉権）や排他的に購入できる機会等が与えられる旨の約定（先買権）、処分禁止に関する合意等を行うことにより、賃貸人等が物件の所有権又はこれらを信託財産とする信託の受益権を第三者に売却しようとする場合に、賃貸人による物件の自由な売却その他の処分が制限される場合があります。

本投資法人が保有する物件においてもかかる合意が存在しますが、かかる合意がなされている場合、売却その他の処分により多くの時間を要したり、価格の減価要因となる可能性があります。

（ハ）災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、暴風雨、洪水、落雷、竜巻、戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」といいます。）により不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物の不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人は悪影響を受ける可能性があります。

（ニ）不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

運用資産である不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損害を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）（以下「民法」といいます。）上無過失責任を負うこととされています。不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約でカバーされない事故が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人は悪影響を受ける可能性があります。

また、不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、不動産から得られる賃料収入が減少し、不動産の価格が下落する可能性があります。

（ホ）不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際、原則としてこれらの規定に適合しない現に存する建物（現に建築中のものを含みます。）又はその敷地については、当該規定が適用されない扱いとされています（いわゆる既存不適格）。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があり、追加的な費用負担が必要となる可能性があります。また、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

また、不動産に係る様々な行政法規や各地の条例による規制が運用資産である不動産に適用される可能性があります。例えば、文化財保護法（昭和25年法律第214号。その後の改正を含みます。）（以下「文化財保護法」といいます。）に基づく試掘調査義務、一定割合において住宅を付置する義務や、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務及び雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該不動産の処分及び建替え等に際して、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な費用負担が生じる可能性があります。さらに、運用資産である不動産を含む地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少し、当該不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

（ヘ）法令の制定・変更に関するリスク

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。その後の改正を含みます。）（以下「土壤汚染対策法」といいます。）のほか、将来的に環境保護を目的とする法令が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

また、消防法（昭和23年法律第186号。その後の改正を含みます。）（以下「消防法」といいます。）その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、不動産の管理費用等が増加する可能性があるほか、エネルギーや温室効果ガス削減を目的とした法令、条例等の制定、改正等によっても、追加的な費用負担等が発生する可能性があります。さらに、本投資法人が主たる投資対象とする郊外型商業施設及び都心型商業店舗ビル等は、建築基準法、都市計画法（昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。）（以下「都市計画法」といいます。）、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。その後の改正を含みます。）及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号。その後の改正を含みます。）に基づく規制を受けますが、これらの法律の改正がなされることにより、また、新たに立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等がなされることにより、不動産に関する権利が制限され、また、新規の物件取得が制限される可能性があります。このような法令若しくは行政行為又はその変更等が本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

（ト）売主の倒産等の影響を受けるリスク

本投資法人は、債務超過の状況にあるなど財務状態が実質的危機時期にあると認められる又はその疑義がある者を売主として不動産を取得する場合には、管財人等により否認されるリスク等について諸般の事情を慎重に検討し、実務的に可能な限り管財人等により否認されるリスクを回避するよう努めますが、このリスクを完全に排除することは困難です。

万一債務超過の状況にあるなど財務状態が実質的危機時期にある状況を認識できずに本投資法人が不動産を取得した場合には、当該不動産の売買が売主の債権者により取消される（詐害行為取消）可能性があります。また、投資法人が不動産を取得した後、その売主について倒産等手続が開始された場合には、不動産の売買が破産管財人、監督委員又は管財人により否認される可能性が生じます。

また、本投資法人が、ある売主から不動産を取得した別の者（以下、本項において「買主」といいます。）から更に不動産を取得した場合において、本投資法人が、当該不動産の取得時において、売主と買主間の当該不動産の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となりうる事実関係を知っている場合には、本投資法人に対しても、売主・買主間の売買が否認され、その効果を主張される可能性があります。

さらに、取引の態様如何によっては売主と本投資法人との間の不動産の売買が、担保取引であると判断され、当該不動産は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財産に属するとみなされる可能性（いわゆる真正譲渡でないといみなされるリスク）もあります。

（チ）転貸に関するリスク

賃借人に、不動産の一部又は全部を転貸させる権限を与えた場合、本投資法人は、不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があるほか、賃借人の賃料が、転借人から賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、この場合において、賃借人の財務状態が悪化したときは、賃借人の債権者が賃借人の転借人に対する賃料債権を差し押さえる等により、賃借人から賃貸人である本投資法人又は信託受託者への賃料の支払が滞る可能性があり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

加えて、賃貸借契約が合意解約された場合、又は債務不履行を理由に解除された場合であっても、賃貸借契約上、賃貸借契約終了の場合に転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃貸人に承継

される旨規定されている場合には、かかる敷金等の返還義務が、賃貸人に承継される可能性があります。このような場合、敷金等の返還原資は賃貸人の負担となり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

（リ）テナント等による不動産の利用状況に関するリスク

本投資法人は、テナントの属性や資力に留意しつつ賃貸借契約を締結し、その利用状況を管理していますが、個々のテナントの利用状況をつぶさに監督できるとの保証はなく、テナントの利用状況により、当該不動産の資産価値や、本投資法人の収益に悪影響が及ぶ可能性があります。

例えば、建物そのものが法令や条例等の基準を満たす場合であっても、入居者による建物への変更工事、内装の変更、その他利用状況等により、建築基準法・消防法その他の法令や条例等に違反する状態となり、本投資法人が、その改善のための費用を負担する必要が生じ、又は法令上不利を被る可能性があります。また、賃貸借契約における規定の如何にかかわらず、入居者による転貸や賃借権の譲渡が本投資法人の承諾なしに行われる可能性があります。その他、転借人や賃借権の譲受人の属性によっては、運用資産である不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。

（ヌ）共有物件に関するリスク

運用資産である不動産が第三者との間で共有されている場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の価格に従い、その過半数で行うものとされているため（民法第252条）、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため（民法第249条）、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

また、共有の場合、単独所有の場合と異なり、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性があります（民法第256条）。分割請求が権利濫用として排斥されない場合には、裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性もあります（民法第258条第2項）。このように、共有不動産については、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

この分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超えては効力を有しません。また、不動産共有物全体に対する不分割特約は、その旨の登記をしなければ、対象となる共有持分を新たに取得した譲受人に対抗することができません。仮に、特約があった場合でも、特約をした者について倒産手続等の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができるとされています。ただし、共有者は、倒産手続等の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法第52条、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）第60条、民事再生法第48条）。

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。したがって、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されたときには、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権の合意をすることにより、共有者がその共有持分を第三者に売却する場合に他の共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されており、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。即ち、他の共有者の債権者により当該共有者の持分を超えて賃料収入全部が差押えの対象となる場合や、賃借人からの敷金返還債務を他の共有者がその持分等に応じて履行できない際に当該共有者が敷金全部の返還債務を負う場合などです。ある共有者が他の共有者の債権者から自己の持分に対する賃料を差し押さえられたり、他の共有者が負担すべき敷金返還債務を負担した場合には、自己の持分に対する賃料相当額や他の共有者のために負担拠出した敷金返還債務の償還を他の共有者に請求することができますが、他の共有者の資力がない場合には償還を受けることができません。また、共有者間において、他の共有者に共有物の賃貸権限を付与し、当該他の共有者からその対価を受領する旨の合意をする場合があります。この場合、共有者の収入は賃貸人である他の共有者の信用リスクに晒されます。これを回避するために、テナントからの賃料を、賃貸人ではない共有者の口座に払い込むように取決めをすることがありますが、かかる取決めによっても、賃貸人である他の共有者の債権者により当該他の共有者の各テナントに対する賃料債権が差し押さえられるということ等もありえますので、他の共有者の信用リスクは完全には排除されません。

共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、既に述べた流動性のリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

（ル）区分所有建物に関するリスク

区分所有建物とは建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。）（以下「区分所有法」といいます。）の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分（居室等）と共有となる共用部分（エントランス部分等）及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び管理規約（管理規約の定めがある場合）によって管理方法が定められます。建替決議等をする場合には集会において区分所有者及び議決権（管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合）の各5分の4以上の多数の建替え決議が必要とされるなど（区分所有法第62条）、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権の合意をすることがあることは、共有物件の場合と同様です。

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれに係る敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています（区分所有法第22条）。ただし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、分離処分が有効となります（区分所有法第23条）。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、その敷地のうちの一筆又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権などを敷地利用権（いわゆる分有形式の敷地利用権）として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。

また、敷地利用権が使用借権及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可能性があります。

このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、既に述べた不動産に係る流動性のリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

（ロ）借地物件に関するリスク

借地権とその借地上に存在する建物については、自己が所有権を有する土地上に存在する建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限の到来により当然に消滅し（定期借地権の場合）又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します（普通借地権の場合）。また、借地権が地代の不払その他により解除その他の理由により消滅してしまう可能性もあります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合（借地借家法第13条、借地法（大正10年法律第49号、その後の改正を含みます。）第4条）を除き、借地上に存在する建物を取り壊した上で、土地を返還しなければなりません。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、買取価格が本投資法人が希望する価格以上である保証はありません。

また、本投資法人又は信託受託者が借地権を有している土地の所有権が、他に転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等の実行により第三者に移ってしまう可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件が具備されていないときは、本投資法人又は信託受益者は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

さらに、借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権も一緒に譲渡することになるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払が予め約束されていたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求してくる場合があります（なお、法律上借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められているものではありません。）。

加えて、借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金及び保証金等の返還請求権について担保設定や保証はなされないのが通例です。

借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、既に述べた不動産の流動性、取引コスト等に関するリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

（ワ）借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物を第三者から賃借の上又は信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、テナントへ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、前記の借地物件の場合と同じです。

加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて締結した賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、原則として、本投資法人又は当該信託受託者とテナントとの間の転貸借契約も終了するとされていますので、テナントから、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

（カ）使用許可を取得した底地を含む物件に関するリスク

本投資法人は、地方公共団体から底地について使用許可を取得した上で、当該底地上の建物を取得することがあります。かかる使用許可を受けてする底地の使用については、借地借家法の適用はありません（地方自治法（昭和22年法律第67号、その後の改正を含みます。）（以下「地方自治法」といいます。）第238条の4第8項）。使用許可の期間が終了した後、使用許可の期間が更新される保証はなく、また、使用許可には、一定の場合には一方的に使用許可の取消しができるなどの本投資法人に不利益となる条件が付される可能性もあります。さらに、地方公共団体が公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときには使用許

可を一方的に取り消される可能性があります。

このように、使用許可を取得した底地を含む物件については、通常の借地物件とは異なった固有のリスク要因が存在し、これらの要因により、本投資法人が当該物件の使用収益を継続できなくなったり、収益性が低下する可能性があります。

なお、三井ショッピングパークららぽーと磐田の底地の一部は、磐田市の所有地であり、磐田市から使用許可を取得しています。

（ヨ）開発物件に関するリスク

本投資法人は、前記「２ 投資方針（１）投資方針 投資態度」に記載の通り、竣工前の未稼働不動産の取得は原則として行わない予定ですが、規約に定める投資方針に従って、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結することがあります。かかる場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合とは異なり、様々な事由により、開発が遅延し、変更され、又は中止されることにより、売買契約通りの引渡しを受けられない可能性があります。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担し若しくは被る可能性があり、その結果本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

（タ）有害物質に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている可能性があり、かかる有害物質が埋蔵されている場合には当該土地の価格の下落により、本投資法人ひいては投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となる場合にはこれに係る予想外の費用や時間が必要となり、本投資法人ひいては投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負う可能性があり、かかる義務を負う場合には本投資法人ひいては投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。なお、土壌汚染対策法によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事により調査・報告を命ぜられることがあり、また、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都道府県知事によりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。本投資法人がこれらの調査・報告又は措置を命ぜられた場合には、本投資法人ひいては投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。

また、本投資法人が建物又は建物を信託する信託の受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されているか若しくは使用されている可能性がある場合やポリ塩化ビフェニル（PCB）が保管されている場合等には、当該建物の価格の下落により、本投資法人ひいては投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的又は部分的交換が必要となる場合にはこれに係る予想外の費用や時間が必要となり、本投資法人ひいては投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があり、かかる義務が生じた場合には本投資法人ひいては投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。

（レ）不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

本投資法人は、資産を信託の受益権の形式で取得することがあります。

信託受託者が信託財産としての不動産、不動産の賃借権又は地上権を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的にはすべて受益者に帰属することになります。したがって、本投資法人は、信託の受益権の保有に伴い、信託受託者を介して、運用資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを負担することになります。

信託契約上、信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を要求されるのが通常です。さらに、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権については、受益証券発行信託で受益証券が発行されている場合を除き、私法上の有価証券としての性格を有していませんので、債権譲渡と同様の譲渡方法によって譲渡することになり、私法上の有価証券のような流動性がありません。

信託法（大正11年法律第62号、その後の改正を含みますが、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正前のもの。）及び信託法（平成18年法律第108号、その後の改正を含みます。）上、信託受託者が倒産手続等の対象となった場合に、信託の受益権の目的となっている不動産が信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要があり、仮にかかる登記が具備されていない場合には、本投資法人は、当該不動産が信託の受益権の目的となっていることを第三者に対抗できない可能性があります。

また、信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。

さらに、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託財産である不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託財産の受託者に対し一定の瑕疵担保責任を負担する場合には、信託財産の受託者が、かかる瑕疵担保責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被り、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

（ソ）先日付での売買契約の締結等に係るリスク

本投資法人は、不動産を取得するにあたり、先日付の売買契約であって、契約締結から一定期間経過した後、決済・物件引渡しを行うことを約する契約の締結等を行うことがあります。不動産売買契約が買主の事情により解約された場合には、買主は債務不履行による損害賠償義務を負担することとなります。また、損害額等の立証にかかわらず、不動産の売買価格に対して一定の割合の違約金が発生する旨の合意がなされることも少なくありません。かかる先日付の売買契約の締結等を行った場合には、契約締結後、決済・物件引渡しまでに一定の期間があるため、その期間における市場環境の変化等により本投資法人が不動産取得資金を調達できない場合等、売買契約を解約せざるを得なくなった場合には、違約金等の支払いにより、本投資法人の財務状況等が悪影響を受ける可能性があります。

税制に関するリスク

（イ）導管性要件に関するリスク

税法上、「投資法人に係る課税の特例規定」により、一定の要件（以下「導管性要件」といいます。）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、投資法人による利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。本投資法人は、導管性要件を満たすよう努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の異動、分配金支払原資の制限・不足、資金の調達先、借入金等の定義の不明確性、会計処理と税務処理の取扱いの差異に起因する法人税額等の発生、税務当局と本投資法人との見解の相違、法律の改正、その他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が、導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入することができなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、導管性要件に関しては、後記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い 投資法人の税務（イ）利益配当等の損金算入」をご参照下さい。

（ロ）税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により更正処分を受け、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において損金算入した配当金が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

（ハ）不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約における投資方針において、その有する特定資産の価額の合計額に占める、特定不動産の価額の合計額の割合を75%以上とすること（規約第29条）としています。本投資法人は、上記内容の投資方針を規約に定めること、及びその他の税法上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産流通税（登録免許税及び不動産取得税）の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更された場合において、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

（二）一般的な税制の変更に係るリスク

不動産、不動産信託受益権その他本投資法人の資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資証券に係る利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資証券の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

その他

（イ）専門家の意見への依拠に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものととどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額や調査価格による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。

土壌汚染リスク評価報告書も、個々の調査会社が行った分析に基づく意見であり、評価方法、調査の方法等によってリスク評価の内容が異なる可能性があります。また、かかる報告書は、専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、土壌汚染が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、マーケットレポート等により提示されるマーケットに関する第三者機関による分析又は統計情報は、個々の調査会社の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものととどまり、客観的に適正なエリア特性、需要と供給、マーケットにおける位置付け、市場の動向等と一致するとは限りません。同じ物件について調査分析を行った場合でも、調査分析会社、分析方法又は調査方法若しくは時期によってマーケット分析の内容が異なる可能性があります。

建物エンジニアリング・レポート及び構造計算書に関する調査機関による調査報告書についても、建物の状況及び構造に関して専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、不動産に欠陥、瑕疵が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、不動産に関して算出されるPML値は、個々の専門家の分析に基づく予想値であり、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

（ロ）会計処理と税務処理との不一致により税負担が増大するリスク

会計上減損損失が発生した場合又は本投資法人の資産若しくは本投資法人に関する会計基準（かかる会計基準に関する解釈・運用・取扱いを含みます。）の変更その他の理由により会計処理と税務処理との不一致が生じた場合、会計上発生した費用・損失について、税務上、その全部又は一部を損金に算入することができない等の理由により、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

本投資法人の体制

本投資法人は、以上のようなリスクが投資リスクであることを認識しており、その上でこのようなリスクに最大限対応できるよう以下のリスク管理体制を整備しています。

しかしながら、当該リスク管理体制については、十分に効果があることが保証されているものではなく、リスク管理体制が適切に機能しない場合、投資主又は投資法人債権者に損害が及ぶおそれがあります。

（イ）利益相反への対応

本投資法人は、透明性の高い運営を行い、同時にリスク管理に努めています。また、利害関係人との間の利益相反に配慮しつつ、投資方針を実現させることができるように体制を整備しています。利益相反を回避するために以下の法令上の規定並びに本投資法人及び本資産運用会社による施策が存在します。

（法令上の規定）

- ・本投資法人の執行役員は投信法上本投資法人に対し、善管注意義務及び忠実義務を負っており、執行役員が故意又は過失によりその義務に違反して本投資法人に損害を与えた場合には、本投資法人に対して損害賠償責任を負うこととなります。
- ・投信法上、利害関係人等との取引については、一定の制限が存在します（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（１）法令に基づく制限」をご参照下さい。）。
- ・投信法上、役員会の決議において、投資法人の執行役員及び監督役員が特別の利害関係を有する場合、決議に参加できないものとされています。

（本投資法人及び本資産運用会社による施策）

- ・本資産運用会社内部規則として利害関係人等取引規程を定め、当該利害関係人等取引規程において利害関係人等との間で不動産等の取得及び譲渡を行う場合には、本投資法人の役員会の事前承認を必要としています（利害関係人等との間の取引制限については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（２）本投資法人に関する利益相反対策ルール」をご参照下さい。）。

（ロ）牽制体制

本投資法人は、業務執行の意思決定及び執行役員に対する監督機関としての役員会が十分に機能し、執行役員が本投資法人のために忠実にその職務を遂行するよう努めています。役員会においては、本投資法人が委託する本資産運用会社での資産運用に係る重要な事項は、本資産運用会社からの報告事項とし、さらに、利害関係人等との間の一定の取引に関しては、本投資法人の役員会の承認事項とするなど、本資産運用会社への一定の牽制体制を構築しています。

本資産運用会社の体制

本資産運用会社は管理対象とするリスクの種類、リスク管理に関する基本的考え方及び社内リスク管理体制等に関するリスク管理規程を定め、当該規程に基づいて管理体制を整備し各種リスクに対する適切な管理を実施しています。加えて利益相反リスクに対しては利害関係人等取引規程を定め厳格な利益相反対策ルールを設定しています。

リスク管理の基本事項を定めたリスク管理規程の制定・改廃は、経営会議の審議を経て取締役会で決定します。また、具体的なリスク管理の実施方法としては、本投資法人の事業計画に合わせて各種リスクの重点管理課題と対策を設定したリスク管理計画を策定し、経営会議の決定を経て管理を実施し、その結果は経営会議及び取締役会へ報告されます。

また、社内リスク管理体制の仕組みとして、社内の各部門長を当該部門のリスク管理担当として配置するとともに、全体のリスクを統括する部署としてコンプライアンス部を配置し、リスクを統合して管理できる体制を整備しています。コンプライアンス部は社内各部門から独立した組織として配置され、相互牽制機能を十分発揮できる体制が採用されています。

なお、上述したように利害関係人等との一定の取引については、利益相反リスクへの対策として本資産運用会社の取締役会決定の前に本投資法人の役員会の承認が必要であることに加え、コンプライアンス委員会での社外専門委員3名を含めた全委員の賛成を必要とし、金融商品取引法及び投信法に定める利害関係人等に関連した行為準則の水準を超える厳格な利益相反防止体制を整え、本投資法人本位のリスク管理体制を徹底しています。

本資産運用会社は、以上のような実効性のあるリスク管理システムを整備することによって、リスクを極小化するように努め、最大限の効果の発揮に努めます。

また、本資産運用会社はリスクに最大限対応できるよう以下のリスク管理体制を整備しています。

（イ）反社会的勢力対応の体制

本資産運用会社は、内部規則として反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力に対する全社的な排除体制を整備することとしています。かかる排除体制の一環として、本資産運用会社の全役職員は、反社会的勢力との関係、取引、利用を一切しないために取引の開始にあたり、所定の取引先審査基準に従い、取引先及び株主の属性判断等を行うほか、本人確認を徹底することとされています。

（ロ）危機管理の体制

本資産運用会社は、内部規則として危機管理マニュアルを定め、災害・情報漏洩・風評被害等の危機発生時に迅速かつ的確に対処し、被害を最小限にとどめるための体制を構築しています。

本投資証券の取引に関する規制

金融商品取引法で禁じられているインサイダー取引に類似する取引が行われることを未然に防止するため、本資産運用会社は、内部者取引等管理規程を通じて、役職員による本投資法人の投資口等の売買を禁止しています。また、本投資法人においても、役員会にて内部者取引等管理規則を採択し、執行役員及び監督役員による本投資法人の投資口等の売買を禁止しています。さらに、本資産運用会社の株主である三井不動産においても、社内規則を通じて、役職員による本投資法人に係る重要な未公開情報を利用した本投資法人の投資口の売買等を禁止しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

該当事項はありません。

（２）【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第8条）、該当事項はありません。

（３）【管理報酬等】

役員報酬（規約第19条）

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払の時期は、以下の通りです。なお、かかる報酬は、執行役員及び監督役員がそれぞれ指定する銀行口座への振込の方法により支払われます。

（イ）各執行役員の報酬は、月額80万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額が、毎月、当月分について当月末日までに支払われます。

（ロ）各監督役員の報酬は、月額50万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額が、毎月、当月分について当月末日までに支払われます。

本資産運用会社に対する資産運用報酬（規約第38条及び別紙1「資産運用会社に対する資産運用報酬」）

本資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬1、運用報酬2、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下の通りとします。なお、かかる報酬は、本資産運用会社が指定する銀行口座への振込の方法により支払われます。

報酬の種類	計算方法と支払時期
運用報酬 1	本投資法人の資産総額に応じ、以下の計算式により求められた金額を上限とします。なお、「総資産額」とは、本投資法人の直前の営業期間の決算期の貸借対照表（投信法第131条第2項の承認を受けたものに限り、）に記載された総資産額とし、当該営業期間内に本資産運用会社に対して支払うものとし、 （計算式）総資産額 × 年率0.3%（注） （注）1年を365日として、本投資法人の営業期間の実日数による日割り計算（1円未満切捨て。）
運用報酬 2	当該営業期間における本投資法人の償却前営業利益に応じ以下の計算式より求められた金額を上限とします。なお、「償却前営業利益」とは、本投資法人の当該営業期間における営業収益から当該営業期間における営業費用（減価償却費、運用報酬 1、運用報酬 2 を除きます。）を減じた金額とし、当該営業期間に係る決算期以後 3 か月以内に本資産運用会社に対して支払うものとし、 （計算式）償却前営業利益 × 2 %
取得報酬	本投資法人が不動産等を取得した場合、当該不動産等の取得代金（なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他取得に係る費用を除きます。）に応じ、以下の計算式により求められた金額の合計額を上限とし、取得日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに本資産運用会社に対して支払うものとし、 （計算式）当該不動産等の売買代金（なお、当該不動産等の取得に係る公租公課その他取得に係る費用を除きます。） × 0.5% （ただし、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（2）本投資法人に関する利益相反対策ルール」において記載する利害関係人等との売買は0.25%）
譲渡報酬	本投資法人が不動産等を譲渡した場合、当該不動産等の譲渡代金（なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他取得に係る費用を除きます。）に応じ、以下の計算式により求められた金額の合計額を上限とし、譲渡日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末までに本資産運用会社に対して支払うものとし、 （計算式）当該不動産等の譲渡代金（なお、当該不動産等の譲渡に係る公租公課その他取得に係る費用を除きます。） × 0.5% （ただし、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（2）本投資法人に関する利益相反対策ルール」において記載する利害関係人等との売買は0.25%）

機関運営事務に関する一般事務受託者、投資主名簿等管理人、特別口座管理人、投資法人債に関する一般事務受託者及び資産保管会社への支払手数料

機関運営事務に関する一般事務受託者、投資主名簿等管理人、特別口座管理人、投資法人債に関する一般事務受託者及び資産保管会社がそれぞれの業務を遂行することの対価である事務受託手数料は、以下の通りです。

（イ）機関運営事務に関する一般事務受託者の報酬

機関運営事務に関する一般事務受託者への報酬の計算方法及び支払の時期は以下の通りです。

- a . 本投資法人は、機関運営事務に関する一般事務受託者に対し、委託事務の対価として、それぞれ以下の事務手数料並びに当該事務手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を支払います。ただし、以下に定めのない業務に対する事務手数料は本投資法人及び機関運営事務に関する一般事務受託者間で協議の上決定します。

- ・ 本投資法人の役員会の運営に関する事務の事務手数料
1 か月当たり金200,000円。
ただし、機関運営事務に関する一般事務受託者の委託業務日数が1 か月に満たない月の月額手数料については、当該月における機関運営事務に関する一般事務受託者の委託業務日数に対する当該月の日数に基づき日割計算して算出されます。
- ・ 本投資法人の投資主総会の運営に関する事務の事務手数料
投資主総会 1 回の開催当たり金1,200,000円。
- b. 本投資法人は、前記 a. に定める事務手数料を、以下の定めに従い、支払います。
 - ・ 前記 a. . に定める事務手数料
機関運営事務に関する一般事務受託者は、本投資法人の営業期間毎に、当該事務手数料並びに当該事務手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を本投資法人に請求し、本投資法人は請求を受けた月の翌月末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに機関運営事務に関する一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）により支払います。
 - ・ 前記 a. . に定める事務手数料
機関運営事務に関する一般事務受託者は、投資主総会開催後、当該事務手数料並びに当該事務手数料金額に係る消費税及び地方消費税相当額を請求し、本投資法人は請求を受けた月の翌月末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに機関運営事務に関する一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）により支払います。
- c. 前期 a. に定める事務手数料が経済事情の変動又は当事者の一方若しくは双方の事情の変化により不適当になったときは、本投資法人及び機関運営事務に関する一般事務委託者が協議の上これを変更することができます。

(ロ) 投資主名簿等管理人の報酬

投資主名簿等管理人への報酬の計算方法及び支払の時期は以下の通りです。

- a. 投資主名簿等管理人への報酬は、以下の手数料明細表により計算された金額を上限とした金額とします。ただし、手数料明細表に定めのない事務に対する手数料は、本投資法人及び投資主名簿等管理人間で協議の上、これを決定します。
- b. 投資主名簿等管理人は、手数料を毎月計算して翌月中に請求し、本投資法人は、請求を受けた月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに、投資主名簿等管理人の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替による方法により支払います。

手数料明細表

項 目	手 数 料	対 象 事 務
投資主名簿管理料 （基本料）	1．月末現在の投資主 1 名につき下記段階により区分計算した合計額の 6 分の 1（月額） 5,000名まで 390円 10,000名まで 330円 30,000名まで 280円 50,000名まで 230円 100,000名まで 180円 100,001名以上 150円 ただし、月額の最低額を220,000円とする 2．月中に失格となった投資主 1 名につき55円	投資主名簿の保管、管理に関する事務 決算期日における投資主確定並びに投資主リスト、統計諸資料の作成に関する事務 分配金振込指定投資主の管理に関する事務 以下の法定帳簿の作成、管理及び備置 ・ 分配利益明細簿 ・ 投資証券台帳 ・ 投資証券不発行管理簿 ・ 投資証券払戻金額帳 ・ 未払分配利益明細簿 ・ 未払払戻金明細簿 ・ 上記のほか、本投資法人及び投資主名簿等管理人が別途合意する帳簿書類
分配金計算料	1．投資主 1 名につき下記段階により区分計算した合計額 5,000名まで 120円 10,000名まで 105円 30,000名まで 90円 50,000名まで 75円 100,000名まで 60円 100,001名以上 50円 ただし、1 回の最低額を350,000円とする 2．振込指定分 1 投資主につき 130円加算	分配金の計算、分配金支払原簿の作成、領収証又は振込通知の作成、振込票又は振込磁気テープの作成、支払済領収証の整理集計、支払調書の作成、特別税率及び分配金振込適用等の事務
分配金支払料	1．分配金領収証 1 枚につき500円 2．月末現在未払投資主 1 名につき5円	取扱（払渡）期間経過後の分配金の支払事務 未払投資主の管理に関する事務
諸届受理料	諸届受理 1 件につき250円	住所変更、商号変更、代表者変更、改姓名、常任代理人等の投資主名簿の記載の変更を要する届出及び事故届、改印届、分配金振込指定書の受理並びに特別税率及び告知の届出の受理に関する事務

項 目	手 数 料	対 象 事 務
諸通知封入発送料	1. 封入発送料 (1) 封書 定型サイズの場合 封入物2種まで1通につき25円 1種増すごとに5円加算 ただし、定形サイズでも追加手封入がある場合には、追加手封入1通につき15円加算 定形外サイズ又は手封入の場合 封入物2種まで1通につき45円 1種類増すごとに15円加算 (2) はがき 1通につき15円 ただし、1回の発送につき最低額を50,000円とする 2. 書留適用分 1通につき30円加算 3. 発送差止・送付先指定 1通につき200円 4. 振込通知を分配金計算書と分配金振込先確認書に分割した場合 1件につき25円加算 5. ラベル貼付料 1通につき5円	投資主総会招集通知状、同決議通知状、議決権行使書（委任状）、資産運用報告書、分配金領収証等投資主総会関係書類の封入発送事務
返戻郵便物整理料	返戻郵便物 1通につき250円	投資主総会招集通知状、同決議通知状、資産運用報告書等の返戻郵便物の整理、再発送に関する事務
議決権行使書（委任状）作成集計料	1. 議決権行使書（委任状）作成料 作成1枚につき18円 2. 議決権行使書（委任状）集計料 集計1枚につき50円 ただし、1回の集計につき最低額を100,000円とする 3. 投資主提案による競合議案がある場合 1通につき50円加算 4. 不統一行使分 1通につき50円加算	議決権行使書（委任状）の作成、提出議決権行使書（委任状）の整理及び集計の事務
証明・調査料	発行異動証明書1枚、又は調査1件1名義につき1,600円 発行残高証明書1枚、又は調査1件1名義につき800円	分配金支払い、投資主名簿記載等に関する証明書の作成及び投資口の取得、異動（譲渡、相続、贈与等）に関する調査資料の作成事務
振替制度関係手数料	1. 総投資主通知に関するデータ受送料 総投資主通知受送料 投資主1名1件につき100円 2. 個別投資主通知に関するデータ受送料 個別投資主通知受理1件につき250円 3. 情報提供請求データ受送料 情報提供請求1件につき250円	総投資主通知に係るデータの受理及び各種コード（所有者、常任代理人、国籍等）の登録並びに投資主名簿更新に関する事務 個別投資主通知データの受理及び個別投資主通知明細の作成に関する事務 情報提供請求データの振替機関への送信に関する事務 振替口座簿記録事項の通知に関する事務

本表に定めのない臨時事務（新投資口の発行事務、臨時に行う投資主確定事務及び投資口分布統計表作成事務又は解約に関する事務等）については両当事者協議の上その都度手数料を定めます。

(ハ) 特別口座管理人の報酬

特別口座管理人への報酬の計算方法及び支払の時期は以下の通りです。

- a . 本投資法人は、口座管理事務手数料として、以下の口座管理事務手数料明細表により計算した金額を上限とした手数料を特別口座管理人に支払います。ただし、口座管理事務手数料明細表に定めのない事務に係る手数料は、その都度本投資法人及び特別口座管理人間で協議の上決定します。
- b . 経済情勢の変動、口座管理事務の内容の変化等により、前記 a . により難しい事情が生じた場合は、随時本投資法人及び特別口座管理人間で協議の上口座管理事務手数料を変更し得るものとします。なお、前記 a . により難しい事情には、本投資法人及び特別口座管理人の間で締結された一般事務（投資口取扱事務）委託契約の失効を含むものとします。
- c . 口座管理事務手数料について、特別口座管理人は毎月末に締め切り、翌月中に本投資法人に請求し、本投資法人は請求のあった月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに特別口座管理人の指定する銀行口座への振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替による方法により支払います。

口座管理事務手数料明細表

項 目	料 率	対 象 事 務
特別口座管理料	1 . 特別口座管理投資主 1 名につき下記段階により区分計算した合計額（月額） 3,000名まで 150円 10,000名まで 125円 30,000名まで 100円 30,001名以上 75円 ただし、月額の最低額を20,000円とする 2 . 各口座管理事務につき下記(1)～(5)の手数料 ただし、特別口座管理人が本投資法人の投資主名簿等管理人であるときは、下記(1)～(5)の手数料を適用しない (1) 総投資主報告料 報告 1 件につき150円 (2) 個別投資主通知申出受理料 受理 1 件につき250円 (3) 情報提供請求受理料 受理 1 件につき250円 (4) 諸届受理料 受理 1 件につき250円 (5) 分配金振込指定取次料 取次 1 件につき130円	振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事務 総投資主通知に係る報告に関する事務 新規記載又は記録手続及び抹消手続又は全部抹消手続に関する事務 振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は記録に関する事務 個別投資主通知及び情報提供請求に関する事務 特別口座の開設及び廃止に関する事務 加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更及び加入者情報の機構等への届出に関する事務 振替法で定める取得者等のための特別口座開設等請求に関する事務 投資口の併合・分割等に関する事務
調査・証明料	1 . 発行異動証明書1枚、又は調査1件1名義につき 1,600円 2 . 発行残高証明書1枚、又は調査1件1名義につき 800円	振替口座簿の記載等に関する証明書の作成及び投資口の移動（振替、相続等）に関する調査資料の作成事務
振替請求受付料	振替請求 1 件につき1,000円	特別口座の加入者本人のために開設された他の口座への振替手続に関する事務

本表に定めのない臨時事務（解約に関する事務等）についてはその都度料率を定めます。

(二) 投資法人債に関する一般事務受託者への支払手数料

- a. 本投資法人は、以下の通り、投資法人債に関する一般事務受託者との間の委託契約に基づく事務の委託に関する手数料等を投資法人債に関する一般事務受託者に支払います。
- ・ 本投資法人は本投資法人債に係る発行事務、期中事務、発行代理人事務及び支払い代理人事務に関する手数料として、金375万円を平成23年3月11日に投資法人債に関する一般事務受託者に支払います。
 - ・ 投資法人債原簿の作成その他の投資法人債原簿に関する事務に基づき作成する資料の作成にかかる費用は、投資法人債に関する一般事務受託者の負担とします。ただし、投資法人債原簿（発行後）を本投資法人の請求により作成する場合は、本投資法人は作成にかかる実費を負担します。
- b. 上記 a. に定める手数料及び費用（上記 a. . 本文に定める費用を除きます。）に賦課される消費税等は、手数料及び費用とは別に本投資法人が負担するものとし、当該手数料及び費用の支払期日に投資法人債に関する一般事務受託者に支払います。
- c. 本投資法人債について期限の利益が喪失した後はいつでも、又は本投資法人からの要請若しくは投資法人債に関する一般事務受託者自らが必要と判断することにより、投資法人債に関する一般事務受託者が、投資法人債に関する一般事務受託者及び本投資法人が例外的性質を有するか投資法人債に関する一般事務受託者との間の委託契約上に通常予想される投資法人債に関する一般事務受託者の業務の範囲を超えていると合意する業務を行う場合、本投資法人は、投資法人債に関する一般事務受託者に対し、当事者間で合意する追加手数料を支払うものとし、
- d. 投資法人債に関する一般事務受託者への元利金支払手数料の計算方法は、以下の通りです。
- ・ 元金償還の場合 支払元金金額の10,000分の0.075とします（当該手数料に賦課される消費税及び地方消費税は、本投資法人の負担とします。）。
 - ・ 利金支払の場合 支払利金の対象となる元金金額の10,000分の0.075とします（当該手数料に賦課される消費税及び地方消費税は、本投資法人の負担とします。）。

(ホ) 資産保管会社の報酬

資産保管会社への報酬の計算方法及び支払の時期は以下の通りです。

- a. 資産保管会社への報酬は、以下の計算式により計算した月額手数料の合計金額を上限として、その資産構成に応じて本投資法人及び資産保管会社が協議の上算出した金額に当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（以下「保管業務手数料」といいます。）とします。

$$\text{月額手数料} = \boxed{\text{前決算期末時点における本投資法人の貸借対照表上の資産の部の合計額}} \times 0.03\% \div 12$$

なお、計算対象月における資産保管会社の委託業務日数が1か月に満たない月の月額手数料については、当該月における資産保管会社の委託業務日数に対する当該月の日数に基づき日割計算して算出されます。

上記計算により算出された手数料金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

資産保管委託契約に定めのない業務に対する報酬は、本投資法人及び資産保管会社間で協議の上決定されます。

- b. 資産保管会社は、本投資法人の営業期間毎に、保管業務手数料を計算の上、本投資法人に請求し、本投資法人は、請求を受けた月の翌月末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに、資産保管会社の指定する銀行口座へ振込又は口座振替（振込手数料又は振替手数料並びに当該振込手数料金額又は振替手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）の方法により保管業務手数料を支払います。
- c. 本投資法人及び資産保管会社は、保管業務手数料が経済事情の変動又は当事者の一方若しくは双方の事情の変化により不適当になったときは、協議の上これを変更することができます。

会計監査人報酬（規約第27条）

会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に1,500万円を上限とし、役員会で決定する金額が、当該決算期後3か月以内に支払われます。なお、かかる報酬は、会計監査人が指定する銀行口座への振込の方法により支払われます。

会計事務等に関する一般事務受託者の報酬

会計事務等に関する一般事務受託者への報酬の計算方法及び支払の時期は以下の通りです。

会計事務等に関する一般事務受託者の報酬の月額を、以下の算式により計算された額（千円未満切り捨て、消費税及び地方消費税別途、以下「会計業務委託料月額」といいます。）とし、会計事務等に関する一般事務受託者は本投資法人の営業期間毎に当該営業期間に係る会計業務委託料月額の合計額を本投資法人に請求し、本投資法人は請求を受けた月の翌月末日（銀行休業日の場合は前銀行営業日）までに会計事務等に関する一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座間振替の方法により支払います。

a．会計業務委託料月額＝

$$\text{年額固定報酬額} \times 1/12 + \text{変動報酬月額単価} \times (\text{月末時点保有物件数} - \text{基準物件数})$$

ここで、年額固定報酬額は、金30,000,000円を、変動報酬月額単価は、金100,000円を、それぞれ上限とし、また、基準物件数は、本投資法人が当月末時点で所有し、会計事務等に関する一般事務受託者が本業務を行う不動産（本投資法人が所有する信託受益権に係る信託財産である不動産を含みます。）の物件数で、報酬月額の算定基礎となる物件数と定義し、各々、具体的な額及び数値は別途、本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者が合意して定めます。

- b．1か月に満たない月に係る委託料は、1か月分とみなして算出し、日割計算は行いません。
- c．新規に物件を取得した場合（区分所有権などの部分的な取得等を含みます。）には、初期の固定資産台帳作成・登録報酬として、別途両当事者協議の上決定した額を、本投資法人は会計事務等に関する一般事務受託者に対して、作成完了時の翌月末日までに会計事務等に関する一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座間振替の方法により支払います。
- d．税務調査の立会等、所定の業務範囲を超える事項が発生した場合の委託料については、別途本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者間で協議の上決定します。
- e．本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者は、業務委託料が経済情勢の変動又は当事者の一方的若しくは双方の事情の変化により不適當となったときは、協議の上これを変更することができます。

（4）【その他の手数料等】

本投資法人は、以下の費用について負担するものとします。

- （イ）運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び本資産運用会社との間の各委託契約において本投資法人が負担することと定められた委託業務乃至事務を処理するために要した諸費用又は一般事務受託者、資産保管会社及び本資産運用会社が立て替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合にかかる遅延利息又は損害金
- （ロ）投資証券及び投資法人債券の発行に関する費用（券面の作成、印刷及び交付に係る費用を含みます。）
- （ハ）投資主の氏名・住所データ作成費用、投資主あて書類送付に係る郵送料及び使用済書類等返還（廃棄）に要する運搬費
- （ニ）分配金支払に関する費用（分配金領収証用紙、銀行取扱手数料等を含みます。）
- （ホ）有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用

- (ヘ) 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- (ト) 財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用を含みます。）
- (チ) 本投資法人の公告に要する費用及び広告宣伝等に要する費用
- (リ) 本投資法人の法律顧問及び税務顧問等に対する報酬及び費用
- (ヌ) 投資主総会及び役員会開催に係る費用並びに投資主に対して送付する書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- (ル) 執行役員、監督役員に係る実費及び立替金等
- (ヲ) 運用資産の取得、管理、売却等に係る費用（媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含みます。）
- (ワ) 借入金及び投資法人債に係る利息
- (カ) 本投資法人の運営に要する費用
- (ヨ) 本投資法人の投資証券が東京証券取引所への上場を維持するのに要する費用
- (タ) 信託報酬
- (レ) その他上記(イ)から(タ)までに類する費用

なお、上記手数料等については、以下の照会先までお問い合わせ下さい。

（照会先）三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社

東京都中央区銀座六丁目 8 番 7 号

電話番号 03 - 3289 - 0440

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する課税上の一般的な取扱いは下記の通りです。なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては異なる取扱いが行われることがあります。

投資主の税務

（イ）個人投資主の税務

a．利益の分配に係る税務

個人投資主が投資法人から受け取る利益の分配は、配当所得として取り扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収された後、総合課税の対象となります。配当控除の適用はありません。ただし、上場投資法人である本投資法人から受け取る利益の分配は、大口個人投資主（発行済投資口総数の5%以上を保有）を除き、上場株式等の配当等に係る以下の特例の対象となります。

（i）平成23年12月31日までは10%（所得税7%、住民税3%）、平成24年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の源泉徴収税率が適用されます。

（ ）金額にかかわらず、源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告不要制度の選択ができます。

（ ）確定申告を行う場合には、総合課税に代えて申告分離課税の選択ができます。上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。申告分離課税の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、住民税3%）、平成24年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）です。

（ ）上場株式等の配当等を特定口座（源泉徴収選択口座）に受け入れることができます（配当金の受取方法については「株式数比例配分方式」を選択する必要があります）。

（ ）平成24年から実施される少額上場株式等の非課税口座制度に基づき、証券会社等の金融商品取引業者等に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（平成24年から平成26年までの3年間、新規投資額で毎年100万円を上限）に係る配当等で、その非課税口座の開設年の1月1日から10年以内に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。

b．利益を超えた金銭の分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配は、資本の払戻しに該当するものとして、みなし配当及びみなし譲渡収入から成るものとして取り扱われます。

（i）みなし配当

この金額は、本投資法人からお知らせします。みなし配当には、上記a．における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。

（ ）みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額とみなされます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注１）を算定し、投資口の譲渡損益（注２）を計算します。この譲渡損益の取扱いは、下記ｃ．における投資口の譲渡と原則同様になります。また、投資口の取得価額の調整（減額）（注３）を行います。

（注１） 譲渡原価の額＝従前の取得価額×純資産減少割合

純資産減少割合は、本投資法人からお知らせします。

（注２） 譲渡損益の額＝みなし譲渡収入金額－譲渡原価の額

（注３） 調整後の取得価額＝従前の取得価額－譲渡原価の額

ｃ．投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡益は、株式等に係る譲渡所得等として、原則20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象となります。譲渡損が生じた場合は、他の株式等に係る譲渡所得等との相殺を除き、他の所得との損益通算はできません。ただし、本投資法人の投資口を証券会社等の金融商品取引業者等を通じて譲渡等した場合は、上場株式等の譲渡に係る以下の特例の対象となります。

- （い） 申告分離課税の上記20%の税率は、平成23年12月31日までの譲渡等については10%（所得税7%、住民税3%）となります。
- （ ） 上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます。
- （ ） 上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、一定の要件の下、翌年以後3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から繰越控除することが認められます。
- （ ） 特定口座（源泉徴収選択口座）内の上場株式等の譲渡による所得は、源泉徴収だけで納税手続が終了し、確定申告は不要となります。源泉徴収税率は、平成23年12月31日までの譲渡等については10%（所得税7%、住民税3%）、平成24年1月1日以後の譲渡等については20%（所得税15%、住民税5%）となります。
- （ ） 上場株式等の配当等を特定口座（源泉徴収選択口座）に受け入れた場合において、その源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その配当等の金額からその譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率を適用して所得税の計算が行われます。
- （ ） 平成24年から実施される少額上場株式等の非課税口座制度に基づき、非課税口座の開設年の1月1日から10年以内にその非課税口座において管理されている上場株式等を譲渡した場合には、その譲渡所得等については所得税及び住民税が課されません。

（ロ）法人投資主の税務

a . 利益の分配に係る税務

法人投資主が投資法人から受け取る利益の分配は、受取配当等として取り扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収されます。受取配当等の益金不算入の適用はありません。ただし、上場投資法人である本投資法人から受け取る利益の分配は特例の対象となり、平成23年12月31日までは7%、平成24年1月1日以後は15%の源泉徴収税率が適用されます。なお、この源泉所得税は法人税の前払いとして所得税額控除の対象となります。

b . 利益を超えた金銭の分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配は、資本の払戻しに該当するものとして、みなし配当及びみなし譲渡収入から成るものとして取り扱われます。

(i) みなし配当

この金額は、本投資法人からお知らせします。みなし配当には、上記 a . における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。

() みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額とみなされます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価を算定し、投資口の譲渡損益を計算します。また、投資口の取得価額の調整（減額）を行います。譲渡原価、譲渡損益、取得価額の調整（減額）の計算方法は個人投資主の場合と同様です。

c . 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の取扱いについては、有価証券の譲渡として、原則として約定日の属する事業年度に譲渡損益を計上します。

投資法人の税務

（イ）利益配当等の損金算入

税法上、「投資法人に係る課税の特例規定」により一定の要件を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を損金に算入することが認められています。利益の配当等を損金算入するための要件（導管性要件）のうち主なものは以下の通りです。

- a．配当等の額が配当可能利益の額の90%超（又は金銭の分配の額が配当可能額の90%超）であること
- b．他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと
- c．機関投資家（租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ（2）に規定するものをいいます。）以外の者から借入れを行っていないこと
- d．事業年度の終了時において投資主の1人及びその特殊関係者により発行済投資口総数あるいは議決権総数の50%超を保有されている同族会社に該当していないこと
- e．発行する投資口の発行価額の総額のうちに国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨が投資法人の規約に記載・記録されていること
- f．事業年度の終了時において発行済の投資口が50人以上の者によって所有されていること

（ロ）不動産流通税の軽減措置

a．登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、登録免許税が課税標準額に対して原則2%の税率により課されますが、土地に対しては平成23年3月31日までは1%、平成23年4月1日から平成24年3月31日までは1.3%、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは1.5%とされています。ただし、規約に資産運用の方針として、特定不動産（投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合（下記b.において「特定不動産の割合」といいます。）を100分の75以上とする旨の記載があることその他の要件を満たす投資法人が取得する倉庫等以外の不動産に対しては、特例により登録免許税の税率が平成23年3月31日までは0.8%、平成23年4月1日から平成24年3月31日までは1.1%、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは1.3%に軽減されます。

b．不動産取得税

不動産を取得した際には、不動産取得税が課税標準額に対して原則として4%の税率により課されますが、土地及び住宅用の建物に対しては平成24年3月31日までは3%とされています。ただし、規約に資産運用の方針として、特定不動産の割合を100分の75以上とする旨の記載があることその他の要件を満たす投資法人が平成23年3月31日までに取得する一定の不動産に対しては、特例により不動産取得税の課税標準額が3分の1に軽減されます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

本投資法人の当期末日における投資状況の概要は以下の通りです。

（平成22年12月31日現在）

資産の種類	内容等による区分	地域等	用途	保有総額 （百万円）（注２）	資産総額に対する比 率（％）（注３）
不動産		首都圏（注１）	商業施設	24,716	11.9
		その他地方都市	商業施設	68,081	32.7
		計		92,798	44.6
その他の資産	不動産等を主な信託財産とする信託受益権	首都圏（注１）	商業施設	61,864	29.7
		その他地方都市	商業施設	41,724	20.1
		計		103,589	49.8
	預金・その他資産		11,585	5.6	
	その他の資産合計		115,174	55.4	
資産総額（注４）				207,973	100.0
負債総額（注４）				95,583	46.0
純資産総額（注４）				112,389	54.0

(注1)「首都圏」とは東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の上記3県をいいます。

(注2)「保有総額」は当期末日現在における貸借対照表計上額（不動産及び信託受益権に係る不動産（以下「信託不動産」といいます。）については、減価償却後の帳簿価額）によっており、百万円未満を切り捨てて記載しています。

(注3)「資産総額に対する比率」は小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注4)「資産総額」、「負債総額」及び「純資産総額」は当期末日現在における貸借対照表に計上した金額を百万円未満を切り捨てて記載しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

上場取引所	種類	銘柄	数量	簿価	時価	利率	償還期限	投資比率 (注2)
東京証券取引所	国債証券	10年利付国債(259回)	10,000千円	9,993千円	10,400千円	1.5%	平成26年3月20日	0.0%

(注1)当期末日現在、本投資法人の投資有価証券は上記1銘柄だけです。

(注2)「投資比率」は、平成22年12月31日現在の資産総額に対する比率を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

【投資不動産物件】

本投資法人が所有する投資不動産物件に加え、信託受益権に係る信託不動産をあわせて「投資不動産物件」に含めて記載しています。

本投資法人が保有する投資不動産物件及び信託不動産の概要は以下の通りです。

(イ) 投資不動産物件及び信託不動産の概要

本投資法人は当期末日現在以下の不動産及び各信託不動産を信託財産とする信託受益権を保有しています。不動産及び信託不動産の概要は以下の通りです。

不動産及び信託不動産の名称	所在地（住居表示）	所有形態	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	期末算定 価額(注2) (百万円)	帳簿価額 (注3) (百万円)	対総賃貸 事業 収入比率 (注4) (%)
イオン品川シーサイドショッピングセンター	東京都品川区東品川四丁目12番5号	所有権	77,547.22	19,600	17,722	10.3
マイカル茨木(注7)	(店舗棟・立体駐車場棟)大阪府茨木市松ヶ本町8番30号 (スポーツ棟)大阪府茨木市下穂積一丁目7番5号	所有権	148,666.78	24,200	15,972	9.7
ジョイフルタウン岡山	(イトーヨーカ堂棟)岡山県岡山市北区下石井二丁目10番2号 (アネックス棟)岡山県岡山市北区下石井二丁目10番1号	所有権	(63,036.30)	8,750	10,050	6.5
ジョイフルタウン秦野	神奈川県秦野市入船町12番1号	所有権	79,504.88	10,500	7,917	5.3
パビヨンプラザ	福岡県福岡市博多区千代一丁目2番7号他	所有権	(17,095.47)	4,780	4,762	3.0
上池台東急ストア	東京都大田区上池台五丁目23番5号	所有権	6,640.60	1,570	1,378	0.7
ベルタウン丹波口駅前店	京都府京都市下京区中堂寺坊城町60番地他(注5)	所有権	11,176.34	2,510	2,031	1.1
イオンナゴヤドーム前ショッピングセンター	愛知県名古屋市中区東区矢田南四丁目1番19号	所有権	154,766.57	25,400	23,214	10.4
サミットストア滝野川紅葉橋店	東京都北区滝野川四丁目1番18号	所有権	6,455.43	3,140	3,020	1.3
スポーツクラブルネサンス広島	広島県広島市南区皆実町二丁目8番24号	所有権	4,678.10	1,840	1,925	1.0
フレスポ鳥栖(底地)(注6)	佐賀県鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖537番1他(注5)	所有権	79,447.76	3,020	3,256	1.6
ゆめタウン広島	広島県広島市南区皆実町二丁目8番17号	所有権	122,107.16	21,800	22,426	10.1
WV SAKAE(ウーブサカエ)	愛知県名古屋市中区栄三丁目27番1号	所有権	4,611.39	5,980	7,168	3.3
クイーンズ伊勢丹杉並桃井店	東京都杉並区桃井三丁目5番1号	所有権	5,212.70	3,430	3,528	1.5
三井アウトレットパーク入間	埼玉県入間市宮寺3169番1号	所有権	98,714.90	21,600	19,069	9.3
コストコホールセール入間倉庫店(底地)	埼玉県入間市宮寺字開発3169番2他(注5)	所有権	24,019.93	2,610	2,626	1.1
UT STORE HARAJUKU	東京都渋谷区神宮前六丁目10番8号	所有権	1,199.23	3,290	3,198	1.0
イトーヨーカドー東大和店	東京都東大和市桜が丘二丁目142番1号	所有権	53,374.72	11,200	11,416	5.1
マックスバリュ田無芝久保店	東京都西東京市芝久保町一丁目12番5号	所有権	8,785.30	3,060	3,069	1.6
TSUTAYA福岡天神	福岡県福岡市中央区今泉一丁目20番17号	所有権	4,532.38	4,240	3,769	2.0
三井ショッピングパークらぼーと磐田	静岡県磐田市高見丘1200番地他(注5)	所有権	136,136.15	15,200	15,227	8.1

不動産及び信託不動産の名称	所在地（住居表示）	所有形態	賃貸可能面積 (㎡) (注１)	期末算定 価額（注２） (百万円)	帳簿価額 (注３） (百万円)	対総賃貸 事業 収入比率 (注４） (%)
ギンザ・ガラスセ	東京都中央区銀座三丁目２番15号	所有権	(5,174.62)	13,600	13,634	6.0
合 計			(1,112,883.93)	211,320	196,387	100.0

（注１）「賃貸可能面積」はテナントに対して賃貸可能な面積を記載しています。ただし、パススルー型マスターリース契約が締結されている物件については、エンドテナントに対して賃貸可能な面積を賃貸可能面積として括弧書きにて記載し、同賃貸可能面積をもって集計した数値を合計欄に括弧書きにて記載しています。

（注２）「期末算定価額」は本投資法人の規約に定める資産評価の方法及び基準並びに投資信託協会の定める規則に基づき、不動産鑑定士による決算日を価格時点とする鑑定評価額又は調査価格を記載しています。

（注３）「帳簿価額」は百万円未満を切り捨てて記載しています。

（注４）「対総賃貸事業収入比率」は小数第２位を四捨五入して記載しています。

（注５）登記簿上に記載された所在地を記載しています。

（注６）以下の通り、物件の名称を変更しています。以下同じです。

新名称	旧名称	変更時期
フレスポ鳥栖（底地）	ジョイフルタウン鳥栖（底地）	平成21年11月 7 日

（注７）以下の通り、物件の名称を変更しています。以下同じです。

新名称	旧名称	変更時期
イオン茨木ショッピングセンター	マイカル茨木	平成23年 3 月 1 日

不動産及び信託不動産の賃貸事業の推移は以下の通りです。

不動産及び信託不動産 の名称	地域	第４期（自 平成18年１月１日 至 平成18年６月30日）					
		総賃貸面積	テナント総数 期末時点 （件）	主要テナント	稼働率 （注２） 期末時点 （％）	賃貸事業収入 （注３） 期間中 （百万円）	対総賃貸事業 収入比率 （注４） （％）
イオン品川シーサイド ショッピングセンター	首都圏（注１）	77,547.22	1	イオン株式会社	100.0	745	24.3
ジョイフルタウン秦野		79,504.88	1	イオン株式会社	100.0	389	12.7
上池台東急ストア		6,640.60	1	株式会社東急ストア	100.0	53	1.7
マイカル茨木	その他地方都市	148,666.78	1	株式会社マイカル （注５）	100.0	679	22.2
ジョイフルタウン岡山		66,574.67	2	株式会社イトー ヨーカ堂	100.0	461	15.1
パビヨンブラザ		17,148.26	2	大和情報サービス 株式会社	100.0	233	7.6
ベルタウン丹波口駅前 店		11,176.34	1	株式会社マツモト	100.0	84	2.8
イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター		154,766.57	1	イオン株式会社	100.0	420 （注６）	13.7
合計		562,025.32	10	-	100.0	3,067	100.0

不動産及び信託不動産 の名称	地域	第５期（自 平成18年７月１日 至 平成18年12月31日）					
		総賃貸面積	テナント総数 期末時点 （件）	主要テナント	稼働率 （注２） 期末時点 （％）	賃貸事業収入 （注３） 期間中 （百万円）	対総賃貸事業 収入比率 （注４） （％）
イオン品川シーサイド ショッピングセンター	首都圏（注１）	77,547.22	1	イオン株式会社	100.0	745	21.5
ジョイフルタウン秦野		79,504.88	1	イオン株式会社	100.0	389	11.2
上池台東急ストア		6,640.60	1	株式会社東急ストア	100.0	53	1.5
サミットストア滝野川 紅葉橋店		6,455.43	1	サミット株式会社	100.0	50 （注７）	1.4
マイカル茨木	その他地方都市	148,666.78	1	株式会社マイカル （注５）	100.0	679	19.6
ジョイフルタウン岡山		66,574.67	2	株式会社イトー ヨーカ堂	100.0	461	13.3
パビヨンブラザ		17,148.26	2	大和情報サービス 株式会社	100.0	233	6.7
ベルタウン丹波口駅前 店		11,176.34	1	株式会社マツモト	100.0	84	2.4
イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター		154,766.57	1	イオン株式会社	100.0	773	22.3
合計		568,480.75	11	-	100.0	3,470	100.0

不動産及び信託不動産 の名称	地域	第6期（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）					
		総賃貸面積	テナント総数 期末時点 （件）	主要テナント	稼働率 （注2） 期末時点 （％）	賃貸事業収入 （注3） 期間中 （百万円）	対総賃貸事業 収入比率 （注4） （％）
イオン品川シーサイド ショッピングセンター	首都圏（注1）	77,547.22	1	イオン株式会社	100.0	745	20.8
ジョイフルタウン秦野		79,504.88	1	イオン株式会社	100.0	389	10.8
上池台東急ストア		6,640.60	1	株式会社東急ストア	100.0	53	1.5
サミットストア滝野川 紅葉橋店		6,455.43	1	サミット株式会社	100.0	99	2.8
マイカル茨木	その他地方都市	148,666.78	1	株式会社マイカル （注5）	100.0	717	20.0
ジョイフルタウン岡山		66,574.67	2	株式会社イトー ヨーカ堂	100.0	461	12.9
パビヨンプラザ		17,148.26	2	大和情報サービス 株式会社	100.0	233	6.5
ベルタウン丹波口駅前 店		11,176.34	1	株式会社マツモト	100.0	84	2.4
イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター		154,766.57	1	イオン株式会社	100.0	773	21.6
スポーツクラブ ルネサンス広島		4,678.10	1	株式会社ルネサンス	100.0	29 （注8）	0.8
合計		573,158.85	12	-	100.0	3,587	100.0

不動産及び信託不動産 の名称	地域	第7期（自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日）					
		総賃貸面積	テナント総数 期末時点 （件）	主要テナント	稼働率 （注2） 期末時点 （％）	賃貸事業収入 （注3） 期間中 （百万円）	対総賃貸事業 収入比率 （注4） （％）
イオン品川シーサイド ショッピングセンター	首都圏（注1）	77,547.22	1	イオン株式会社	100.0	751	20.5
ジョイフルタウン秦野		79,504.88	1	イオン株式会社	100.0	389	10.6
上池台東急ストア		6,640.60	1	株式会社東急ストア	100.0	53	1.4
サミットストア滝野川 紅葉橋店		6,455.43	1	サミット株式会社	100.0	99	2.7
マイカル茨木	その他地方都市	148,666.78	1	株式会社マイカル （注5）	100.0	717	19.6
ジョイフルタウン岡山		66,574.67	2	株式会社イトー ヨーカ堂	100.0	461	12.6
パピヨンプラザ		17,148.26	2	大和情報サービス 株式会社	100.0	233	6.4
ベルタウン丹波口駅前 店		11,176.34	1	株式会社マツモト	100.0	84	2.3
イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター		154,766.57	1	イオン株式会社	100.0	773	21.1
スポーツクラブ ルネサンス広島		4,678.10	1	株式会社ルネサンス	100.0	68	1.9
ジョイフルタウン 鳥栖（底地）		79,447.76	1	大和リース株式会 社	100.0	³⁴ （注9）	0.9
合計		652,606.61	13	-	100.0	3,667	100.0

不動産及び信託不動産 の名称	地域	第 8 期（自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年 6 月30日）					
		総賃貸面積	テナント総数 期末時点 （件）	主要テナント	稼働率 （注 2） 期末時点 （％）	賃貸事業収入 （注 3） 期間中 （百万円）	対総賃貸事業 収入比率 （注 4） （％）
イオン品川シーサイド ショッピングセンター	首都圏（注 1）	77,547.22	1	イオン株式会社	100.0	759	17.6
ジョイフルタウン秦野		79,504.88	1	イオン株式会社	100.0	389	9.0
上池台東急ストア		6,640.60	1	株式会社東急ストア	100.0	53	1.2
サミットストア滝野川 紅葉橋店		6,455.43	1	サミット株式会社	100.0	99	2.3
マイカル茨木	その他地方都市	148,666.78	1	株式会社マイカル （注 5）	100.0	717	16.7
ジョイフルタウン岡山		66,574.67	2	株式会社イトー ヨーカ堂	100.0	466	10.8
パビヨンプラザ		17,148.26	2	大和情報サービス 株式会社	100.0	233	5.4
ベルタウン丹波口駅前 店		11,176.34	1	株式会社マツモト	100.0	84	2.0
イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター		154,766.57	1	イオン株式会社	100.0	773	18.0
スポーツクラブ ルネサンス広島		4,678.10	1	株式会社ルネサンス	100.0	71	1.7
ジョイフルタウン鳥栖 （底地）		79,447.76	1	大和リース株式会 社	100.0	118	2.7
ゆめタウン広島		122,107.16	1	株式会社イズミ	100.0	537 （注10）	12.5
合 計		774,713.77	14	-	100.0	4,303	100.0

不動産及び信託不動産 の名称	地域	第9期（自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日）					
		総賃貸面積 （注11）	テナント総数 （注12） 期末時点 （件）	主要テナント	稼働率 （注2） 期末時点 （％）	賃貸事業収入 （注3） 期間中 （百万円）	対総賃貸事業 収入比率 （注4） （％）
イオン品川シーサイド ショッピングセンター	首都圏（注1）	77,547.22	1	イオンリテール株 式会社	100.0	764	13.5
ジョイフルタウン秦野		79,504.88	1	イオンリテール株 式会社	100.0	389	6.9
上池台東急ストア		6,640.60	1	株式会社東急スト ア	100.0	53	0.9
サミットストア滝野川 紅葉橋店		6,455.43	1	サミット株式会社	100.0	99	1.8
クイーンズ伊勢丹杉並 桃井店		5,212.70	1	株式会社クイーン ズ伊勢丹	100.0	112 （注13）	2.0
三井アウトレット パーク入間		98,714.90	1	三井不動産株式会 社	100.0	664 （注14）	11.8
コストコホールセール 入間倉庫店（底地）		24,019.93	1	コストコホール セールジャパン株 式会社	100.0	74 （注14）	1.3
UT STORE HARAJUKU		1,199.23	1	株式会社ユニクロ	100.0	32 （注15）	0.6
マイカル茨木	その他地方都市	148,666.78	1	株式会社マイカル （注5）	100.0	717	12.7
ジョイフルタウン岡山		(63,036.30)	1(10)	株式会社イトー ヨーカ堂	100.0 (100.0)	481	8.5
パビヨンプラザ		(16,119.06)	2(14)	大和情報サービ ス株式会社	100.0 (94.3)	235	4.2
ベルタウン丹波口駅前 店		11,176.34	1	株式会社マツモト	100.0	84	1.5
イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター		154,766.57	1	イオンリテール株 式会社	100.0	773	13.7
スポーツクラブ ルネサンス広島		4,678.10	1	株式会社ルネサ ンス	100.0	71	1.3
ジョイフルタウン鳥栖 （底地）		79,447.76	1	大和リース株式 会社	100.0	118	2.1
ゆめタウン広島		122,107.16	1	株式会社イズミ	100.0	745	13.2
WV SAKAE（ウーブ サカエ）		4,518.29	4	株式会社丸井	98.1	238 （注13）	4.2
合 計		(903,811.25)	21(42)	-	100.0 (99.9)	5,658	100.0

不動産及び信託不動産 の名称	地域	第10期（自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 6 月30日）					
		総賃貸面積 （注11）	テナント総数 （注12） 期末時点 （件）	主要テナント	稼働率 （注2） 期末時点 （％）	賃貸事業収入 （注3） 期間中 （百万円）	対総賃貸事業 収入比率 （注4） （％）
イオン品川シーサイド ショッピングセンター	首都圏（注1）	77,547.22	1	イオンリテール株 式会社	100.0	766	12.4
ジョイフルタウン秦野		79,504.88	1	イオンリテール株 式会社	100.0	389	6.3
上池台東急ストア		6,640.60	1	株式会社東急スト ア	100.0	53	0.9
サミットストア滝野川 紅葉橋店		6,455.43	1	サミット株式会社	100.0	99	1.6
クイーンズ伊勢丹杉並 桃井店		5,212.70	1	株式会社クイーン ズ伊勢丹	100.0	112	1.8
三井アウトレット パーク入間		98,714.90	1	三井不動産株式会 社	100.0	703	11.4
コストコホールセール 入間倉庫店（底地）		24,019.93	1	コストコホール セールジャパン株 式会社	100.0	78	1.3
UT STORE HARAJUKU		1,199.23	1	株式会社ユニクロ	100.0	76	1.2
イトーヨーカドー 東大和店		53,374.72	1	株 式 会 社 イ ト ー ヨーカ堂	100.0	355 （注16）	5.8
マックスバリュ 田無芝久保店		8,785.30	1	イオンリテール株 式会社	100.0	84 （注17）	1.4
マイカル茨木	その他地方都市	148,666.78	1	株式会社マイカル （注5）	100.0	717	11.6
ジョイフルタウン岡山		(63,036.30)	1(10)	株 式 会 社 イ ト ー ヨーカ堂	100.0 (100.0)	474	7.7
パビヨンプラザ		(17,095.47)	2(16)	大和情報サービス 株式会社	100.0 (100.0)	228	3.7
ベルタウン丹波口駅前 店		11,176.34	1	株式会社マツモト	100.0	84	1.4
イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター		154,766.57	1	イオンリテール株 式会社	100.0	773	12.5
スポーツクラブ ルネサンス広島		4,678.10	1	株式会社ルネサンス	100.0	71	1.2
ジョイフルタウン鳥栖 （底地）		79,447.76	1	大和リース株式会 社	100.0	118	1.9
ゆめタウン広島		122,107.16	1	株式会社イズミ	100.0	744	12.1
WV SAKAE（ウーブ サカエ）		4,518.29	4	株式会社丸井	98.1	235	3.8
合 計		(966,947.68)	23(46)	-	100.0 (100.0)	6,168	100.0

不動産及び信託不動産 の名称	地域	第11期（自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年12月31日）					
		総賃貸面積 （注11）	テナント総数 （注12） 期末時点 （件）	主要テナント	稼働率 （注2） 期末時点 （％）	賃貸事業収入 （注3） 期間中 （百万円）	対総賃貸事業 収入比率 （注4） （％）
イオン品川シーサイド ショッピングセンター	首都圏（注1）	77,547.22	1	イオンリテール株 式会社	100.0	759	12.2
ジョイフルタウン秦野		79,504.88	1	イオンリテール株 式会社	100.0	389	6.2
上池台東急ストア		6,640.60	1	株式会社東急スト ア	100.0	53	0.9
サミットストア滝野川 紅葉橋店		6,455.43	1	サミット株式会社	100.0	99	1.6
クイーンズ伊勢丹杉並 桃井店		5,212.70	1	株式会社クイーン ズ伊勢丹	100.0	114	1.8
三井アウトレット パーク入間		98,714.90	1	三井不動産株式会 社	100.0	703	11.3
コストコホールセール 入間倉庫店（底地）		24,019.93	1	コストコホール セールジャパン株 式会社	100.0	78	1.3
UT STORE HARAJUKU		1,199.23	1	株式会社ユニクロ	100.0	76	1.2
イトーヨーカドー 東大和店		53,374.72	1	株 式 会 社 イ ト ー ヨーカ堂	100.0	380	6.1
マックスバリュ 田無芝久保店		8,785.30	1	イオンリテール株 式会社	100.0	114	1.8
マイカル茨木	その他地方都市	148,666.78	1	株式会社マイカル （注5）	100.0	717	11.5
ジョイフルタウン岡山		(63,036.30)	1(10)	株 式 会 社 イ ト ー ヨーカ堂	100.0 (100.0)	478	7.7
パビヨンプラザ		(17,095.47)	2(16)	大和情報サービ ス株式会社	100.0 (100.0)	225	3.6
ベルタウン丹波口駅前 店		11,176.34	1	株式会社マツモト	100.0	84	1.4
イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター		154,766.57	1	イオンリテール株 式会社	100.0	773	12.4
スポーツクラブ ルネサンス広島		4,678.10	1	株式会社ルネサン ス	100.0	71	1.1
フレスポ鳥栖（底地）		79,447.76	1	大和リース株式会 社	100.0	118	1.9
ゆめタウン広島		122,107.16	1	株式会社イズミ	100.0	745	12.0
WV SAKAE（ウーブ サカエ）		4,606.18	5	株式会社丸井	100.0	237	3.8
TSUTAYA福岡天神		4,532.38	1	カルチュア・コン ビニエンス・クラ ブ株式会社	100.0	12 (注18)	0.2
合 計		(971,567.95)	25(48)	-	100.0 (100.0)	6,233	100.0

不動産及び信託不動産 の名称	地域	第12期（自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日）					
		総賃貸面積 （注11）	テナント総数 （注12） 期末時点 （件）	主要テナント	稼働率 （注2） 期末時点 （％）	賃貸事業収入 （注3） 期間中 （百万円）	対総賃貸事業 収入比率 （注4） （％）
イオン品川シーサイド ショッピングセンター	首都圏（注1）	77,547.22	1	イオンリテール株 式会社	100.0	756	11.9
ジョイフルタウン秦野		79,504.88	1	イオンリテール株 式会社	100.0	389	6.1
上池台東急ストア		6,640.60	1	株式会社東急スト ア	100.0	53	0.8
サミットストア滝野川 紅葉橋店		6,455.43	1	サミット株式会社	100.0	99	1.6
クイーンズ伊勢丹杉並 桃井店		5,212.70	1	株式会社クイーン ズ伊勢丹	100.0	112	1.8
三井アウトレット パーク入間		98,714.90	1	三井不動産株式会 社	100.0	700	11.0
コストコホールセール 入間倉庫店（底地）		24,019.93	1	コストコホール セールジャパン株 式会社	100.0	78	1.2
UT STORE HARAJUKU		1,199.23	1	株式会社ユニクロ	100.0	76	1.2
イトーヨーカドー 東大和店		53,374.72	1	株 式 会 社 イ ト ー ヨーカ堂	100.0	380	6.0
マックスバリュ 田無芝久保店		8,785.30	1	イオンリテール株 式会社	100.0	114	1.8
マイカル茨木	その他地方都市	148,666.78	1	株式会社マイカル （注5）	100.0	717	11.3
ジョイフルタウン岡山		(63,036.30)	1(10)	株 式 会 社 イ ト ー ヨーカ堂	100.0 (100.0)	475	7.5
パピヨンプラザ		(17,095.47)	2(16)	大和情報サービス 株式会社	100.0 (100.0)	229	3.6
ベルタウン丹波口駅前 店		11,176.34	1	株式会社マツモト	100.0	84	1.3
イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター		154,766.57	1	イオンリテール株 式会社	100.0	773	12.2
スポーツクラブ ルネサンス広島		4,678.10	1	株式会社ルネサン ス	100.0	71	1.1
フレสบガ鳥栖（底地）		79,447.76	1	大和リース株式会 社	100.0	118	1.9
ゆめタウン広島		122,107.16	1	株式会社イズミ	100.0	744	11.7
WV SAKAE（ウーブ サカエ）		4,611.39	5	株式会社丸井	100.0	241	3.8
TSUTAYA福岡天神		4,532.38	1	カルチュア・コン ピエンス・クラ ブ株式会社	100.0	147	2.3
合 計		(971,573.16)	25(48)	-	100.0 (100.0)	6,364	100.0

不動産及び信託不動産 の名称	地域	第13期（自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日）					
		総賃貸面積 （注11）	テナント総数 （注12） 期末時点 （件）	主要テナント	稼働率 （注2） 期末時点 （％）	賃貸事業収入 （注3） 期間中 （百万円）	対総賃貸事業 収入比率 （注4） （％）
イオン品川シーサイド ショッピングセンター	首都圏（注1）	77,547.22	1	イオンリテール株 式会社	100.0	763	10.3
ジョイフルタウン秦野		79,504.88	1	イオンリテール株 式会社	100.0	389	5.3
上池台東急ストア		6,640.60	1	株式会社東急スト ア	100.0	53	0.7
サミットストア滝野川 紅葉橋店		6,455.43	1	サミット株式会社	100.0	99	1.3
クイーンズ伊勢丹杉並 桃井店		5,212.70	1	株式会社クイーン ズ伊勢丹	100.0	113	1.5
三井アウトレット パーク入間		98,714.90	1	三井不動産株式会 社	100.0	688	9.3
コストコホールセール 入間倉庫店（底地）		24,019.93	1	コストコホール セールジャパン株 式会社	100.0	78	1.1
UT STORE HARAJUKU		1,199.23	1	株式会社ユニクロ	100.0	76	1.0
イトーヨーカドー 東大和店		53,374.72	1	株 式 会 社 イ ト ー ヨーカ堂	100.0	380	5.1
マックスバリュ 田無芝久保店		8,785.30	1	イオンリテール株 式会社	100.0	114	1.6
ギンザ・グラッセ		(5,174.62)	1(14)	三井不動産株式会 社	100.0 (100.0)	442 (注19)	6.0
マイカル茨木	その他地方都市	148,666.78	1	株式会社マイカル （注5）	100.0	720	9.7
ジョイフルタウン岡山		(63,036.30)	1(10)	株 式 会 社 イ ト ー ヨーカ堂	100.0 (100.0)	478	6.5
パビヨンブラザ		(17,095.47)	2(16)	大和情報サービ ス株式会社	100.0 (100.0)	224	3.0
ベルタウン丹波口駅前 店		11,176.34	1	株式会社マツモト	100.0	84	1.1
イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター		154,766.57	1	イオンリテール株 式会社	100.0	773	10.4
スポーツクラブ ルネサンス広島		4,678.10	1	株式会社ルネサ ンス	100.0	71	1.0
フレス鳥栖（底地）		79,447.76	1	大和リース株式 会社	100.0	118	1.6
ゆめタウン広島		122,107.16	1	株式会社イズミ	100.0	745	10.1
WV SAKAE（ウーブ サカエ）		4,611.39	5	株式会社丸井	100.0	242	3.3
TSUTAYA福岡天神		4,532.38	1	カルチュア・コン ビニエンス・クラ ブ株式会社	100.0	147	2.0
三井ショッピングパー ークらぼーと磐田		136,136.15	1	三井不動産株式 会社	100.0	597 (注19)	8.1
合 計		(1,112,883.93)	27(63)	-	100.0 (100.0)	7,404	100.0

（注1）「首都圏」とは東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の一都三県をいいます。

（注2）「稼働率」は賃貸可能面積に占める総賃貸面積の割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。なお、パススルー型マスターリース契約が締結されている物件については、エンドテナントに対して賃貸可能な面積を賃貸可能面積、エンドテナントとの賃貸借契約に基づく面積を総賃貸面積として算定した数値を括弧書きにて付記しています。

（注3）「賃貸事業収入」は百万円未満を切り捨てて記載しています。

- （注４）「対総賃貸事業収入比率」は小数第２位を四捨五入して記載しています。
- （注５）平成23年３月１日を効力発生日として、イオンリテール株式会社を吸収合併存続会社とする合併契約を締結しています。
- （注６）平成18年３月24日から平成18年６月30日までの実績を記載しています。
- （注７）平成18年９月30日から平成18年12月31日までの実績を記載しています。
- （注８）平成19年４月13日から平成19年６月30日までの実績を記載しています。
- （注９）平成19年11月８日から平成19年12月31日までの実績を記載しています。
- （注10）平成20年２月20日から平成20年６月30日までの実績を記載しています。
- （注11）「総賃貸面積」は原則としてテナントとの賃貸借契約に基づく面積を記載しています。ただし、パススルー型マスターリース契約が締結されている物件については、エンドテナントとの賃貸借契約に基づく面積を総賃貸面積として括弧書きにて記載し、総賃貸面積をもって集計した数値を合計欄に括弧書きにて記載しています。
- （注12）「テナント総数」は賃貸借契約に基づくテナント数を記載しています。なお、パススルー型マスターリース契約が締結されている物件については、マスターリース会社とエンドテナントとの賃貸借契約に基づくテナント数をもって集計したテナント数を括弧書きにて付記しています。
- （注13）平成20年７月４日から平成20年12月31日までの実績を記載しています。
- （注14）平成20年７月10日から平成20年12月31日までの実績を記載しています。
- （注15）平成20年10月15日から平成20年12月31日までの実績を記載しています。
- （注16）平成21年１月13日から平成21年６月30日までの実績を記載しています。
- （注17）平成21年２月18日から平成21年６月30日までの実績を記載しています。
- （注18）平成21年12月16日から平成21年12月31日までの実績を記載しています。
- （注19）平成22年７月２日から平成22年12月31日までの実績を記載しています。

[次へ](#)

（ロ）個別不動産及び信託不動産の概要

本投資法人が本書の日付現在保有する不動産及び信託不動産の個別の概要は、以下の通りです。
なお、以下に記載する各不動産及び信託不動産に関する「特定資産の概要」における記載事項に関する説明は以下の通りです。

- 「特定資産の概要」に関する説明
 - ・ 「取得価格」は、当該不動産等の取得に要した諸費用（仲介手数料、公租公課等）を含まない金額について百万円未満を切り捨てて記載しています。また、「構成割合」は、取得価格に占める土地、建物の価格割合について小数第2位を四捨五入して記載しています。
 - ・ 「期末算定価額」は、毎決算期を価格時点とする財団法人日本不動産研究所作成の不動産鑑定評価書又は調査価格書に基づいています。当該算定価額は、一定時点における評価者の判断と意見であり、その内容の妥当性、正確性及び当該算定価額での取引可能性等を保証するものではありません。
 - ・ 「所在地」は、住居表示又は登記簿表示を記載しています。土地の「面積」並びに建物の「構造と階数」、「建築時期」、「延床面積」及び「種類」は、登記簿上の記載に基づいています。
 - ・ 「用途地域」は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
 - ・ 「主要なテナント」は、当該不動産等の賃料収入の過半数を占めるテナントについて記載しています。
- 「期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況」に関する説明
 - ・ 記載している数値はいずれも百万円未満を切り捨てて記載しています。

イオン品川シーサイドショッピングセンター		
特定資産の概要		
特定資産の種類		不動産信託受益権
取得年月日		平成16年 8 月 9 日
	信託設定日	平成16年 8 月 9 日
	信託受託者	住友信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成34年12月31日
取得価 格		20,100百万円
	土地価格（構成割合）	8,419百万円（41.9％）
	建物価格（構成割合）	11,680百万円（58.1％）
期末算 定価額		19,600百万円
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	19,700百万円 6.5（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	19,500百万円 5.9（％） 6.4（％）
土地	立地条件	東京臨海高速鉄道りんかい線品川シーサイド駅と一体化した再開発エリアにあります。
	所在地 （住居表示）	東京都品川区東品川四丁目12番 5 号
	面積	39,985.31㎡（全体の敷地） 22,599.20㎡（持分を有する敷地、うち共有持分割合0.311465）
	用途地域	準工業地域
	所有・それ以外の別	分有（共有）
建物	構造と階数（注）	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下 2 階付10階建
	建築時期（注）	平成14年 9 月30日
	延床 面積	全体面積 285,791.13㎡
		専有部分 75,047.77㎡
	種類	店舗・駐車場
	所有・それ以外の別	区分所有権
主要なテナント		イオンリテール株式会社
担保設定の有無		本土地及び本建物に抵当権を設定

特記事項	・ 本物件は、東品川四丁目第一地区第一種市街地再開発事業地内 A 1 街区（品川シーサイドフォレスト）に位置する地上部 5 棟、及び地域冷暖房施設・駐車場施設からなる一棟の建物のうち、店舗棟に該当する専有部分及び当該専有部分が有する敷地共有持分です。 ・ 本物件の信託受託者は、数筆に分かれた敷地のすべてについて敷地共有持分を有しているわけではなく（いわゆる分有）、敷地権の登記もなされていませんが、管理規約において、将来も現在の分有形態を継承すること、区分所有建物が存続中無償で敷地を敷地所有者間で相互に使用できることが定められています。 ・ 区分所有者間の管理規約により、敷地利用権又は共有部分の分割請求は禁止されています。また、敷地利用権と専有部分の分離処分、及び専有部分と共用部分等の共有持分を分離しての譲渡・抵当権設定等の処分は禁止されています。 ・ 本土地の一部（1,648.37㎡）に東京臨海高速鉄道株式会社を地上権者として、鉄道構築物保護及び設置を目的とする区分地上権が設定されています。
------	--

（注）不動産信託受益権の対象となる専有部分について記載しています。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況							
運用 期間	期別		第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期		平成20年 7 月 1 日	平成21年 1 月 1 日	平成21年 7 月 1 日	平成22年 1 月 1 日	平成22年 7 月 1 日
	終期		平成20年 12月31日	平成21年 6 月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6 月30日	平成22年 12月31日
	日数		184日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額		20,200百万円	19,700百万円	19,600百万円	19,600百万円	19,600百万円
	算定価額 - 取得価額		100百万円	400百万円	500百万円	500百万円	500百万円
	対取得価額割合		100.5%	98.0%	97.5%	97.5%	97.5%
	期末評価損益		1,677百万円	1,371百万円	1,473百万円	1,676百万円	1,877百万円
	期末帳簿価額		18,522百万円	18,328百万円	18,126百万円	17,923百万円	17,722百万円
投資 比率	算定価額ベース		11.7%	10.9%	10.7%	10.6%	9.3%
	取得価額ベース		12.6%	11.5%	11.3%	11.3%	9.7%
賃貸借 概況	期末テナント数		1	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積		77,547.22㎡	77,547.22㎡	77,547.22㎡	77,547.22㎡	77,547.22㎡
	期末総賃貸面積		77,547.22㎡	77,547.22㎡	77,547.22㎡	77,547.22㎡	77,547.22㎡
	期末入居率		100%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計		764	766	759	756	763
		賃料	759	759	759	756	759
		その他収入	5	7	0	-	4
	不動産賃貸事業費用合計		344	325	334	335	354
		公租公課	89	89	89	91	91
		外注委託費	28	29	35	38	41
		損害保険料	2	2	2	2	1
		修繕費	22	1	4	1	18
		減価償却費	202	202	202	202	202
		その他	0	0	0	0	0
	不動産賃貸事業利益 (= -)		420	440	425	421	408
	賃貸NOI (= + 減価償却費)		622	643	627	623	610
	資本的支出		1	8	-	-	1
	NCF (= -)		621	634	627	623	609

イオン茨木ショッピングセンター（注４）		
特定資産の概要		
特定資産の種類		不動産信託受益権
取得年月日		平成16年 8 月 9 日
	信託設定日	平成16年 8 月 9 日
	信託受託者	住友信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成32年12月31日
取得価格		18,100百万円
	土地価格（構成割合）	8,273百万円（45.7％）
	建物価格（構成割合）	9,826百万円（54.3％）
期末算定価額		24,200百万円（注３）
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	24,400百万円 5.5（％）
	D C F 法 （割引率）	23,900百万円 5.3（％）
	（最終還元利回り）	5.7（％）
土地	立地条件	J R 茨木駅から南方約500mの位置にあります。
	所在地 （住居表示）	（店舗棟・立体駐車場棟）大阪府茨木市松ヶ本町 8 番30号 （スポーツ棟）大阪府茨木市下穂積一丁目 7 番 5 号
	面積 全体	64,598.88㎡（店舗棟及び立体駐車場の敷地：58,547.95㎡、スポーツ棟の敷地：4,388.21㎡、その他：1,662.72㎡）
	用途地域	準工業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	（店舗棟） 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板葺地下 1 階付 5 階建 （立体駐車場棟）（注 1 ） 鉄骨造陸屋根 6 階建 （スポーツ棟） 鉄骨鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺 4 階建
	建築時期	平成12年11月30日
	延床面積	83,369.99㎡ 55,346.67㎡ 7,479.19㎡
	種類	店舗・映画館・図書館 駐車場 スポーツセンター・公衆浴場・集会所（注 2 ）
	所有・それ以外の別	所有権
	主要なテナント	イオンリテール株式会社
担保設定の有無		本土地及び本建物に抵当権を設定

特記事項	・本物件に関し、茨木市との間で使用貸借契約が締結されており、茨木市が本建物の一部を図書館（1,317.02㎡）及びコミュニティセンター（594.18㎡）として使用しています。なお、本施設の使用に伴う保安・火災予防の一切の責任及び費用負担、茨木市の責めに帰すべき損傷の修理及び通常の使用の結果生じる故障・磨耗・滅失等のため貸主資産に関する修理、茨木市が使用する上で必要となる水道光熱費、冷暖房空調費、電話使用料、清掃費、その他茨木市が設置する付帯設備の法定点検及び維持管理に関する費用は茨木市が負担します。 ・本土地の一部（貸付面積：1,511.83㎡）に関し、茨木市との間で土地使用貸借契約が締結されており、茨木市が道路法（昭和27年法律第180号。その後の改正を含みます。）（以下「道路法」といいます。）に基づく道路、付属物及び歩行者用通路として無償で使用しています。なお、当該無償使用部分の維持管理は、茨木市が行います。 ・本土地（松ヶ本町82番2及び下穂積一丁目148番1）の間に大阪府道（大阪高槻京都線14号）があり、大阪府から道路占用の許可を受け、当該土地の地下を地下通路として使用しています。 ・本土地の一部（松ヶ本町82番2及び岩倉町1093番3）は、松ヶ本南遺跡に指定されており、本建物が建築されている部分以外の土地に建物を建築する場合は、文化財保護法に基づき、事前に試掘調査を行う必要があります。また、本土地に関し、500㎡以上の開発行為を行う場合には、文化財保護法に基づき、事前に試掘調査を行う必要があります。 ・松ヶ本町82番2の土地の南側隣接地より塀の一部が本土地に越境しています。 ・本物件の北側隣接地が対象となっている「都市計画道路茨木松ヶ本線」への接続を目的とした階段室用地として、平成22年10月12日付で本土地の一部（面積：118.86㎡）を茨木市土地開発公社へ譲渡しました。
------	--

（注1）立体駐車場棟は、店舗棟の附属建物です。

（注2）本建物には温泉施設を含んでいます。

（注3）平成22年10月12日付で本土地の一部（面積：118.86㎡）を譲渡していますが、取得時の価格を記載しています。

（注4）平成23年3月1日を効力発生日として、イオンリテール株式会社を吸収合併存続会社とする合併契約を締結し、それに合わせて施設名称が「マイカル茨木」から「イオン茨木ショッピングセンター」に変更されたため、同日付で物件名称を変更しています。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 7 月 1 日	平成21年 1 月 1 日	平成21年 7 月 1 日	平成22年 1 月 1 日	平成22年 7 月 1 日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6 月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6 月30日	平成22年 12月31日
	日数	184日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	25,200百万円	24,200百万円	24,200百万円	25,200百万円	24,200百万円
	算定価額 - 取得価額	7,100百万円	6,100百万円	6,100百万円	7,100百万円	6,100百万円
	対取得価額割合	139.2%	133.7%	133.7%	139.2%	133.7%
	期末評価損益	8,492百万円	7,673百万円	7,850百万円	9,031百万円	8,227百万円
	期末帳簿価額	16,707百万円	16,526百万円	16,349百万円	16,168百万円	15,972百万円
投資 比率	算定価額ベース	14.6%	13.4%	13.2%	13.6%	11.5%
	取得価額ベース	11.3%	10.4%	10.2%	10.2%	8.8%
賃貸借 概況	期末テナント数	1	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	148,666.78㎡	148,666.78㎡	148,666.78㎡	148,666.78㎡	148,666.78㎡
	期末総賃貸面積	148,666.78㎡	148,666.78㎡	148,666.78㎡	148,666.78㎡	148,666.78㎡
	期末入居率	100%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	717	717	717	717	720
	賃料	714	714	714	714	714
	その他収入	2	2	2	2	5
	不動産賃貸事業費用合計	312	294	315	313	303
	公租公課	99	100	100	99	99
	外注委託費	4	4	10	15	15
	損害保険料	1	1	1	1	1
	修繕費	25	7	22	15	4
	減価償却費	180	180	180	180	180
	その他	0	0	0	0	1
	不動産賃貸事業利益 (= -)	405	422	402	403	417
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	586	603	583	584	598
	資本的支出	-	-	3	-	-
	NCF (= -)	586	603	579	584	598

ジョイフルタウン岡山		
特定資産の概要		
特定資産の種類		不動産信託受益権
取得年月日		平成16年 8 月 9 日
	信託設定日	平成16年 8 月 9 日
	信託受託者	住友信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成30年12月31日
取得価格		11,000百万円
	土地価格（構成割合）	6,494百万円（59.0％）
	建物価格（構成割合）	4,505百万円（41.0％）
期末算定価額		8,750百万円
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	8,810百万円 6.4（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	8,990百万円 6.0（％） 6.4（％）
土地	立地条件	J R岡山駅から南方約800mの位置にあります。
	所在地 （住居表示）	（イトーヨーカ堂棟）岡山県岡山市北区下石井二丁目10番 2 号 （アネックス棟）岡山県岡山市北区下石井二丁目10番 1 号
	面積 全体	38,005.17m ²
	用途地域	商業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	（イトーヨーカ堂棟） 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 5 階建 （アネックス棟） 鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建
	建築時期	平成10年10月26日 平成10年 7 月10日
	延床面積	46,121.19m ² 9,713.66m ²
	種類	店舗 遊技場・店舗
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント		株式会社イトーヨーカ堂
担保設定の有無		本土地及び本建物に抵当権を設定
特記事項		「ジョイフルタウン」に係る商標権は、日本たばこ産業株式会社（以下「JT」といいます。）が保有しています。本物件の信託受託者は、JTから当該商標権の使用許諾を受けています。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 7 月 1 日	平成21年 1 月 1 日	平成21年 7 月 1 日	平成22年 1 月 1 日	平成22年 7 月 1 日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6 月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6 月30日	平成22年 12月31日
	日数	184日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	9,950百万円	9,570百万円	9,570百万円	9,580百万円	8,750百万円
	算定価額 - 取得価額	1,050百万円	1,430百万円	1,430百万円	1,420百万円	2,250百万円
	対取得価額割合	90.5%	87.0%	87.0%	87.1%	79.5%
	期末評価損益	457百万円	747百万円	661百万円	562百万円	1,300百万円
	期末帳簿価額	10,407百万円	10,317百万円	10,231百万円	10,142百万円	10,050百万円
投資 比率	算定価額ベース	5.8%	5.3%	5.2%	5.2%	4.1%
	取得価額ベース	6.9%	6.3%	6.2%	6.2%	5.3%
賃貸借 概況	期末テナント数	1	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	63,036.30m ²	63,036.30m ²	63,036.30m ²	63,036.30m ²	63,036.30m ²
	期末総賃貸面積	63,036.30m ²	63,036.30m ²	63,036.30m ²	63,036.30m ²	63,036.30m ²
	期末入居率	100%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	481	474	478	475	478
	賃料	470	474	478	475	478
	その他収入	11	-	-	-	-
	不動産賃貸事業費用合計	298	293	307	275	277
	公租公課	89	88	88	88	88
	外注委託費	62	48	49	47	47
	損害保険料	0	0	0	0	0
	修繕費	31	31	47	20	19
	減価償却費	91	92	92	92	92
	その他	23	33	29	26	29
	不動産賃貸事業利益 (= -)	183	180	171	199	200
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	275	273	263	292	293
	資本的支出	23	2	6	3	0
	N C F (= -)	252	270	257	288	292

ジョイフルタウン秦野		
特定資産の概要		
特定資産の種類		不動産信託受益権
取得年月日		平成16年 8 月 9 日
	信託設定日	平成16年 8 月 9 日
	信託受託者	住友信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成27年12月31日
取得価格		9,300百万円
	土地価格（構成割合）	4,115百万円（44.3％）
	建物価格（構成割合）	5,184百万円（55.8％）
期末算定価額		10,500百万円
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	10,500百万円 6.1（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	10,500百万円 5.7（％） 6.0（％）
土地	立地条件	小田急小田原線秦野駅から北方約800mの位置にあります。
	所在地 （住居表示）	神奈川県秦野市入船町12番 1 号
	面積 全体	47,563.40㎡
	用途地域	準工業地域、近隣商業地域（注 1）
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数（注 2）	（本館）鉄骨造陸屋根 4 階建 （別館）鉄骨造陸屋根 4 階建 （倉庫）軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建
	建築時期	（本館）平成 7 年11月10日 （別館）平成11年 7 月15日 （倉庫）平成17年11月21日
	延床面積	（本館）52,148.39㎡ （別館）19,507.85㎡ （倉庫）95.88㎡
	種類	店舗・駐車場
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント		イオンリテール株式会社
担保設定の有無		本土地及び本建物に抵当権を設定

特記事項	・本土地に関し、秦野市との間で遊歩道の使用及び管理に関する協定書が締結されており、秦野市が本土地の一部を遊歩道として無償で使用しています。 ・本土地に関し、秦野市との間で（土地）貸付契約書が締結されており、秦野市が本土地の一部（1,500.25m²）を公共施設（コミュニティセンター）用地として無償で使用しています。 ・本土地は、202曽根入船町遺跡に指定されており、本土地に関して建物等の建築及び道路等の築造を行う場合は、文化財保護法に基づき、事前に試掘調査を行う必要があります。 ・「ジョイフルタウン」に係る商標権は、JTが保有しています。本物件の信託受託者は、JTから当該商標権の使用許諾を受けています。
------	--

（注１）本土地の一部（72.72m²及び94.74m²）は東側県道拡幅予定線から30mまでの区域は近隣商業地域、30mを超える区域は準工業地域となっています。

（注２）別館及び倉庫は本館の附属建物です。別館及び倉庫の他に以下の附属建物があります。

変電室：鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、延床面積192.00m²

店舗：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、延床面積 157.50m²

店舗：鉄骨造コンクリート屋根平家建、延床面積147.20m²

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 7月1日	平成21年 1月1日	平成21年 7月1日	平成22年 1月1日	平成22年 7月1日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6月30日	平成22年 12月31日
	日数	184日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	11,000百万円	10,500百万円	10,500百万円	10,500百万円	10,500百万円
	算定価額 - 取得価額	1,700百万円	1,200百万円	1,200百万円	1,200百万円	1,200百万円
	対取得価額割合	118.3%	112.9%	112.9%	112.9%	112.9%
	期末評価損益	2,617百万円	2,232百万円	2,352百万円	2,468百万円	2,582百万円
	期末帳簿価額	8,382百万円	8,267百万円	8,147百万円	8,031百万円	7,917百万円
投資 比率	算定価額ベース	6.4%	5.8%	5.7%	5.7%	5.0%
	取得価額ベース	5.8%	5.3%	5.2%	5.2%	4.5%
賃貸借 概況	期末テナント数	1	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	79,504.88㎡	79,504.88㎡	79,504.88㎡	79,504.88㎡	79,504.88㎡
	期末総賃貸面積	79,504.88㎡	79,504.88㎡	79,504.88㎡	79,504.88㎡	79,504.88㎡
	期末入居率	100%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	389	389	389	389	389
	賃料	389	389	389	389	389
	その他収入	0	0	0	0	0
	不動産賃貸事業費用合計	221	177	179	203	182
	公租公課	46	45	45	45	45
	外注委託費	4	2	5	10	9
	損害保険料	2	2	2	2	2
	修繕費	46	5	4	25	4
	減価償却費	120	120	120	120	121
	その他	0	0	0	0	0
	不動産賃貸事業利益 (= -)	167	211	209	185	206
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	288	332	330	306	327
	資本的支出	6	6	0	4	6
	NCF (= -)	282	326	329	301	321

パピヨンプラザ		
特定資産の概要		
特定資産の種類		不動産信託受益権
取得年月日		平成16年 8 月 9 日
	信託設定日	平成16年 8 月 9 日
	信託受託者	住友信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成26年12月31日
取得価 格		4,810百万円
	土地価格（構成割合）	3,990百万円（83.0％）
	建物価格（構成割合）	819百万円（17.0％）
期末算 定価額		4,780百万円
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法	4,780百万円
	（還元利回り）	5.8（％）
	D C F 法	4,780百万円
	（割引率）	5.5（％）
土地	（最終還元利回り）	5.9（％）
	立地条件	J R 博多駅から北方約 1 k m の位置にあります。
	所在地 （住居表示）	福岡県福岡市博多区千代一丁目 2 番 7 号 他
	面積 全体	44,458.71m ²
	用途地域	第二種住居地域、商業地域（注 1）
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨造スレート葺平家建他（注 2）
	建築時期	平成 5 年11月29日
	延床面積	17,037.66m ² （13棟合計）（注 2）
	種類	店舗・事務所・倉庫
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント		大和情報サービス株式会社
担保設定の有無		なし

特記事項	・本土地の一部（貸付面積：1,400㎡）に関し、福岡市との間で土地使用貸借契約が締結されており、福岡市が公園として無償で使用しています。 ・本土地のいずれかの一部（1,400㎡）に関し、福岡市との間で、商業等再開発を行うに当たっては福岡市に対して無償で譲渡する旨の覚書を締結しています。なお、当該無償使用部分の維持管理は、福岡市が行います。 ・本土地は、堅粕遺跡群に指定されており、本土地に関して、再開発を行う場合には、発掘作業が必要となる可能性があります。 ・本建物は、大規模集客施設であり、都市計画法に定める特定大規模建築物に該当するところ、本土地の用途地域が商業施設と第二種住居地域で第二種住居地域が過半となっているため、平成19年11月施行の都市計画法の改正に伴い、建築基準法上の既存不適格建築物となっています。
------	---

（注１）北側県道（県道607号）との境界線から30mまでの区域は商業地域、30mを超える区域は第二種住居地域となっています。

（注２）上記延床面積は本土地に所在する全建物（13棟）の延床面積の合計です。各建物の名称、延床面積及び構造は以下の通りです。

ロイヤルホームセンター賃貸部分（延床面積：5,155.8㎡（事務所（管理棟）及び機械室を含みます。）、構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建及びコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建）、ダイエー転貸部分（延床面積：4,074.48㎡、構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建）、ダイソー転貸部分（延床面積：808.39㎡、構造：鉄骨造スレート葺平家建）、KSプラザ転貸部分（延床面積：837.68㎡、構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建）、ミスタードーナツ転貸部分（延床面積：142.61㎡、構造：鉄骨造スレート葺平家建）、マクドナルド転貸部分（延床面積：283.45㎡、構造：軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建）、ケンタッキーフライドチキン転貸部分（延床面積：200.60㎡、構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建）、浜田屋転貸部分（延床面積：161.65㎡、構造：鉄骨造スレート葺平家建）、ロイヤルホスト転貸部分（延床面積：349.41㎡、構造：鉄骨造スレート葺平家建）、タイトーステーション転貸部分（延床面積：1,070.92㎡、構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建）、ショット転貸部分（延床面積：675.00㎡、構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建）、オートバックス転貸部分（延床面積：1,367.83㎡、構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建）、エコモール&ブックオフ転貸部分（延床面積：1,909.84㎡、構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建）

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 7月1日	平成21年 1月1日	平成21年 7月1日	平成22年 1月1日	平成22年 7月1日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6月30日	平成22年 12月31日
	日数	184日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	5,260百万円	4,910百万円	4,900百万円	4,900百万円	4,780百万円
	算定価額 - 取得価額	450百万円	100百万円	90百万円	90百万円	30百万円
	対取得価額割合	109.4%	102.1%	101.9%	101.9%	99.4%
	期末評価損益	554百万円	85百万円	91百万円	113百万円	17百万円
	期末帳簿価額	4,705百万円	4,824百万円	4,808百万円	4,786百万円	4,762百万円
投資 比率	算定価額ベース	3.0%	2.7%	2.7%	2.7%	2.3%
	取得価額ベース	3.0%	2.8%	2.7%	2.7%	2.3%
賃貸借 概況	期末テナント数	2	2	2	2	2
	期末総賃貸可能面積	17,095.47㎡	17,095.47㎡	17,095.47㎡	17,095.47㎡	17,095.47㎡
	期末総賃貸面積	16,119.06㎡	17,095.47㎡	17,095.47㎡	17,095.47㎡	17,095.47㎡
	期末入居率	94.3%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	235	228	225	229	224
	賃料	235	208	225	224	224
	その他収入	-	19	-	4	-
	不動産賃貸事業費用合計	80	169	109	105	104
	公租公課	36	37	37	37	37
	外注委託費	8	42	41	38	38
	損害保険料	0	0	0	0	0
	修繕費	14	64	3	1	2
	減価償却費	20	22	24	24	24
	その他	0	2	2	2	1
	不動産賃貸事業利益 (= -)	155	59	116	124	120
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	175	81	140	149	145
	資本的支出	0	140	8	2	1
	NCF (= -)	175	59	131	146	143

上池台東急ストア		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産信託受益権	
取得年月日	平成16年 8 月 9 日	
	信託設定日	平成16年 8 月 9 日
	信託受託者	住友信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成34年 6 月30日
取得価 格	1,490百万円	
	土地価格（構成割合）	943百万円（63.3％）
	建物価格（構成割合）	546百万円（36.7％）
期末算 定価額	1,570百万円	
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法	1,570百万円
	（還元利回り）	5.7（％）
	D C F 法	1,570百万円
	（割引率）	5.3（％）
	（最終還元利回り）	5.7（％）
土地	立地条件	東急池上線洗足池駅から南東約1 k mの位置にあります。
	所在地 （住居表示）	東京都大田区上池台五丁目23番 5 号
	面積	2,361.93m ²
	用途地域	近隣商業地域、準工業地域（注）
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨造陸屋根 4 階建
	建築時期	平成14年 3 月20日
	延床面積	6,517.49m ²
	種類	店舗・駐車場
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	株式会社東急ストア	
担保設定の有無	本土地及び本建物に抵当権を設定	
特記事項	なし	

（注）敷地北西側道路拡幅予定線から20mまでの区域は近隣商業地域、20mを超える区域は準工業地域となっています。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 7月1日	平成21年 1月1日	平成21年 7月1日	平成22年 1月1日	平成22年 7月1日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6月30日	平成22年 12月31日
	日数	184日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	1,700百万円	1,630百万円	1,630百万円	1,620百万円	1,570百万円
	算定価額 - 取得価額	210百万円	140百万円	140百万円	130百万円	80百万円
	対取得価額割合	114.1%	109.4%	109.4%	108.7%	105.4%
	期末評価損益	281百万円	222百万円	232百万円	231百万円	191百万円
	期末帳簿価額	1,418百万円	1,407百万円	1,397百万円	1,388百万円	1,378百万円
投資 比率	算定価額ベース	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%
	取得価額ベース	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%
賃貸借 概況	期末テナント数	1	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	6,640.60m ²	6,640.60m ²	6,640.60m ²	6,640.60m ²	6,640.60m ²
	期末総賃貸面積	6,640.60m ²	6,640.60m ²	6,640.60m ²	6,640.60m ²	6,640.60m ²
	期末入居率	100%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	53	53	53	53	53
	賃料	53	53	53	53	53
	その他収入	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業費用合計	29	16	21	17	17
	公租公課	5	5	5	5	5
	外注委託費	1	0	1	1	1
	損害保険料	0	0	0	0	0
	修繕費	12	-	4	-	0
	減価償却費	10	10	10	10	10
	その他	-	0	0	0	0
	不動産賃貸事業利益 (= -)	23	36	31	35	35
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	33	46	41	45	45
	資本的支出	-	-	-	0	-
	NCF (= -)	33	46	41	45	45

ペルタウン丹波口駅前店		
特定資産の概要		
特定資産の種類		不動産
取得年月日		平成17年 8 月29日
取得価格		2,130百万円
	土地価格（構成割合）	1,357百万円（63.8％）
	建物価格（構成割合）	772百万円（36.3％）
期末算定価額		2,510百万円
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	2,500百万円 6.2（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	2,520百万円 5.7（％） 6.1（％）
土地 （注 1）	立地条件	J R 嵯峨野線丹波口駅から北東方約100mの位置にあります。
	所在地（注 2）	（A 敷地）京都府京都市下京区中堂寺坊城町60番地及び61番地 （B 敷地）京都府京都市下京区中堂寺北町70番地
	面積	全体敷地 （A 敷地）4,468.42m ² （B 敷地）2,699.32m ²
	用途地域	商業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物 （注 1）	構造と階数	（A 敷地）鉄骨造陸屋根 3 階建 （B 敷地）鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
	建築時期	平成17年 8 月18日
	延床面積	（A 敷地）10,184.00m ² （B 敷地）933.00m ²
	種類	店舗・駐車場
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント		株式会社マツモト
担保設定の有無		本土地及び本建物に抵当権を設定
特記事項		なし

（注 1）本土地は（A 敷地）及び（B 敷地）の 2 つの土地から構成されており、それぞれの土地の上に建物が存在しています。

（注 2）登記簿上に記載された所在地を記載しています。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 7月1日	平成21年 1月1日	平成21年 7月1日	平成22年 1月1日	平成22年 7月1日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6月30日	平成22年 12月31日
	日数	184日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	2,620百万円	2,500百万円	2,500百万円	2,490百万円	2,510百万円
	算定価額 - 取得価額	490百万円	370百万円	370百万円	360百万円	380百万円
	対取得価額割合	123.0%	117.4%	117.4%	116.9%	117.8%
	期末評価損益	541百万円	433百万円	445百万円	446百万円	478百万円
	期末帳簿価額	2,078百万円	2,066百万円	2,054百万円	2,043百万円	2,031百万円
投資 比率	算定価額ベース	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%
	取得価額ベース	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%
賃貸借 概況	期末テナント数	1	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	11,176.34㎡	11,176.34㎡	11,176.34㎡	11,176.34㎡	11,176.34㎡
	期末総賃貸面積	11,176.34㎡	11,176.34㎡	11,176.34㎡	11,176.34㎡	11,176.34㎡
	期末入居率	100%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	84	84	84	84	84
	賃料	84	84	84	84	84
	その他収入	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業費用合計	21	21	22	23	23
	公租公課	8	9	9	9	9
	外注委託費	0	0	1	1	1
	損害保険料	0	0	0	0	0
	修繕費	-	-	0	-	0
	減価償却費	11	11	11	11	11
	その他	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業利益 (= -)	63	63	62	61	61
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	75	75	74	73	73
	資本的支出	-	-	-	-	-
	NCF (= -)	75	75	74	73	73

[次へ](#)

イオンナゴヤドーム前ショッピングセンター		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産	
取得年月日	平成18年 3 月23日	
取得価格	24,800百万円	
	土地価格（構成割合）	14,619百万円（59.0％）
	建物価格（構成割合）	10,180百万円（41.1％）
期末算定価額	25,400百万円	
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	25,400百万円 5.6（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	25,400百万円 5.0（％） 5.3（％）
土地	立地条件	地下鉄名城線ナゴヤドーム前矢田駅から南方約240mの位置にあります。
	所在地 （住居表示）	愛知県名古屋市東区矢田南四丁目 1 番19号
	面積	62,732.85㎡
	用途地域	準工業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 6 階建
	建築時期	平成18年 3 月 8 日
	延床面積	135,361.88㎡
	種類	店舗・駐車場
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	イオンリテール株式会社	
担保設定の有無	本土地及び本建物に抵当権を設定	
特記事項	・本土地の一部（実測面積：2,399.28㎡）に関して、名古屋市との間で土地使用貸借契約が締結されており、名古屋市が道路法に基づく道路として無償で使用しています。なお、当該道路の維持管理は、名古屋市が行います。 ・本建物は、大規模集客施設であり、本土地の用途地域が準工業地域であるため、平成20年 8 月施行の名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例により、建築基準法上の既存不適格建築物となっています。	

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 7月1日	平成21年 1月1日	平成21年 7月1日	平成22年 1月1日	平成22年 7月1日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6月30日	平成22年 12月31日
	日数	184日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	27,100百万円	25,500百万円	25,400百万円	25,400百万円	25,400百万円
	算定価額 - 取得価額	2,300百万円	700百万円	600百万円	600百万円	600百万円
	対取得価額割合	109.3%	102.8%	102.4%	102.4%	102.4%
	期末評価損益	3,110百万円	1,705百万円	1,798百万円	1,992百万円	2,185百万円
	期末帳簿価額	23,989百万円	23,794百万円	23,601百万円	23,407百万円	23,214百万円
投資 比率	算定価額ベース	15.7%	14.2%	13.8%	13.8%	12.0%
	取得価額ベース	15.5%	14.2%	13.9%	13.9%	12.0%
賃貸借 概況	期末テナント数	1	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	154,766.57㎡	154,766.57㎡	154,766.57㎡	154,766.57㎡	154,766.57㎡
	期末総賃貸面積	154,766.57㎡	154,766.57㎡	154,766.57㎡	154,766.57㎡	154,766.57㎡
	期末入居率	100%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	773	773	773	773	773
	賃料	773	773	773	773	773
	その他収入	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業費用合計	304	304	309	312	312
	公租公課	105	104	104	101	101
	外注委託費	2	4	9	15	15
	損害保険料	1	1	1	1	1
	修繕費	-	0	-	-	-
	減価償却費	194	194	193	193	193
	その他	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業利益 (= -)	469	468	464	461	461
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	664	663	657	654	655
	資本的支出	-	-	-	-	-
	NCF (= -)	664	663	657	654	655

サミットストア滝野川紅葉橋店		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産	
取得年月日	平成18年 9 月29日	
取得価格	3,100百万円	
	土地価格（構成割合）	2,208百万円（71.3％）
	建物価格（構成割合）	891百万円（28.8％）
期末算定価額	3,140百万円	
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	3,150百万円 6.0（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	3,130百万円 5.6（％） 6.0（％）
土地	立地条件	J R 王子駅から西方約700mの位置にあります。
	所在地 （住居表示）	東京都北区滝野川四丁目 1 番18号
	面積	1,905.97㎡（注）
	用途地域	近隣商業地域、第一種住居地域、第一種中高層住居専用地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下 2 階付 3 階建
	建築時期	平成18年 9 月20日
	延床面積	6,360.91㎡
	種類	店舗・駐車場
	所有・それ以外の別	所有権
主要テナント	サミット株式会社	
担保設定の有無	なし	
特記事項	本土地の一部（361.07㎡）について、都市計画緑地の指定があり、4 階以上及び地階を有する建物は建築できません。	

（注）土地面積には西側 2 項道路（建築基準法第42条第 2 項による道路）によるセットバック済の面積（1.34㎡）を含んでいます。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 7 月 1 日	平成21年 1 月 1 日	平成21年 7 月 1 日	平成22年 1 月 1 日	平成22年 7 月 1 日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6 月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6 月30日	平成22年 12月31日
	日数	184日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	3,280百万円	3,150百万円	3,150百万円	3,140百万円	3,140百万円
	算定価額 - 取得価額	180百万円	50百万円	50百万円	40百万円	40百万円
	対取得価額割合	105.8%	101.6%	101.6%	101.3%	101.3%
	期末評価損益	209百万円	92百万円	104百万円	106百万円	119百万円
	期末帳簿価額	3,070百万円	3,057百万円	3,045百万円	3,033百万円	3,020百万円
投資 比率	算定価額ベース	1.9%	1.7%	1.7%	1.7%	1.5%
	取得価額ベース	1.9%	1.8%	1.7%	1.7%	1.5%
賃貸借 概況	期末テナント数	1	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	6,455.43m ²	6,455.43m ²	6,455.43m ²	6,455.43m ²	6,455.43m ²
	期末総賃貸面積	6,455.43m ²	6,455.43m ²	6,455.43m ²	6,455.43m ²	6,455.43m ²
	期末入居率	100%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	99	99	99	99	99
	賃料	99	99	99	99	99
	その他収入	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業費用合計	19	20	20	21	22
	公租公課	7	7	7	7	7
	外注委託費	0	0	1	1	1
	損害保険料	0	0	0	0	0
	修繕費	-	-	-	-	0
	減価償却費	12	12	12	12	12
	その他	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業利益 (= -)	79	79	78	77	77
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	91	91	90	89	89
	資本的支出	-	-	-	-	-
	NCF (= -)	91	91	90	89	89

スポーツクラブルネサンス広島		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産	
取得年月日	平成19年4月13日	
取得価格	1,940百万円	
	土地価格（構成割合）	1,731百万円（89.3％）
	建物価格（構成割合）	208百万円（10.8％）
期末算定価額	1,840百万円	
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	1,860百万円 6.5（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	1,820百万円 6.1（％） 6.6（％）
土地	立地条件	J R 広島駅から南方約 3 k m の位置にあります。
	所在地 （住居表示）	広島県広島市南区皆実町二丁目 8 番24号
	面積	6,055.14m ²
	用途地域	工業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建
	建築時期	平成 3 年 3 月18日
	延床面積	4,516.25m ²
	種類	体育館
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	株式会社ルネサンス	
担保設定の有無	なし	
特記事項	なし	

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 7 月 1 日	平成21年 1 月 1 日	平成21年 7 月 1 日	平成22年 1 月 1 日	平成22年 7 月 1 日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6 月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6 月30日	平成22年 12月31日
	日数	184日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	1,870百万円	1,850百万円	1,840百万円	1,840百万円	1,840百万円
	算定価額 - 取得価額	70百万円	90百万円	100百万円	100百万円	100百万円
	対取得価額割合	96.4%	95.4%	94.8%	94.8%	94.8%
	期末評価損益	77百万円	89百万円	93百万円	88百万円	85百万円
	期末帳簿価額	1,947百万円	1,939百万円	1,933百万円	1,928百万円	1,925百万円
投資 比率	算定価額ベース	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%
	取得価額ベース	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	0.9%
賃貸借 概況	期末テナント数	1	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	4,678.10m ²	4,678.10m ²	4,678.10m ²	4,678.10m ²	4,678.10m ²
	期末総賃貸面積	4,678.10m ²	4,678.10m ²	4,678.10m ²	4,678.10m ²	4,678.10m ²
	期末入居率	100%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	71	71	71	71	71
	賃料	71	71	71	71	71
	その他収入	0	-	-	-	-
	不動産賃貸事業費用合計	19	24	15	31	17
	公租公課	8	8	8	8	8
	外注委託費	0	0	0	2	1
	損害保険料	0	0	0	0	0
	修繕費	0	7	0	16	4
	減価償却費	10	8	5	4	3
	その他	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業利益 (= -)	52	46	56	40	53
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	62	55	62	44	57
	資本的支出	-	-	-	-	-
	NCF (= -)	62	55	62	44	57

フレスポ鳥栖（底地）		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産	
取得年月日	平成19年11月 8 日	
取得価格	3,178百万円	
	土地価格（構成割合）	3,178百万円（100.0％）
	建物価格（構成割合）	-
期末算定価額	3,020百万円	
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	3,050百万円 6.6（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	2,990百万円 7.4（％） -
土地	立地条件	J R 鳥栖駅から西方約150mの位置にあります。
	所在地（注）	佐賀県鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖537番 1、上鳥栖813番 1
	面積	79,774.57㎡
	用途地域	商業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	-
	建築時期	-
	延床面積	-
	種類	-
	所有・それ以外の別	-
主要なテナント	大和リース株式会社	
担保設定の有無	なし	

特記事項	・本土地南側の一部（200.34㎡）及び東側の一部（126.47㎡）について、鳥栖市に対し県道敷等としての使用を承諾しており、店舗撤退までの当該土地の維持・管理は佐賀県が行うこととされています。将来店舗が撤退する場合、佐賀県と協議し自費工事にて当初どおりの道路形態に復旧する必要があります。 ・本土地の一部について境界が確定していません。 ・本土地には、鳥栖市との協議により、本土地近接の雨水排水等に対する水路確保のため、水路を設置しています。 ・本土地は、京町遺跡（弥生～中世（集落跡、墳墓））に該当しており、前所有者と鳥栖市との間では、調査が完了した約12,000㎡以外の約18,000㎡について、将来建造物構築などの現状変更を行う場合は、その計画段階において予め鳥栖市に届出のうえ、必要な協議を行うことが合意されています。 ・本土地北側には、都市計画道路（3・4・104飯田蔵上線、計画幅員20m、計画決定済。）が存在しますが、道路になる部分の面積は未確定です。 ・本土地において、JTが本建物下を除く敷地で土壤環境調査を実施した結果、敷地の一部の旧表層面から土壤汚染対策法に基づく鉛及び砒素の溶出量の基準値の超過が確認された旨の報告を受けています。現状は本土地が全体的に建物、アスファルト舗装又は植栽土で覆われているため、当該利用状況が継続される限り、かかる鉛又は砒素の直接摂取による健康被害リスクはないと判断されますが、将来建物等を再建築する際に汚染土壌を構外に搬出する場合には、関係法令を遵守し適正に処理する必要がある旨の報告を受けています。なお、本投資法人は、デュー・ディリジェンスの一環として土壤環境調査内容について応用地質株式会社へ再評価を委託しており、その評価においても問題がない旨の報告を受けています。さらに、本投資法人は、前所有者が工場として使用していた当時の建物基礎が本土地の地中に一部存置している旨の報告を受けています。現状は概ね駐車場として利用されており、当該利用状況が継続される限りでは問題としないことを確認しています。なお、本投資法人は、取得に当たり、将来建物等を再建築する際に必要となる土壤汚染対策費及び地中障害物除去費の見積を平成19年8月21日付で株式会社竹中工務店から取得しており、取得価格は、取得時の鑑定評価額から当該見積額（161.2百万円）を減じた価格としています。 ・本土地の北東側隣接地から作業場屋根の一部が、南東側隣接地から建物の屋根が、それぞれ本土地に越境しています。本投資法人は、今後対象となる隣接地の所有者等と越境に関する覚書を締結する方針です。
------	---

（注）登記簿上に記載された所在地を記載しています。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 7月1日	平成21年 1月1日	平成21年 7月1日	平成22年 1月1日	平成22年 7月1日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6月30日	平成22年 12月31日
	日数	184日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	3,070百万円	3,040百万円	3,040百万円	3,060百万円	3,020百万円
	算定価額 - 取得価額	108百万円	138百万円	138百万円	118百万円	158百万円
	対取得価額割合	96.6%	95.6%	95.6%	96.3%	95.0%
	期末評価損益	186百万円	216百万円	216百万円	196百万円	236百万円
	期末帳簿価額	3,256百万円	3,256百万円	3,256百万円	3,256百万円	3,256百万円
投資 比率	算定価額ベース	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.4%
	取得価額ベース	2.0%	1.8%	1.8%	1.8%	1.5%
賃貸借 概況	期末テナント数	1	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	79,447.76㎡	79,447.76㎡	79,447.76㎡	79,447.76㎡	79,447.76㎡
	期末総賃貸面積	79,447.76㎡	79,447.76㎡	79,447.76㎡	79,447.76㎡	79,447.76㎡
	期末入居率	100%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	118	118	118	118	118
	賃料	118	118	118	118	118
	その他収入	0	0	0	0	0
	不動産賃貸事業費用合計	24	23	23	21	21
	公租公課	24	23	23	21	21
	外注委託費	-	-	-	-	-
	損害保険料	-	-	-	-	-
	修繕費	-	-	-	-	-
	減価償却費	-	-	-	-	-
	その他	-	0	0	0	0
	不動産賃貸事業利益 (= -)	94	94	94	96	96
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	94	94	94	96	96
	資本的支出	-	-	-	-	-
	NCF (= -)	94	94	94	96	96

ゆめタウン広島		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産	
取得年月日	平成20年2月19日	
取得価格	23,200百万円	
	土地価格（構成割合）	14,189百万円（61.2％）
	建物価格（構成割合）	9,010百万円（38.8％）
期末算定価額	21,800百万円	
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	22,000百万円 6.4（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	21,600百万円 6.1（％） 6.4（％）
土地	立地条件	J R 広島駅から南方約 3 k m の位置にあります。
	所在地 （住居表示）	広島県広島市南区皆実町二丁目 8 番17号
	面積	50,135.95m ²
	用途地域	工業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨造陸屋根地下 1 階付 4 階建
	建築時期	平成20年2月19日
	延床面積	111,387.12m ²
	種類	店舗・駐車場
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント		株式会社イズミ
担保設定の有無		なし
特記事項	・本土地の一部について、本土地の売主である隣地所有者が通行できることが合意されています。 ・本土地の一部について境界が確定していません。 ・猫田記念体育館の雨水配管及び雨水桝並びに隣地所有者の所有に係る底が本土地に、また、本土地上のブロック塀が隣接地に、それぞれ越境しています。 ・本土地西側の車路が河川区域たる隣接地を横断する部分については、賃借人である株式会社イズミが広島市より占有許可を受けています。 ・本建物は、大規模集客施設であり、都市計画法に定める特定大規模建築物に該当するところ、本土地の用途地域が工業地域であるため、平成19年11月施行の都市計画法の改正に伴い、建築基準法上の既存不適格建築物となっています。	

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 7 月 1 日	平成21年 1 月 1 日	平成21年 7 月 1 日	平成22年 1 月 1 日	平成22年 7 月 1 日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6 月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6 月30日	平成22年 12月31日
	日数	184日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	23,100百万円	21,800百万円	21,800百万円	21,800百万円	21,800百万円
	算定価額 - 取得価額	100百万円	1,400百万円	1,400百万円	1,400百万円	1,400百万円
	対取得価額割合	99.6%	94.0%	94.0%	94.0%	94.0%
	期末評価損益	74百万円	1,187百万円	1,000百万円	813百万円	626百万円
	期末帳簿価額	23,174百万円	22,987百万円	22,800百万円	22,613百万円	22,426百万円
投資 比率	算定価額ベース	13.4%	12.1%	11.9%	11.8%	10.3%
	取得価額ベース	14.5%	13.3%	13.0%	13.0%	11.2%
賃貸借 概況	期末テナント数	1	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	122,107.16m ²	122,107.16m ²	122,107.16m ²	122,107.16m ²	122,107.16m ²
	期末総賃貸面積	122,107.16m ²	122,107.16m ²	122,107.16m ²	122,107.16m ²	122,107.16m ²
	期末入居率	100%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	745	744	745	744	745
	賃料	745	744	745	744	745
	その他収入	0	0	0	0	0
	不動産賃貸事業費用合計	189	290	295	300	300
	公租公課	-	97	97	97	97
	外注委託費	2	3	9	14	14
	損害保険料	1	1	1	1	0
	修繕費	-	0	-	-	0
	減価償却費	186	187	187	187	187
	その他	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業利益 (= -)	555	454	449	444	444
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	741	641	636	631	631
	資本的支出	-	-	-	-	-
	NCF (= -)	741	641	636	631	631

WV SAKAE（ウーブ サカエ）		
特定資産の概要		
特定資産の種類		不動産信託受益権
取得年月日		平成20年 7 月 4 日
	信託設定日	平成17年 9 月13日
	信託受託者	中央三井信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成27年 9 月30日
取得価 格		7,300百万円
	土地価格（構成割合）	5,672百万円（77.7%）
	建物価格（構成割合）	1,627百万円（22.3%）
期末算 定価額		5,980百万円
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法	5,980百万円
	（還元利回り）	5.8（%）
	D C F 法	5,980百万円
	（割引率）	5.5（%）
（最終還元利回り）		5.8（%）
土地	立地条件	地下鉄名城線矢場町駅から北西約320mの位置にあります。
	所在地 （住居表示）	愛知県名古屋市中区栄三丁目27番 1 号
	面積	1,105.24㎡
	用途地域	商業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下 2 階 付 6 階建
	建築時期	平成19年 1 月 4 日
	延床面積	7,196.65㎡
	種類	店舗・駐車場
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント		株式会社丸井
担保設定の有無		なし
特記事項		なし

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 7月4日	平成21年 1月1日	平成21年 7月1日	平成22年 1月1日	平成22年 7月1日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6月30日	平成22年 12月31日
	日数	181日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	6,860百万円	6,090百万円	6,070百万円	5,980百万円	5,980百万円
	算定価額 - 取得価額	440百万円	1,210百万円	1,230百万円	1,320百万円	1,320百万円
	対取得価額割合	94.0%	83.4%	83.2%	81.9%	81.9%
	期末評価損益	440百万円	1,177百万円	1,163百万円	1,221百万円	1,188百万円
	期末帳簿価額	7,300百万円	7,267百万円	7,233百万円	7,201百万円	7,168百万円
投資 比率	算定価額ベース	4.0%	3.4%	3.3%	3.2%	2.8%
	取得価額ベース	4.6%	4.2%	4.1%	4.1%	3.5%
賃貸借 概況	期末テナント数	4	4	5	5	5
	期末総賃貸可能面積	4,605.88㎡	4,605.88㎡	4,606.18㎡	4,611.39㎡	4,611.39㎡
	期末総賃貸面積	4,518.29㎡	4,518.29㎡	4,606.18㎡	4,611.39㎡	4,611.39㎡
	期末入居率	98.1%	98.1%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	238	235	237	241	242
	賃料	237	235	236	241	241
	その他収入	0	0	0	0	0
	不動産賃貸事業費用合計	83	96	95	98	99
	公租公課	-	13	13	13	13
	外注委託費	31	31	31	31	31
	損害保険料	0	0	0	0	0
	修繕費	0	0	0	0	0
	減価償却費	33	33	33	33	33
	その他	18	17	16	19	21
	不動産賃貸事業利益 (= -)	155	139	142	142	142
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	188	173	175	176	176
	資本的支出	-	-	-	1	0
	NCF (= -)	188	173	175	175	176

クイーンズ伊勢丹杉並桃井店		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産信託受益権	
取得年月日	平成20年 7 月 4 日	
	信託設定日	平成17年 3 月25日
	信託受託者	中央三井信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成27年 3 月24日
取得価格	3,560百万円	
	土地価格（構成割合）	3,043百万円（85.5％）
	建物価格（構成割合）	516百万円（14.5％）
期末算定価額	3,430百万円	
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	3,430百万円 6.0（％）
	D C F 法 （割引率）	3,420百万円 5.7（％）
	（最終還元利回り）	6.1（％）
土地	立地条件	J R 西荻窪駅から北方約 1 k m の位置にあります。
	所在地 （住居表示）	東京都杉並区桃井三丁目 5 番 1 号
	面積	3,901.35㎡
	用途地域	商業地域、準工業地域（注）
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨造陸屋根 3 階建
	建築時期	平成16年12月 9 日
	延床面積	4,728.85㎡
	種類	店舗・駐車場
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	株式会社クイーンズ伊勢丹	
担保設定の有無	信託受託者の預金債権について、信託受託者に対する敷金返還債権を被担保債権とした預金債権質権を設定	

特記事項	・ 本建物は、隣接マンション（17番9及び17番10所在）との計5棟の建物で一団地の認定を受けており、本土地を承役地とし、隣接マンションの敷地（17番9及び17番10）を要役地として、本土地における4,768.06㎡を超える建物の建築並びに 高さが15mを超える建築物及び当該要役地との境界から5m以内における高さが10mを超える建築物の建築を制限する地役権が設定されています。ただし、一団地の認定上、本土地に建築可能な容積対象面積は4,752.96㎡となっているため、かかる一団地の認定面積以上の面積の建物を建築する場合には、一団地の認定の取り直しが必要になります。
------	---

（注）南側公道（青梅街道）から30mまでの区域は商業地域、30mを超える区域は準工業地域となっています。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 7月4日	平成21年 1月1日	平成21年 7月1日	平成22年 1月1日	平成22年 7月1日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6月30日	平成22年 12月31日
	日数	181日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	3,490百万円	3,420百万円	3,420百万円	3,430百万円	3,430百万円
	算定価額 - 取得価額	70百万円	140百万円	140百万円	130百万円	130百万円
	対取得価額割合	98.0%	96.1%	96.1%	96.3%	96.3%
	期末評価損益	84百万円	142百万円	131百万円	109百万円	98百万円
	期末帳簿価額	3,574百万円	3,562百万円	3,551百万円	3,539百万円	3,528百万円
投資 比率	算定価額ベース	2.0%	1.9%	1.9%	1.9%	1.6%
	取得価額ベース	2.2%	2.0%	2.0%	2.0%	1.7%
賃貸借 概況	期末テナント数	1	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	5,212.70m ²	5,212.70m ²	5,212.70m ²	5,212.70m ²	5,212.70m ²
	期末総賃貸面積	5,212.70m ²	5,212.70m ²	5,212.70m ²	5,212.70m ²	5,212.70m ²
	期末入居率	100%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	112	112	114	112	113
	賃料	112	112	114	112	113
	その他収入	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業費用合計	14	23	24	25	24
	公租公課	-	9	9	9	9
	外注委託費	2	2	2	2	2
	損害保険料	0	0	0	0	0
	修繕費	-	-	0	1	0
	減価償却費	11	11	11	11	11
	その他	-	0	0	0	0
	不動産賃貸事業利益 (= -)	98	88	89	87	89
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	110	99	101	98	101
	資本的支出	-	-	-	-	-
	NCF (= -)	110	99	101	98	101

三井アウトレットパーク入間		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産	
取得年月日	平成20年7月10日	
取得価格	19,900百万円	
	土地価格（構成割合）	9,611百万円（48.3％）
	建物価格（構成割合）	10,288百万円（51.7％）
期末算定価額	21,600百万円	
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	21,900百万円 5.6（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	21,300百万円 5.4（％） 5.7（％）
土地	立地条件	西武池袋線入間市駅から南西約3.8kmの位置にあります。
	所在地 （住居表示）	埼玉県入間市宮寺3169番1号
	面積	84,738.25㎡
	用途地域	市街化調整区域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 鉄骨造陸屋根5階建（3棟） 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
	建築時期	平成20年2月28日
	延床面積	87,479.59㎡
	種類	店舗・駐車場・エレベーター室
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	三井不動産株式会社	
担保設定の有無	なし	
特記事項	本投資法人は、本土地の隣接地（コストコホールセール入間倉庫店（底地））の賃借人であるコストコホールセールジャパン株式会社が本土地内に同社の雨水管を設置することを承諾しています。	

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 7月10日	平成21年 1月1日	平成21年 7月1日	平成22年 1月1日	平成22年 7月1日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6月30日	平成22年 12月31日
	日数	175日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	22,300百万円	21,700百万円	21,700百万円	21,700百万円	21,600百万円
	算定価額 - 取得価額	2,400百万円	1,800百万円	1,800百万円	1,800百万円	1,700百万円
	対取得価額割合	112.1%	109.0%	109.0%	109.0%	108.5%
	期末評価損益	2,469百万円	1,999百万円	2,209百万円	2,420百万円	2,530百万円
	期末帳簿価額	19,830百万円	19,700百万円	19,490百万円	19,279百万円	19,069百万円
投資 比率	算定価額ベース	12.9%	12.0%	11.8%	11.8%	10.2%
	取得価額ベース	12.5%	11.4%	11.2%	11.2%	9.6%
賃貸借 概況	期末テナント数	1	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	98,714.90m ²	98,714.90m ²	98,714.90m ²	98,714.90m ²	98,714.90m ²
	期末総賃貸面積	98,714.90m ²	98,714.90m ²	98,714.90m ²	98,714.90m ²	98,714.90m ²
	期末入居率	100%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	664	703	703	700	688
	賃料	664	703	703	700	688
	その他収入	0	0	0	0	0
	不動産賃貸事業費用合計	224	288	288	285	285
	公租公課	-	62	62	59	59
	外注委託費	13	14	14	14	13
	損害保険料	1	1	1	1	1
	修繕費	-	-	-	-	-
	減価償却費	209	210	210	210	210
	その他	0	0	0	0	0
	不動産賃貸事業利益 (= -)	440	415	414	414	402
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	649	625	625	624	613
	資本的支出	-	-	-	-	-
	NCF (= -)	649	625	625	624	613

[次へ](#)

コストコホールセール入間倉庫店（底地）		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産	
取得年月日	平成20年7月10日	
取得価格	2,600百万円	
	土地価格（構成割合）	2,600百万円（100.0％）
	建物価格（構成割合）	-
期末算定価額	2,610百万円	
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	2,610百万円 5.7（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	2,610百万円 5.2（％） 5.9（％）
土地	立地条件	西武池袋線入間市駅から南西約3.8 k mの位置にあります。
	所在地（注）	埼玉県入間市宮寺字開発3169番 2 他
	面積	24,019.95m ²
	用途地域	市街化調整区域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	-
	建築時期	-
	延床面積	-
	種類	-
	所有・それ以外の別	-
主要なテナント	コストコホールセールジャパン株式会社	
担保設定の有無	なし	
特記事項	本投資法人は、本土地の賃借人であるコストコホールセールジャパン株式会社が同社の雨水管を本投資法人が設置する雨水管に接続することを承諾しています。	

（注）登記簿上に記載された所在地を記載しています。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 7月10日	平成21年 1月1日	平成21年 7月1日	平成22年 1月1日	平成22年 7月1日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6月30日	平成22年 12月31日
	日数	175日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	2,600百万円	2,600百万円	2,600百万円	2,610百万円	2,610百万円
	算定価額 - 取得価額	0	0	0	10百万円	10百万円
	対取得価額割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.4%	100.4%
	期末評価損益	21百万円	26百万円	26百万円	16百万円	16百万円
	期末帳簿価額	2,621百万円	2,626百万円	2,626百万円	2,626百万円	2,626百万円
投資 比率	算定価額ベース	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.2%
	取得価額ベース	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.3%
賃貸借 概況	期末テナント数	1	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	24,019.93m ²	24,019.93m ²	24,019.93m ²	24,019.93m ²	24,019.93m ²
	期末総賃貸面積	24,019.93m ²	24,019.93m ²	24,019.93m ²	24,019.93m ²	24,019.93m ²
	期末入居率	100%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	74	78	78	78	78
	賃料	74	78	78	78	78
	その他収入	0	0	0	0	0
	不動産賃貸事業費用合計	-	5	5	5	5
	公租公課	-	5	5	5	5
	外注委託費	-	-	-	-	-
	損害保険料	-	-	-	-	-
	修繕費	-	-	-	-	-
	減価償却費	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業利益 (= -)	74	72	72	73	73
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	74	72	72	73	73
	資本的支出	-	-	-	-	-
	NCF (= -)	74	72	72	73	73

UT STORE HARAJUKU		
特定資産の概要		
特定資産の種類		不動産信託受益権
取得年月日		平成20年10月15日
	信託設定日	平成16年 9 月22日
	信託受託者	中央三井信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成25年 1 月31日
取得価格		3,100百万円
	土地価格（構成割合）	2,907百万円（93.8％）
	建物価格（構成割合）	192百万円（6.2％）
期末算定価額		3,290百万円
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	3,340百万円 4.2（％）
	D C F 法 （割引率）	3,230百万円 4.0（％）
	（最終還元利回り）	4.4（％）
土地	立地条件	東京メトロ副都心線明治神宮前駅から南方約100mの位置にあります。
	所在地 （住居表示）	東京都渋谷区神宮前六丁目10番 8 号
	面積	314.17㎡（注）
	用途地域	商業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨造陸屋根地上 5 階建
	建築時期	平成10年10月28日
	延床面積	1,199.23㎡
	種類	店舗・事務所
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント		株式会社ユニクロ
担保設定の有無		なし
特記事項		・北西側隣接地は都市計画道路（環状線街路第5の1号線、計画幅員27m、計画決定済。）であり、拡幅の予定線が本土地の一部に掛かっています。 ・本土地の一部について境界が確定していません。 ・南東側隣接地の境界沿いコンクリート敷が本土地に、また、本建物の北西側壁面に設置されている突出看板（袖看板）が前面道路に、それぞれ越境していますが、前面道路への越境については、賃借人において道路占用許可を取得しています。

（注）土地面積には私道（建築基準法第42条第2項による道路）によるセットバック済の面積（約6.17㎡）を含んでいます。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	平成20年 10月15日	平成21年 1 月 1 日	平成21年 7 月 1 日	平成22年 1 月 1 日	平成22年 7 月 1 日
	終期	平成20年 12月31日	平成21年 6 月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6 月30日	平成22年 12月31日
	日数	78日	181日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	3,420百万円	3,280百万円	3,280百万円	3,290百万円	3,290百万円
	算定価額 - 取得価額	320百万円	180百万円	180百万円	190百万円	190百万円
	対取得価額割合	110.3%	105.8%	105.8%	106.1%	106.1%
	期末評価損益	202百万円	67百万円	72百万円	86百万円	91百万円
	期末帳簿価額	3,217百万円	3,212百万円	3,207百万円	3,203百万円	3,198百万円
投資 比率	算定価額ベース	2.0%	1.8%	1.8%	1.8%	1.6%
	取得価額ベース	1.9%	1.8%	1.7%	1.7%	1.5%
賃貸借 概況	期末テナント数	1	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	1,199.23m ²	1,199.23m ²	1,199.23m ²	1,199.23m ²	1,199.23m ²
	期末総賃貸面積	1,199.23m ²	1,199.23m ²	1,199.23m ²	1,199.23m ²	1,199.23m ²
	期末入居率	100%	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	32	76	76	76	76
	賃料	32	76	76	76	76
	その他収入	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業費用合計	3	11	11	11	13
	公租公課	-	4	4	5	5
	外注委託費	0	2	1	1	2
	損害保険料	0	0	0	0	0
	修繕費	-	0	0	-	1
	減価償却費	2	4	4	4	4
	その他	-	0	0	0	0
	不動産賃貸事業利益 (= -)	29	64	64	64	62
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	31	69	69	69	67
	資本的支出	-	-	-	-	-
	NCF (= -)	31	69	69	69	67

イトーヨーカドー東大和店		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産信託受益権	
取得年月日	平成21年 1 月13日	
	信託設定日	平成17年 7 月27日
	信託受託者	中央三井信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成27年 7 月26日
取得価格	11,600百万円	
	土地価格（構成割合）	6,817百万円（58.8％）
	建物価格（構成割合）	4,782百万円（41.2％）
期末算定価額	11,200百万円	
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	11,300百万円 5.6（％）
	D C F 法 （割引率）	11,100百万円 5.4（％）
	（最終還元利回り）	5.7（％）
土地	立地条件	西武拝島線玉川上水駅、東大和市駅から北方約 1 k mの位置にあります。
	所在地 （住居表示）	東京都東大和市桜が丘二丁目142番 1 号
	面積	28,829.71m ²
	用途地域	工業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建
	建築時期	平成15年11月13日
	延床面積	53,374.72m ²
	種類	店舗・駐車場
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	株式会社イトーヨーカ堂	
担保設定の有無	なし	
特記事項	・本土地の一部に、市道983号線に接して歩道状空地（幅員：約2.5 m、区間約233.5m）が整備されており、本物件の信託受託者が維持管理義務を負っています。また、当該歩道状空地内に、東大和市所有の道路照明等の公有財産が設置されており、東大和市が管理しています。 ・本建物は、大規模集客施設であり、都市計画法に定める特定大規模建築物に該当するところ、本土地の用途地域が工業地域であるため、平成19年11月施行の都市計画法の改正に伴い、建築基準法上の既存不適格建築物となっています。	

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	-	平成21年 1月13日	平成21年 7月1日	平成22年 1月1日	平成22年 7月1日
	終期	-	平成21年 6月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6月30日	平成22年 12月31日
	日数	-	169日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	-	11,600百万円	11,200百万円	11,200百万円	11,200百万円
	算定価額 - 取得価額	-	0	400百万円	400百万円	400百万円
	対取得価額割合	-	100.0%	96.6%	96.6%	96.6%
	期末評価損益	-	158百万円	444百万円	331百万円	216百万円
	期末帳簿価額	-	11,758百万円	11,644百万円	11,531百万円	11,416百万円
投資 比率	算定価額ベース	-	6.4%	6.1%	6.1%	5.3%
	取得価額ベース	-	6.7%	6.5%	6.5%	5.6%
賃貸借 概況	期末テナント数	-	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	-	53,374.72m ²	53,374.72m ²	53,374.72m ²	53,374.72m ²
	期末総賃貸面積	-	53,374.72m ²	53,374.72m ²	53,374.72m ²	53,374.72m ²
	期末入居率	-	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	-	355	380	380	380
	賃料	-	355	380	380	380
	その他収入	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業費用合計	-	123	123	177	172
	公租公課	-	-	-	47	47
	外注委託費	-	7	8	8	8
	損害保険料	-	0	0	0	0
	修繕費	-	0	0	6	1
	減価償却費	-	114	114	114	114
	その他	-	0	0	0	0
	不動産賃貸事業利益 (= -)	-	231	256	202	207
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	-	346	370	317	322
	資本的支出	-	-	-	1	-
	NCF (= -)	-	346	370	316	322

マックスバリュ田無芝久保店		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産信託受益権	
取得年月日	平成21年 2 月18日	
	信託設定日	平成17年 3 月25日
	信託受託者	中央三井信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成27年 3 月24日
取得価格	3,100百万円	
	土地価格（構成割合）	2,424百万円（78.2％）
	建物価格（構成割合）	675百万円（21.8％）
期末算定価額	3,060百万円	
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	3,060百万円 6.5（％）
	D C F 法 （割引率）	3,060百万円 6.2（％）
	（最終還元利回り）	6.6（％）
土地	立地条件	西武新宿線田無駅から南西約 1 k m の位置にあります。
	所在地 （住居表示）	東京都西東京市芝久保町一丁目12番 5 号
	面積	8,703.21㎡
	用途地域	準工業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨造陸屋根 2 階建
	建築時期	平成17年 3 月 7 日
	延床面積	7,593.28㎡
	種類	店舗・駐車場
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	イオンリテール株式会社	
担保設定の有無	信託受託者の預金債権について、信託受託者に対する敷金返還債権を被担保債権とした預金債権質権を設定	
特記事項	なし	

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	-	平成21年 2月18日	平成21年 7月1日	平成22年 1月1日	平成22年 7月1日
	終期	-	平成21年 6月30日	平成21年 12月31日	平成22年 6月30日	平成22年 12月31日
	日数	-	133日	184日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	-	3,060百万円	3,060百万円	3,060百万円	3,060百万円
	算定価額 - 取得価額	-	40百万円	40百万円	40百万円	40百万円
	対取得価額割合	-	98.7%	98.7%	98.7%	98.7%
	期末評価損益	-	60百万円	43百万円	26百万円	9百万円
	期末帳簿価額	-	3,120百万円	3,103百万円	3,086百万円	3,069百万円
投資 比率	算定価額ベース	-	1.7%	1.7%	1.7%	1.4%
	取得価額ベース	-	1.8%	1.7%	1.7%	1.5%
賃貸借 概況	期末テナント数	-	1	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	-	8,785.30m ²	8,785.30m ²	8,785.30m ²	8,785.30m ²
	期末総賃貸面積	-	8,785.30m ²	8,785.30m ²	8,785.30m ²	8,785.30m ²
	期末入居率	-	100%	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	-	84	114	114	114
	賃料	-	84	114	114	114
	その他収入	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業費用合計	-	16	21	32	32
	公租公課	-	-	-	12	12
	外注委託費	-	2	2	2	2
	損害保険料	-	0	0	0	0
	修繕費	-	0	0	-	0
	減価償却費	-	14	17	17	17
	その他	-	0	0	0	0
	不動産賃貸事業利益 (= -)	-	68	93	82	82
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	-	82	111	99	99
	資本的支出	-	-	-	-	-
	NCF (= -)	-	82	111	99	99

TSUTAYA福岡天神		
特定資産の概要		
特定資産の種類		不動産信託受益権
取得年月日		平成21年12月16日
	信託設定日	平成19年 9 月14日
	信託受託者	株式会社りそな銀行
	信託期間満了日	平成29年 9 月13日
取得価格		3,700百万円
	土地価格（構成割合）	2,386百万円（64.5％）
	建物価格（構成割合）	1,313百万円（35.5％）
期末算定価額		4,240百万円
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	4,250百万円 6.3（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	4,230百万円 5.3（％） 7.1（％）
土地	立地条件	西鉄福岡（天神）駅から南西約300mの位置にあります。
	所在地 （住居表示）	福岡県福岡市中央区今泉一丁目20番17号
	面積	770.25㎡
	用途地域	商業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建
	建築時期	平成19年 6 月22日
	延床面積	4,532.38㎡
	種類	店舗・駐車場
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント		カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
担保設定の有無		なし

特記事項	・ 東側隣接地上のコンクリートブロック壁の一部が本土地に越境しています。 ・ 本土地南東角に存在する境界プレートの設置されたコンクリートブロック壁は、南側隣接地所有者との共有物となっています。 ・ 本土地南西側角において、本件建物の外壁と隣接地（地番178）のブロック塀との隙間を埋める土塁用のコンクリートブロックが本土地と当該隣接地との間に跨って設置されています。 ・ 平成17年8月10日から7年間、次の行為をする場合には、独立行政法人都市再生機構の承諾が必要です。 - 本土地の全部又は一部の譲渡、担保権の設定、使用貸借又は賃貸借等をしようとするとき。 - 信託受益権の全部又は一部の譲渡又は担保権の設定をしようとするとき。 - 本土地の原状を変更しようとするとき。 - 本土地の現況の用途と異なる用途に供しようとするとき。 - 本土地を複数の敷地に分割して複数の建築物を建設しようとするとき。
------	---

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	-	-	平成21年 12月16日	平成22年 1月 1 日	平成22年 7月 1 日
	終期	-	-	平成21年 12月31日	平成22年 6月30日	平成22年 12月31日
	日数	-	-	16日	181日	184日
継続 評価等	期末算定価額	-	-	4,210百万円	4,230百万円	4,240百万円
	算定価額 - 取得価額	-	-	510百万円	530百万円	540百万円
	対取得価額割合	-	-	113.8%	114.3%	114.6%
	期末評価損益	-	-	375百万円	427百万円	470百万円
	期末帳簿価額	-	-	3,834百万円	3,802百万円	3,769百万円
投資 比率	算定価額ベース	-	-	2.3%	2.3%	2.0%
	取得価額ベース	-	-	2.1%	2.1%	1.8%
賃貸借 概況	期末テナント数	-	-	1	1	1
	期末総賃貸可能面積	-	-	4,532.38㎡	4,532.38㎡	4,532.38㎡
	期末総賃貸面積	-	-	4,532.38㎡	4,532.38㎡	4,532.38㎡
	期末入居率	-	-	100%	100%	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	-	-	12	147	147
	賃料	-	-	12	147	147
	その他収入	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業費用合計	-	-	5	46	47
	公租公課	-	-	-	8	8
	外注委託費	-	-	0	4	5
	損害保険料	-	-	0	0	0
	修繕費	-	-	-	0	0
	減価償却費	-	-	5	32	32
	その他	-	-	-	0	0
	不動産賃貸事業利益 (= -)	-	-	6	100	99
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	-	-	12	132	132
	資本的支出	-	-	-	0	-
	NCF (= -)	-	-	12	132	132

三井ショッピングパークららぽーと磐田		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産	
取得年月日	平成22年7月2日	
取得価格	15,200百万円	
	土地価格（構成割合）	2,599百万円（17.1％）
	建物価格（構成割合）	12,600百万円（82.9％）
期末算定価額	15,200百万円	
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	15,300百万円 6.3（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	15,100百万円 6.1（％） 6.5（％）
土地	立地条件	J R 東海道本線磐田駅から北方約5.2 k m の位置にあります。
	所在地（注）	静岡県磐田市高見丘1200番地 他
	面積	66,915.00m ²
	用途地域	近隣商業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨造陸屋根地下1階付4階建 鉄骨造陸屋根5階建 鉄骨造陸屋根4階建
	建築時期	平成21年5月29日
	延床面積	131,587.82m ²
	種類	店舗、映画館、駐車場
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	三井不動産株式会社	
担保設定の有無	なし	
特記事項	・ 本建物の底地の一部（合計2,473.13m²）は、磐田市の所有地です。かかる磐田市の所有地について、本投資法人は磐田市より磐田市行政財産の目的外使用に関する条例及び磐田市財産管理規則に基づく使用許可を取得しています。 ・ 本土地の一部に、本土地を承役地とし、中部電力株式会社の所有地（磐田市大久保字安井谷775番56）を要役地として、地役権者が、支持物を除く送電線路を存置し、その保全のため立ち入ることを許諾するとともに、送電線路の最下垂時における電線から3.75メートルの範囲内に入る建造物の築造、工作物の設置、竹木の植栽を制限する地役権が設定されています。	

（注）登記簿上に記載された所在地を記載しています。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	-	-	-	-	平成22年 7月2日
	終期	-	-	-	-	平成22年 12月31日
	日数	-	-	-	-	183日
継続 評価等	期末算定価額	-	-	-	-	15,200百万円
	算定価額 - 取得価額	-	-	-	-	0
	対取得価額割合	-	-	-	-	100.0%
	期末評価損益	-	-	-	-	27百万円
	期末帳簿価額	-	-	-	-	15,227百万円
投資 比率	算定価額ベース	-	-	-	-	7.2%
	取得価額ベース	-	-	-	-	7.3%
賃貸借 概況	期末テナント数	-	-	-	-	1
	期末総賃貸可能面積	-	-	-	-	136,136.15m ²
	期末総賃貸面積	-	-	-	-	136,136.15m ²
	期末入居率	-	-	-	-	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	-	-	-	-	597
	賃料	-	-	-	-	597
	その他収入	-	-	-	-	0
	不動産賃貸事業費用合計	-	-	-	-	278
	公租公課	-	-	-	-	-
	外注委託費	-	-	-	-	11
	損害保険料	-	-	-	-	1
	修繕費	-	-	-	-	-
	減価償却費	-	-	-	-	264
	その他	-	-	-	-	0
	不動産賃貸事業利益 (= -)	-	-	-	-	318
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	-	-	-	-	583
	資本的支出	-	-	-	-	-
	NCF (= -)	-	-	-	-	583

ギンザ・グラッセ		
特定資産の概要		
特定資産の種類		不動産信託受益権
取得年月日		平成22年 7 月 2 日
	信託設定日	平成16年 3 月25日
	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
	信託期間満了日	平成32年 6 月30日
取得価 格		13,600百万円
	土地価格（構成割合）	11,315百万円（83.2％）
	建物価格（構成割合）	2,284百万円（16.8％）
期末算 定価額		13,600百万円
	価格時点	平成22年12月31日
	直接還元法 （還元利回り）	13,800百万円 4.0（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	13,400百万円 3.8（％） 4.2（％）
土地	立地条件	東京メトロ丸ノ内線他銀座駅から北東約100mの位置にあります。
	所在地 （住居表示）	東京都中央区銀座三丁目 2 番15号
	面積	634.82㎡
	用途地域	商業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 2 階付き11階建
	建築時期	平成20年 3 月31日
	延床面積	7,201.80㎡
	種類	店舗・駐車場
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント		三井不動産株式会社
担保設定の有無		なし
特記事項		・本土地の一部について境界が確定していません。 ・北側隣接地から建物の基礎が、南東側隣接地から地下埋設管の一部が本土地に越境しています。本建物の建築前に存在した旧建物の地下躯体部分の一部が北側隣接地に越境しています。また、本建物の北西側壁面及び南側壁面に設置されている突出看板 2 基並びに南西側壁面に設置されている日除けが前面道路に、それぞれ越境しています。突出看板 2 基の越境について、本物件の信託受託者において道路占用許可を取得しています。また、日除けの越境について、賃借人において道路占用許可を取得しています。

期末評価額、賃貸借の概況及び損益の状況						
運用 期間	期別	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期
	始期	-	-	-	-	平成22年 7月2日
	終期	-	-	-	-	平成22年 12月31日
	日数	-	-	-	-	183日
継続 評価等	期末算定価額	-	-	-	-	13,600百万円
	算定価額 - 取得価額	-	-	-	-	0
	対取得価額割合	-	-	-	-	100.0%
	期末評価損益	-	-	-	-	34百万円
	期末帳簿価額	-	-	-	-	13,634百万円
投資 比率	算定価額ベース	-	-	-	-	6.4%
	取得価額ベース	-	-	-	-	6.6%
賃貸借 概況	期末テナント数	-	-	-	-	1
	期末総賃貸可能面積	-	-	-	-	5,174.62m ²
	期末総賃貸面積	-	-	-	-	5,174.62m ²
	期末入居率	-	-	-	-	100%
損益等の 状況 (百万円)	不動産賃貸事業収入合計	-	-	-	-	442
	賃料	-	-	-	-	442
	その他収入	-	-	-	-	-
	不動産賃貸事業費用合計	-	-	-	-	173
	公租公課	-	-	-	-	-
	外注委託費	-	-	-	-	64
	損害保険料	-	-	-	-	0
	修繕費	-	-	-	-	-
	減価償却費	-	-	-	-	54
	その他	-	-	-	-	54
	不動産賃貸事業利益 (= -)	-	-	-	-	269
	賃貸NOI (= + 減価償却費)	-	-	-	-	323
	資本的支出	-	-	-	-	-
	NCF (= -)	-	-	-	-	323

志村ショッピングセンター		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産	
取得年月日	平成23年 1 月18日	
取得価 格	4,430百万円	
	土地価格（構成割合）	3,171百万円（71.6％）
	建物価格（構成割合）	1,258百万円（28.4％）
期末算 定価額（注）	4,530百万円	
	価格時点	平成22年12月 1 日
	直接還元法 （還元利回り）	4,610百万円 5.8（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	4,490百万円 6.0（％） 6.1（％）
土地	立地条件	都営三田線志村三丁目駅から北東約100mの位置にあります。
	所在地 （住居表示）	東京都板橋区志村三丁目26番 4 号
	面積	5,898.17㎡
	用途地域	準工業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 4 階建
	建築時期	平成12年11月17日
	延床面積	16,918.35㎡
	種類	店舗・駐車場
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	サミット株式会社	
担保設定の有無	本土地及び本建物に抵当権を設定 本建物に付保された保険に係る保険金債権に保険金債権質権を設定	
特記事項	・西側隣接地上のタイル壁の一部が本土地に越境しています。 ・本土地西側に、建築基準法に基づく建築確認手続きを行っていない宝くじ売り場が設置されています。当該宝くじ売り場については、平成23年 6 月末日までに、前所有者の責任と負担において、移設等を行うことを前所有者と合意しています。	

（注）株式会社谷澤総合鑑定所作成の不動産鑑定評価書に基づいています。

三井ショッピングパーク ララガーデン春日部		
特定資産の概要		
特定資産の種類	不動産	
取得年月日	平成23年 2 月16日	
取得価 格	10,000百万円	
	土地価格（構成割合）	4,810百万円（48.1％）
	建物価格（構成割合）	5,190百万円（51.9％）
期末算 定価額	10,000百万円	
	価格時点	平成23年 1 月31日
	直接還元法 （還元利回り）	10,100百万円 6.2（％）
	D C F 法 （割引率） （最終還元利回り）	9,940百万円 6.0（％） 6.4（％）
土地	立地条件	東武伊勢崎線・東武野田線春日部駅から南東約300mの位置にあります。
	所在地 （住居表示）	埼玉県春日部市南一丁目 1 番 1 号
	面積	22,380.27㎡
	用途地域	商業地域
	所有・それ以外の別	所有権
建物	構造と階数	鉄骨造陸屋根 6 階建（店舗棟） 鉄骨造陸屋根 6 階建（駐車場棟）
	建築時期	平成19年10月18日
	延床面積	56,897.33㎡
	種類	店舗・映画館・駐車場
	所有・それ以外の別	所有権
主要なテナント	三井不動産株式会社	
担保設定の有無	なし	
特記事項	なし	

[次へ](#)

(ハ) テナントへの賃貸条件

a. 主要テナントの概要

本書の日付現在における主要テナント及びテナント毎の当期実績賃料と賃貸面積は、下表の通りです。なお、主要テナントとは、当該テナントへの賃貸面積が本投資法人のポートフォリオ全体に係る総賃貸面積の10%以上を占めるテナントをいいます。

テナントの名称	業種	物件の名称	当期実績賃料 (消費税等別) (百万円) (注1)	比率 (%) (注2)	賃貸面積 (㎡) (注3)	比率 (%)
イオンリテール株式会社	総合スーパー	イオン品川シーサイドショッピングセンター	2,761	37.3	469,270.75	39.3
		イオン茨木ショッピングセンター				
		ジョイフルタウン 秦野				
		イオンナゴヤドーム前ショッピングセンター				
		マックスバリュ田無芝久保店				
三井不動産株式会社	不動産	三井アウトレットパーク入間	1,728	23.3	303,441.43	25.4
		三井ショッピングパークららぽーと 磐田				
		ギンザ・グラッセ				
		三井ショッピングパーク ララガーデン春日部				
株式会社イズミ	総合スーパー	ゆめタウン広島	745	10.1	122,107.16	10.2
合計			5,235	70.7	894,819.34	75.0
テナント全体の合計			7,404	100.0	1,193,426.09	100.0

(注1) 「当期実績賃料」は賃貸事業収入と、その他賃貸事業収入の合計額を、百万円未満を切り捨てて記載しています。

(注2) 当期実績賃料の合計額に対する比率を記載しています。

(注3) 「賃貸面積」はエンドテナントとの賃貸借契約に基づく面積の合計を記載しています。

b. 主要テナントへの賃貸条件

本書の日付現在における主要テナントへの賃貸条件は、それぞれ以下の通りです。

なお、「敷金」及び「保証金」は、当期末日現在における各不動産及び信託不動産に係る各賃貸借契約に付随する敷金及び保証金の残高を記載しています。

テナントの名称	物件の名称	契約期間	年間賃料 (消費税等別) (百万円) (注1)	敷金 (円)	保証金 (円)
イオンリテール株式会社	イオン品川シーサイドショッピングセンター	20年 (平成34年10月10日まで)	1,468	2,150,000,000	5,030,000,000 (注2)
	イオン茨木ショッピングセンター	20年 (平成32年12月31日まで)	1,429	6,363,072,701	-
	ジョイフルタウン 秦野	20年 (平成27年11月15日まで)	778	656,973,986	-
	イオンナゴヤドーム前ショッピングセンター	20年 (平成38年3月23日まで)	1,547	1,922,331,060	5,831,070,882 (注3)
	マックスバリュ田無芝久保店	20年 (平成37年3月18日まで)	229	100,000,000	-
三井不動産株式会社	三井アウトレットパーク入間	30年 (平成50年7月9日まで)	1,284	642,000,000	-
	三井ショッピングパークららぽーと 磐田	20年 (平成42年6月30日まで)	1,201	600,646,500	-
	ギンザ・グラッセ	22年(注4) (平成42年6月30日まで)	746	725,651,920	-
	三井ショッピングパーク ララガーデン春日部	20年 (平成43年2月15日まで)	741	370,800,000 (注6)	-
株式会社イズミ	ゆめタウン広島	20年 (平成40年2月19日まで)	1,490	3,072,906,740	4,609,360,110 (注5)

(注1) 「年間賃料」は本書の日付現在において効力を有する各賃貸借契約書に表示された年間賃料又は月間賃料の合計額を12倍することにより年換算して算出した金額を百万円未満を切り捨てて記載しています。一部売上歩合賃料を含む固定賃料を採用している物件については、売上歩合賃料を除いた金額を記載しています。

(注2) 平成24年10月11日を第1回として以降10か年(計10回)にわたり、毎年10月11日に年利1%の利息を付して年賦均等にて返還します。

(注3) 平成18年3月末日を第1回として以降20か年(計240回)にわたり、毎月末日までに月賦均等にて返還します。

(注4) エンドテナントとの契約期間は2～15年です。

(注5) 平成30年2月末日を第1回として以降10か年(計120回)にわたり、毎月末日までに月賦均等にて返還します。

(注6) 取得日現在の金額を記載しています。

本書の日付現在における主要テナントに係る契約の更新は、以下の通りです。

・イオンリテール株式会社

イオン品川シーサイドショッピングセンター

期間満了の1年前までに、賃貸人又は賃借人が相手方に対して、書面による更新拒絶の意思表示をしないときは、同一条件で更に2年間更新され、以降この例によります。

イオン茨木ショッピングセンター

賃貸人及び賃借人は、合意の上、同一条件で20年間を限度として更新することができます。

ジョイフルタウン秦野

期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して書面による更新拒絶の意思表示をしないときは、原則として同一条件で更に2年間更新され、以降この例によります。

イオンナゴヤドーム前ショッピングセンター

契約期間を20年とする定期賃貸借契約であり、同契約上は更新の定めはありません。

マックスバリュ田無芝久保店

期間満了の6か月前までに、賃貸人又は賃借人が相手方に対して、書面による更新拒絶の意思表示をしないときは、同一条件で更に2年間更新され、以降この例によります。

・三井不動産株式会社

三井アウトレットパーク入間

契約期間を30年とする定期建物賃貸借契約であり、同契約上は更新の定めはありません。

三井ショッピングパークららぽーと磐田

契約期間を20年とする定期建物賃貸借契約であり、同契約上は更新の定めはありません。

ギンザ・グラッセ

期間満了の1年前までに、賃貸人又は賃借人が各相手方に対し書面による別段の通知をした場合を除き、自動的に契約満了日の翌日より1年間更新され、以降この例によります。

三井ショッピングパーク ララガーデン春日部

期間満了の1年前までに、賃貸人又は賃借人が各相手方に対し書面による別段の通知をした場合を除き、自動的に契約満了日の翌日より2年間更新され、以降この例によります。

・株式会社イズミ

ゆめタウン広島

契約期間を20年とする定期建物賃貸借契約であり、同契約上は更新の定めはありません。

(二)主要な不動産等の物件に関する情報

本投資法人が本書の日付現在保有している資産における、「年間賃料合計」が「全年間賃料合計」の10%以上を占める不動産又は信託不動産は、以下の通りです。

イオンナゴヤドーム前ショッピングセンター

テナント総数	1	
年間賃料（消費税別）(注１)	1,547百万円	
年間賃料の合計に占める割合(注２)	10.1%	
賃貸面積(注３)	154,766.57㎡	
総賃貸可能面積(注４)	154,766.57㎡	
最近５年の稼働率の推移	平成18年６月30日	100.0%
	平成18年12月31日	100.0%
	平成19年６月30日	100.0%
	平成19年12月31日	100.0%
	平成20年６月30日	100.0%
	平成20年12月31日	100.0%
	平成21年６月30日	100.0%
	平成21年12月31日	100.0%
	平成22年６月30日	100.0%
	平成22年12月31日	100.0%

（注１）「年間賃料」は賃貸借契約に表示された年間賃料又は月間賃料の合計額を12倍することにより年換算して算出した金額を百万円未満を切り捨てて記載しています。一部売上歩合賃料を含む固定賃料を採用している物件については、売上歩合賃料を除いた金額を記載しています。

（注２）「年間賃料の合計に占める割合」は小数第２位を四捨五入して記載しています。

（注３）「賃貸面積」は原則としてテナントとの賃貸借契約に基づく面積を記載しています。

（注４）「総賃貸可能面積」はテナントに対して賃貸可能な面積を記載しています。

(ホ) ポートフォリオの状況

本投資法人が保有する不動産及び信託不動産の本書の日付現在におけるポートフォリオの状況は以下の通りです。

a . 地域分散

地域	物件数	取得価格 (百万円)	比率 (%) (注1)	総賃貸可能面積 の合計 (㎡)(注2)	比率 (%) (注1)
首都圏	13	105,880	47.9	447,171.69	37.5
中部	3	47,300	21.4	295,514.11	24.8
関西	2	20,230	9.1	159,843.12	13.4
中国	3	36,140	16.3	189,821.56	15.9
九州	3	11,688	5.3	101,075.61	8.5
合計	24	221,238.8	100.0	1,193,426.09	100.0

(注1) 「比率」は小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注2) パススルー型マスターリース契約が締結されている物件については、エンドテナントに対して賃貸可能な面積をもって集計した数値を記載しています。

b . 築年数の状態

築年数	物件数	取得価格 (百万円)	比率 (%) (注2)	総賃貸可能面積 の合計 (㎡)	比率 (%) (注2)
10年超	7	52,680	24.5	331,307.16	30.4
5年超10年以内	7	66,780	31.0	317,503.45	29.1
5年以内	8	96,000	44.6	441,147.79	40.5
合計	22	215,460	100.0	1,089,958.40	100.0

(注1) ジョイフルタウン岡山はイトーヨーカ堂棟及びアネックス棟から、ジョイフルタウン秦野は本館、別館、倉庫から構成されていますが、上記の数値の算出にあたっては便宜上、ジョイフルタウン岡山はイトーヨーカ堂棟の、ジョイフルタウン秦野は本館の建築時期を使用しています。また、プレスボ鳥栖（底地）及びコストコホールセール入間倉庫店（底地）は除いています。

(注2) 「比率」は小数第2位を四捨五入して記載しています。

c . 賃貸借期間の分布

賃貸借期間(注 1)		年間賃料 (百万円)	比率 (%) (注 2)
(契約期間)			
10年超	21	13,588	88.7
10年以内	45	1,726	11.3
(残存期間)			
10年超	16	10,421	68.0
10年以内	50	4,894	32.0
合計	66	15,315	100.0

(注 1) 賃貸借期間の欄の数字は賃貸借契約の個数を記載しています。なお、パススルー型マスターリース契約が締結されている物件については、マスターリース会社とエンドテナントとの賃貸借契約の個数を記載しています。

また、ジョイフルタウン岡山については、1つのテナントが複数の賃貸借契約を締結しているため、合計欄の数字はテナントの数とは異なります。

(注 2) 「比率」は小数第2位を四捨五入して記載しています。

(ヘ) 資本的支出の状況

a . 資本的支出の予定

本投資法人が保有している不動産及び信託不動産に関して、当期末日現在計画している資本的支出の予定は以下の通りです。なお、下記の工事予定金額には、会計上費用処理される部分が含まれています。

不動産等の名称	所在地	目的	予定期間	工事予定金額（百万円）		
				総額	当期支払額	既支払総額
三井アウトレットパーク入間	埼玉県入間市	衛生設備工事	自 平成23年2月 至 平成23年4月	11	—	—
ギンザ・グラッセ	東京都中央区	プログラム導入工事	自 平成23年6月 至 平成23年6月	1	—	—
その他の資本的支出				1	—	—
合計				14	—	—

（注）「工事予定金額」は百万円未満を切り捨てて記載しています。

b . 期中に行った資本的支出

本投資法人が当期中に不動産及び信託不動産に関して行った資本的支出に該当する工事の概要は以下の通りです。当期の資本的支出は10百万円であり、当期の費用に区分された修繕費59百万円と併せ、合計69百万円の工事を実施しています。

不動産等の名称	所在地	目的	期間	工事金額（百万円）
ジョイフルタウン秦野	神奈川県秦野市	地デジ対策工事	自 平成22年11月 至 平成22年11月	4
		深井戸ポンプ更新工事	自 平成22年12月 自 平成22年12月	1
パビヨンプラザ	福岡県福岡市	B棟非常用放送設備更新	自 平成22年10月 自 平成22年10月	1
その他の資本的支出				2
合計				10

（注）「工事金額」は百万円未満を切り捨てて記載しています。

ｃ．長期修繕計画のために積立てた金銭（修繕積立金）

本投資法人は、各不動産及び信託不動産毎に策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュ・フローの中から、中長期的な資本的支出又は修繕に備えるための金銭の積立てを以下の通り行っています。

営業期間	第４期 (自 平成18年 1 月 1 日 至 平成18年 6 月30日)	第５期 (自 平成18年 7 月 1 日 至 平成18年12月31日)	第６期 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年 6 月30日)	第７期 (自 平成19年 7 月 1 日 至 平成19年12月31日)	第８期 (自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
前期末積立金残高	100百万円	100百万円	100百万円	100百万円	100百万円
当期積立額	-	-	-	-	-
当期積立金取崩額	-	-	-	-	-
次期繰越額	100百万円	100百万円	100百万円	100百万円	100百万円

営業期間	第９期 (自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年12月31日)	第10期 (自 平成21年 1 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	第11期 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年12月31日)	第12期 (自 平成22年1月 1 日 至 平成22年6月30日)	第13期 (自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日)
前期末積立金残高	100百万円	200百万円	200百万円	200百万円	200百万円
当期積立額	100百万円	-	-	-	-
当期積立金取崩額	-	-	-	-	-
次期繰越額	200百万円	200百万円	200百万円	200百万円	200百万円

（ト）建物状況評価報告書及び地震リスク分析の概要

本投資法人が本書の日付現在保有する不動産及び信託不動産に係る各建物の建物状況評価報告書及び地震リスク分析の概要は以下の通りです。

なお、以下に記載する各建物状況評価報告書の概要は、本投資法人が、各建物に関して、清水建設株式会社、株式会社竹中工務店又は株式会社イー・アール・エスに対し、建物劣化診断調査、短期・長期修繕計画の策定、建築基準法等の法令遵守状況調査、建物有害物質含有調査、土壌環境調査等の建物状況評価を委託し作成された建物状況評価報告書に基づくものです。当該報告書の内容は、あくまで上記調査業者の意見であり、本投資法人がその内容の妥当性、正確性を保証するものではありません。

物件名称	調査業者	報告書日付	長期修繕の 費用見積合計 (注1)(千円)	地震リスク分析における 予想最大損失率 (PML)(%)
イオン品川シーサイド ショッピングセンター	清水建設株式会社	平成22年10月7日	427,022	14
イオン茨木ショッピング センター	同上	平成22年11月15日	569,978	(店舗等)13 (立体駐車場棟)11 (スポーツ棟)10
ジョイフルタウン岡山	同上	平成22年11月15日	841,688	(イトーヨーカ堂棟)2 (アネックス棟)2
ジョイフルタウン秦野	同上	平成15年11月21日	620,617	(本館)23 (別館)21
パピヨンプラザ	同上	平成22年9月28日 平成22年11月15日	294,839	1
上池台東急ストア	同上	平成22年11月15日	67,128	11
ベルタウン丹波口駅前店	同上	平成22年10月15日 平成22年11月15日	19,126	9
イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター	株式会社竹中工務 店 清水建設株式会社	平成18年3月31日 平成17年8月12日	1,680,060	13
サミットストア 滝野川紅葉橋店	清水建設株式会社	平成18年9月26日	22,343	12
スポーツクラブ ルネサンス広島	同上	平成19年1月24日	89,579	12
フレスポ鳥栖(底地) (注2)	-	-	-	-
ゆめタウン広島	清水建設株式会社	平成19年12月25日	362,788	10
三井アウトレットパーク 入間	同上	平成20年6月3日	437,820	(店舗棟)14 (駐車場棟)13
コストコホールセール 入間倉庫店(底地) (注2)	-	-	-	-
WV SAKAE (ウーブ サカエ)	清水建設株式会社	平成20年5月26日	79,871	13
クイーンズ伊勢丹 杉並桃井店	清水建設株式会社 株式会社イー・ アール・エス	平成20年6月3日 平成20年5月23日	45,115	12
UT STORE HARAJUKU	同上	平成20年8月21日 平成20年8月22日	28,575	14
イトーヨーカドー東和 店	清水建設株式会社	平成20年10月7日	425,495	12
マックスバリュ田無芝久 保店	同上	平成21年1月29日	60,495	11
TSUTAYA福岡天神	同上	平成21年12月7日	39,977	2
三井ショッピングパーク ららぽーと磐田	同上	平成22年4月20日	728,786	16
ギンザ・グラッセ	同上	平成22年5月18日	122,929	11
志村ショッピングセン ター	同上	平成22年12月8日	164,364	14
三井ショッピングパーク ララガーデン春日部	同上	平成23年1月14日	228,095	13
合計			7,356,690	9.51(注3)

(注1)「長期修繕の費用見積合計」は調査業者により調査・作成された建物状況評価報告書に基づく長期的修繕・更新費用予測(12年又は15年)・緊急修繕費の金額を記載しています。なお、修繕とは部分的に劣化、破損及び汚損した部分・部品を機能上支障のない状態まで回復させる工事を、更新とは全体的に劣化、破損及び汚損した部材・部品や機器などを新しいものに取り替える工事を意味します。

(注2)底地のみの取得であるため、建物の建物状況報告書及び地震リスク分析の調査対象ではありません。

(注3)地震リスク分析における予想最大損失率(PML)の合計の欄は本書の日付現在のポートフォリオ全体のPMLを記載しています。

（チ）設計者、施工者、建築確認機関

本投資法人が本書の日付現在保有する不動産及び信託不動産に係る各建物の設計者、施工者及び建築確認機関は、以下の通りです。

物件名称	設計者	施工者	建築確認機関
イオン品川シーサイドショッピングセンター	アール・アイ・エー・ジェイティ不動産設計監理共同企業体	清水・三井特定建設工事共同企業体	東京都品川区
イオン茨木ショッピングセンター	株式会社竹中工務店大阪本店一級建築士事務所	竹中工務店・日産建設共同企業体	茨木市
ジョイフルタウン岡山	（イトーヨーカ堂棟）株式会社安井建築設計事務所 （アネックス棟）大成建設株式会社一級建築士事務所	大成建設・ジェイティ不動産共同企業体	岡山市
ジョイフルタウン秦野	株式会社銭高組一級建築士事務所	（本館）銭高組・佐藤工業建設共同企業体 （別館）株式会社銭高組	秦野市
パビヨンプラザ	ジェイティ不動産株式会社一級建築士事務所	ジェイティ不動産株式会社	福岡市
上池台東急ストア	飛鳥建設株式会社関東支店一級建築士事務所	飛鳥建設株式会社	東京都大田区
ベルタウン丹波口駅前店	鹿島建設株式会社関西支店一級建築士事務所	鹿島建設株式会社関西支店	株式会社京都確認検査機構
イオンナゴヤドーム前ショッピングセンター	株式会社ジェイティ開発コンサルティング一級建築士事務所	大成建設株式会社名古屋支店	日本E R I株式会社
サミットストア滝野川紅葉橋店	三井住友建設株式会社一級建築士事務所	三井住友建設株式会社東京支店	イーホームズ株式会社（当初設計時） 株式会社東京建築検査機構（設計変更時）
スポーツクラブルネサンス広島	ジェイティ不動産株式会社一級建築士事務所	ジェイティ不動産株式会社	広島市南区
フレス鳥栖（底地）（注1）	-	-	-
ゆめタウン広島	株式会社ジェイティ開発コンサルティング一級建築士事務所	清水建設株式会社	日本E R I株式会社
三井アウトレットパーク入間	三井住友建設株式会社一級建築士事務所	三井住友建設株式会社東京支店	株式会社東京建築検査機構
コストコホールセール入間倉庫店（底地）（注1）	-	-	-
WV SAKAE（ウーブ サカエ）	株式会社大林組一級建築士事務所	株式会社大林組名古屋支店	名古屋市
クイーンズ伊勢丹杉並桃井店	三井住友建設株式会社一級建築士事務所	三井住友建設株式会社	東京都
UT STORE HARAJUKU	浅井謙建築研究所株式会社	住友建設株式会社	東京都渋谷区
イトーヨーカドー東大和店	株式会社日本設計	鹿島建設株式会社	財団法人日本建築センター
マックスバリュ田無芝久保店	株式会社大本組東京本社一級建築士事務所	株式会社大本組	株式会社都市居住評価センター
TSUTAYA福岡天神	株式会社坂倉建築研究所	株式会社竹中工務店	福岡市
三井ショッピングパークららぽーと磐田	株式会社大林組名古屋支店一級建築士事務所	株式会社大林組	財団法人日本建築センター
ギンザ・グラッセ	清水建設株式会社一級建築士事務所	清水建設株式会社	株式会社東京建築検査機構

物件名称	設計者	施工者	建築確認機関
志村ショッピングセンター	株式会社 A & F 建築事務所	前田建設工業株式会社	東京都
三井ショッピングパーク ララガーデン春日部	株式会社銭高組一級建築士事務所	株式会社銭高組	日本建築検査協会株式会社

（注１）底地のみの取得であるため、建物の設計者、施工者及び建築確認機関は該当ありません。

（注２）上記物件には国や自治体が公表している構造計算書偽造物件は含まれていません。

（リ）担保提供の状況（本書の日付現在）

（単位：千円）

物件の名称	担保状況		担保種類	担保権者	被担保債権	
					種類	金額 (注1)
イオン品川シーサイド ショッピングセンター	-	有担保	抵当権	イオンリテール株式 会社	敷金返還請 求権	2,150,000
					保証金返還 請求権	5,030,000
イオン茨木ショッピングセ ンター	-	有担保	抵当権	イオンリテール株式 会社	敷金返還請 求権	6,363,072
ジョイフルタウン岡山	-	有担保	抵当権	株式会社 イトーヨーカ堂	敷金返還請 求権	489,362
					保証金返還 請求権	3,763,337
ジョイフルタウン秦野	-	有担保	抵当権	イオンリテール株式 会社	敷金返還請 求権	656,973
パピヨンプラザ	無担保	-	-	-	-	-
上池台東急ストア	-	有担保	抵当権	株式会社東急ストア	敷金返還請 求権	36,900
					保証金返還 請求権	99,630
ベルタウン丹波口駅前店	-	有担保	抵当権	株式会社マツモト	敷金返還請 求権	100,000
					保証金返還 請求権	389,516
イオンナゴヤドーム前 ショッピングセンター	-	有担保	抵当権	イオンリテール株式 会社	敷金返還請 求権	1,922,331
					保証金返還 請求権	5,831,070
サミットストア滝野川 紅葉橋店	無担保	-	-	-	-	-
スポーツクラブルネサンス 広島	無担保	-	-	-	-	-
フレスポ鳥栖（底地）	無担保	-	-	-	-	-
ゆめタウン広島	無担保	-	-	-	-	-
三井アウトレットパーク 入間	無担保	-	-	-	-	-
コストコホールセール入間 倉庫店（底地）	無担保	-	-	-	-	-
WV SAKAE （ウーブ サカエ）	無担保	-	-	-	-	-
クイーンズ伊勢丹 杉並桃井店(注2)	無担保	-	-	-	-	-
UT STORE HARAJUKU	無担保	-	-	-	-	-
イトーヨーカドー東大和店	無担保	-	-	-	-	-

物件の名称	担保状況		担保種類	担保権者	被担保債権	
					種類	金額 (注1)
マックスバリュ田無芝久保店(注3)	無担保	-	-	-	-	-
TSUTAYA福岡天神	無担保	-	-	-	-	-
三井ショッピングパーク ららぽーと磐田	無担保	-	-	-	-	-
ギンザ・グラッセ	無担保	-	-	-	-	-
志村ショッピングセンター (注4)	-	有担保	抵当権	サミット株式会社	敷金返還請求権	357,360
					保証金返還請求権	945,018
三井ショッピングパーク ララガーデン春日部	無担保	-	-	-	-	-

（注1）「金額」は当期末日現在における残高を、千円未満を切り捨てて記載しています。なお、志村ショッピングセンターについては、取得日現在の残高を、千円未満を切り捨てて記載しています。

（注2）当該物件に関し、本投資法人は担保提供を行っていませんが、信託受託者の預金債権について、信託受託者に対する敷金返還債権を被担保債権とした、株式会社クイーンズ伊勢丹を質権者とする預金債権質権設定がされています。

（注3）当該物件に関し、本投資法人は担保提供を行っていませんが、信託受託者の預金債権について、信託受託者に対する敷金返還債権を被担保債権とした、イオンリテール株式会社を質権者とする預金債権質権設定がされています。

（注4）当該物件に関し、上記抵当権の他、建物に付保された保険に係る本投資法人の日本興亜損害保険株式会社に対する保険金債権について、本投資法人に対する敷金及び保証金請求権を被担保債権とした、サミット株式会社を質権者とする保険金債権質権設定がされています。

【その他投資資産の主要なもの】

不動産を主な信託財産とする信託受益権は前記「投資不動産物件」に一括表記しており、同項記載以外に本書の日付現在本投資法人によるその他投資資産の組入れは、以下の通りです。

名称	数量	投資資産	評価額（注）	投資比率
パピヨンプラザ	1	商標権	270,600円	0.0%

（注）「評価額」は貸借対照表に計上した金額を記載しています。

(3) 【運用実績】

【純資産等の推移】

第13期の直近13計算期間末日における本投資法人の総資産額、純資産総額及び投資口の1口当たり純資産額は次の通りです。なお、総資産額、純資産総額及び投資口の1口当たり純資産額について、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

年月日	総資産額 (百万円) (注1)(注2)	純資産総額 (百万円) (注1)(注2)	1口当たり純資産額 (円)
第1期計算期間末 (平成16年12月末日)	81,547 (80,494)	59,636 (58,582)	540,183 (530,640)
第2期計算期間末 (平成17年6月末日)	81,761 (80,519)	59,824 (58,583)	541,887 (530,643)
第3期計算期間末 (平成17年12月末日)	82,347 (81,012)	59,917 (58,582)	542,730 (530,640)
第4期計算期間末 (平成18年6月末日)	94,301 (92,707)	60,176 (58,582)	545,076 (530,638)
第5期計算期間末 (平成18年12月末日)	95,914 (94,004)	60,492 (58,582)	547,936 (530,639)
第6期計算期間末 (平成19年6月末日)	97,648 (95,694)	60,535 (58,582)	548,331 (530,638)
第7期計算期間末 (平成19年12月末日)	99,694 (97,724)	60,552 (58,582)	548,486 (530,641)
第8期計算期間末 (平成20年6月末日)	123,605 (121,360)	70,478 (68,233)	563,826 (545,866)
第9期計算期間末 (平成20年12月末日)	173,615 (170,664)	92,330 (89,380)	577,066 (558,625)
第10期計算期間末 (平成21年6月末日)	177,317 (174,349)	92,347 (89,379)	577,172 (558,624)
第11期計算期間末 (平成21年12月末日)	177,951 (174,953)	92,377 (89,379)	577,361 (558,624)
第12期計算期間末 (平成22年6月末日)	177,390 (174,416)	92,354 (89,379)	577,212 (558,624)
第13期計算期間末 (平成22年12月末日)	207,973 (204,443)	112,389 (108,859)	579,327 (561,132)

(注1) 帳簿価額を記載しています。

(注2) 百万円未満を切り捨てて記載しています。

(注3) 括弧内の数値は、分配落ち後の金額です。

（本投資証券の取引所価格の推移）

直近13計算 期間の最高 ・最低投資 口価格	期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期
	決算 年月	平成16年 12月	平成17年 6 月	平成17年 12月	平成18年 6 月	平成18年 12月	平成19年 6 月	平成19年 12月
	最高 （円）	714,000	755,000	830,000	935,000	1,170,000	1,340,000	1,180,000
	最低 （円）	581,000	613,000	678,000	762,000	810,000	1,070,000	742,000
	期	第 8 期	第 9 期	第10期	第11期	第12期	第13期	
	決算 年月	平成20年 6 月	平成20年 12月	平成21年 6 月	平成21年 12月	平成22年 6 月	平成22年 12月	
	最高 （円）	905,000	776,000	619,000	708,000	746,000	785,000	
	最低 （円）	630,000	428,000	443,000	536,000	600,000	590,000	

第13期開始 日以降の月 別最高・最 低投資口価 格及び売買 高	月別	平成22年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月
	最高 （円）	635,000	656,000	693,000	710,000	736,000	785,000	804,000	779,000
	最低 （円）	590,000	614,000	640,000	628,000	643,000	712,000	745,000	738,000
	売買高 （口）	22,833	6,984	5,811	14,126	11,746	14,035	9,202	7,267

（注）「最高・最低投資口価格」は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場の取引値によります。

【分配の推移】

計算期間	分配総額（百万円）	1口当たり分配金（円）
第1期（自 平成16年5月12日 至 平成16年12月31日）	1,053	9,543（注）
第2期（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）	1,241	11,244（注）
第3期（自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日）	1,334	12,090（注）
第4期（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）	1,593	14,437（注）
第5期（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）	1,909	17,296（注）
第6期（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）	1,953	17,693（注）
第7期（自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日）	1,970	17,845（注）
第8期（自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日）	2,245	17,960（注）
第9期（自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日）	2,950	18,441（注）
第10期（自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日）	2,967	18,548（注）
第11期（自 平成21年7月1日 至 平成21年12月31日）	2,997	18,737（注）
第12期（自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日）	2,974	18,588（注）
第13期（自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日）	3,529	18,195（注）

（注）うち、1口当たり利益超過分配金は0円です。

【自己資本利益率（収益率）の推移】

計算期間	自己資本利益率（注）	（年換算値）
第1期（自 平成16年5月12日 至 平成16年12月31日）	1.8%	（4.7%）
第2期（自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日）	2.1%	（4.2%）
第3期（自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日）	2.2%	（4.4%）
第4期（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）	2.7%	（5.4%）
第5期（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）	3.2%	（6.3%）
第6期（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）	3.2%	（6.5%）
第7期（自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日）	3.3%	（6.5%）
第8期（自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日）	3.4%	（6.9%）
第9期（自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日）	3.6%	（7.2%）
第10期（自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日）	3.2%	（6.5%）
第11期（自 平成21年7月1日 至 平成21年12月31日）	3.2%	（6.4%）
第12期（自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日）	3.2%	（6.5%）
第13期（自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日）	3.5%	（6.8%）

（注）自己資本利益率＝当期純利益／（（期首純資産額＋期末純資産額）÷2）×100（小数第2位を四捨五入して記載しています。）

なお、第1期は平成16年8月9日より実質的に資産運用を開始しており、実質的な運用日数145日間により年換算値を算出しています。

また、第1期における期首純資産額については実質運用開始日時点での出資総額の数値を使用しています。

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

平成16年5月11日	設立企画人（フロンティア・リート・マネジメント株式会社（現三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社））による投信法第69条第1項に基づく本投資法人の設立に係る届出
平成16年5月12日	投信法第166条に基づく本投資法人の設立の登記、本投資法人の成立
平成16年5月17日	投信法第188条に基づく本投資法人の登録の申請
平成16年6月16日	内閣総理大臣による投信法第187条に基づく本投資法人の登録の実施（登録番号 関東財務局長 第27号）
平成16年8月7日	日本国内における公募による新投資口発行
平成16年8月9日	東京証券取引所に上場 資産運用の開始
平成16年9月8日	第三者割当による新投資口発行
平成18年3月28日	規約の変更
平成20年3月24日	第三者割当による新投資口発行
平成20年3月25日	規約の変更
平成20年7月24日	日本国内における公募による新投資口発行
平成22年3月26日	規約の変更
平成22年5月1日	東京都中央区銀座六丁目8番7号交詢ビルディング6階へ本店移転
平成22年5月1日	規約の変更
平成22年7月1日	日本国内における公募による新投資口発行
平成22年7月28日	第三者割当による新投資口発行

2【役員の状況】

（本書の日付現在）

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数
執行役員	亀井 浩彦	昭和42年 4月 昭和59年 4月 昭和63年 4月 平成3年 4月 平成4年 4月 平成5年 4月 平成11年 4月 平成11年 6月 平成15年 4月 平成22年 4月	三井不動産株式会社 入社 同社 ビルディング事業部 営業課長 同社 人事部 人事一課長 同社 人事部 次長 同社 レッツ事業企画部 次長 同社 秘書部 部長 同社 関西支社長 同社 常務執行役員 関西支社長 同社 顧問 本投資法人 執行役員就任（現在に至る）	0口
監督役員	片柳 昂二	昭和60年 4月 平成14年 4月 平成16年 6月 平成20年 4月	弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 東京簡易裁判所・民事調停委員（現在に至る） 協同乳業株式会社 監査役（非常勤）（現在に至る） 本投資法人 監督役員就任（現在に至る）	0口
監督役員	秦 一郎	昭和56年 4月 平成元年 10月 平成6年 9月 平成9年 4月 平成9年 9月 平成13年 4月 平成20年 4月	富士通エフ・アイ・ピー株式会社 勤務 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）勤務 須貝信公認会計士税理士事務所 勤務 公認会計士登録 税理士登録 秦一郎公認会計士税理士事務所 所長（現在に至る） 本投資法人 監督役員就任（現在に至る）	0口

3【その他】

（１）役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任されます（投信法第96条、規約第18条第1項）。

執行役員及び監督役員の任期は、選任後2年です（規約第18条第2項本文）。ただし、補欠として又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします（規約第18条第2項ただし書）。

執行役員及び監督役員の解任は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行われます（投信法第106条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該執行役員又は監督役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときは、発行済投資口の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主（6か月前より引き続き当該投資口を有するものに限ります。）は、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項）。なお、投資主総会における決議の方法については、後記「第3 管理及び運営 3 投資主・投資法人債権者の権利（１）投資主総会における議決権」をご参照下さい。

（２）規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

規約の変更

規約の変更の手續等については、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（５）その他規約の変更に関する手續」をご参照下さい。

事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

出資の状況その他の重要事項

本投資法人は、平成22年7月に新投資口の発行を行いました。詳細については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況（１）主要な経営指標等の推移 運用状況（イ）当期の概況 c. 資金調達の概要」をご参照下さい。

（３）訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第 2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

該当事項はありません。

2 【買戻し手続等】

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第 8 条）。

本投資証券は、東京証券取引所を通じて売買することが可能です。また、金融商品取引所外で本投資証券を譲渡することも可能です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、後記「（4）計算期間」記載の決算期毎に、以下の算式にて算出します。

$$1口当たり純資産額 = (総資産の資産評価額 - 負債総額) \div 発行済投資口総数$$

本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下の通りとします（規約第34条第1項）。

a．不動産、不動産の賃借権及び地上権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価します。なお、建物及び設備等についての減価償却額の算定方法は定額法によります。ただし、本投資法人が採用する算定方法が合理的な理由により適当ではないと判断する場合でかつ投資者保護上、問題ないと合理的に判断できる場合には、法令に従い他の算定方法に変更することができるものとします。

b．不動産、不動産の賃借権又は地上権のみを信託する信託の受益権

信託財産が上記a．に掲げる資産の場合は上記a．に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価します。

c．信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

信託財産の構成資産が上記a．に掲げる資産の場合は、上記a．に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価します。

d．不動産に関する匿名組合出資持分

匿名組合出資持分の構成資産が上記a．乃至c．に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価します。

e．信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

信託財産である匿名組合出資持分について上記d．に従った評価を行い、金融資産及び負債については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価します。

f．有価証券

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用います。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価します。

g．金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価します。ただし、当該金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価します。

h．金銭の信託の受益権

投資運用する資産に応じて、上記a．乃至g．及び下記j．に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算

定した価額により評価します。

i．デリバティブ取引に係る権利

- () 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価します。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価します。
- () 取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価します。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価します。
- () 上記にかかわらず、金融商品に関する会計基準その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準により特例処理の要件を充足するものについては、特例処理を適用することができるものとしします。

j．その他

上記に定めのない資産については、投信法、投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価します。

資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記 と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします（規約第34条第2項）。

a．不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等により求めた評価額

b．不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が上記 a．に掲げる資産については上記 a．に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価します。

資産評価の基準日は、各決算期（毎年6月末日と12月末日）とします。ただし、規約第30条第3項、第4項及び第5項第4号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします（規約第34条第3項）。

1口当たりの純資産額については、投資法人の計算書類の注記表に記載されることになっています（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）（以下「投資法人計算規則」といいます。）第58条、第68条）が、計算書類等は決算期毎に作成され（投信法第129条）、役員会により承認された場合に、遅滞なく投資主に対して承認された旨が通知され、承認済みの計算書類等が会計監査報告とともに投資主に提供される（投信法第131条、投資法人計算規則第81条）ほか、金融商品取引法に基づいて決算日後3か月以内に提出される有価証券報告書に記載されます。

投資主は、純資産額の情報を、本資産運用会社に照会することにより入手することができ、また、本投資法人のウェブサイトにおいて、財務諸表等を閲覧することができます。

(2) 【保管】

本投資法人の発行する投資口は振替投資口であるため、該当事項はありません。

(3) 【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

（４）【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年１月１日から６月末日まで、及び７月１日から12月末日までの各６か月間とし、各営業期間の末日を決算期とします（規約第36条）。

（５）【その他】

増減資に関する制限

a．最低純資産額

本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円です（規約第７条）。

b．投資口を引き受ける者の募集

本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とします。本投資法人は、かかる発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得てその発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができます。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいいます。）１口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として役員会で決定した金額とします（規約第５条第１項及び第３項）。

c．国内における募集

本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします（規約第５条第２項）。

解散条件

本投資法人における解散事由は以下の通りです（投信法第143条）。

a．投資主総会の決議

b．合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。）

c．破産手続開始の決定

d．解散を命ずる裁判

e．投信法第216条に基づく投信法第187条の登録の取消し

規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって可決される必要があります（投信法第140条、第93条の２第２項）。なお、投資主総会における決議の方法については、後記「３ 投資主・投資法人債権者の権利（１）投資主総会における議決権」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は分配方針に関する重要な変更該当する場合には、金融商品取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は、金融商品取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定は、以下の通りです。

a．本資産運用会社：三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社

資産運用委託契約

期間	平成16年６月16日に効力を生じ、契約期間の定めはありません。
更新	契約期間の定めはないため、該当事項はありません。

解約	本投資法人又は本資産運用会社は、相手方当事者に対し、6か月前の文書による事前通知を行い、本投資法人は投資主総会の決議を得た上で、本資産運用会社は本投資法人の同意を得た上で、本契約を解約することができます。ただし、本投資法人は、投資主総会の承認又は内閣総理大臣の許可を得なければ、かかる同意をすることができません。 本投資法人は、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、役員会の決議により、本契約を解約することができます。 a 本資産運用会社が本契約の規定に違反した場合（ただし、当該違反が是正可能なものである場合で、本資産運用会社が、本投資法人からの是正を求める催告を受領した日から30営業日以内にこれを是正した場合を除きます。）。 b 本契約に定める本資産運用会社の表明及び保証違反の事実が判明した場合（ただし、当該違反が是正可能なものである場合で、本資産運用会社が、本投資法人からの是正を求める催告を受領した日から30営業日以内にこれを是正した場合を除きます。）。 c 本資産運用会社につき、支払停止、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立て、手形交換所における取引停止処分、重要な財産に対する差押命令の送達等の事由が発生した場合。 d 上記に掲げる場合のほか、資産運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由がある場合。
変更等	本投資法人及び本資産運用会社は、双方の書面による合意に基づき、法令に規定される手続に従って、本契約を変更することができます。

b. 機関運営事務に関する一般事務受託者兼資産保管会社：住友信託銀行株式会社

機関の運営に関する一般事務委託契約

期間	本書の日付現在の有効期間は、平成23年6月15日までです。
更新	有効期間満了予定日の3か月前までに、本投資法人又は機関運営事務に関する一般事務受託者のいずれか一方から文書による申出がなされなかったときは、本契約は従前と同一の条件にて自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。
解約	本契約は、次に掲げる事由が生じたときに、その効力を失います。 当事者間の文書による解約の合意。ただし、本投資法人の役員会の承認を条件とします。この場合には本契約は、両当事者の合意によって指定したときから失効します。 当事者のいずれか一方が本契約に違反し催告後も違反が是正されず、他方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日をもって本契約は失効するものとし、本投資法人からの解除は本投資法人の役員会の承認を条件とします。なお、本投資法人及び機関運営事務に関する一般事務受託者は本契約失効後においても本契約に基づく残存債権を相互に請求することを妨げないものとします。
変更等	本投資法人及び機関運営事務に関する一般事務受託者は、本投資法人の役員会の承認を得ることを条件として、双方の合意により、本契約の内容を変更することができます。当該変更にあたっては、本投資法人の規約並びに投信法を含む法令及び諸規則等を遵守するものとします。

資産保管業務委託契約

期間	本書の日付現在の有効期間は、平成25年6月15日までです。
更新	有効期間満了予定日の6か月前までに、当事者のいずれか一方から文書による申し出がなされなかったときは、本契約は従前と同一の条件にて自動的に3年間延長されるものとし、その後も同様とします。
解約	本契約は、次に掲げる事由が生じたときに、その効力を失います。 当事者間の文書による解約の合意。ただし、本投資法人の役員会の承認を条件とします。この場合には本契約は、両当事者の合意によって指定したときから失効します。 当事者のいずれか一方が本契約に違反し催告後も違反が是正されず、他方が行う文書による解除の通知があった場合、文書で指定された日をもって本契約は失効するものとし、本投資法人からの解除は本投資法人の役員会の承認を条件とします。なお、本投資法人及び資産保管会社は本契約失効後においても本契約に基づく残存債権を相互に請求することを妨げないものとします。
変更等	本投資法人及び資産保管会社は、本投資法人の役員会の承認を得ることを条件として双方の合意により本契約の内容を変更することができます。 当該変更にあたっては、本投資法人の規約並びに投信法を含む法令及び諸規則等を遵守するものとします。

c．投資主名簿等管理人兼特別口座管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社

一般事務（投資口取扱事務）委託契約

期間	本書の日付現在の有効期間は、平成23年12月31日までです。
更新	有効期間満了予定日の3か月前までに、当事者のいずれか一方から文書による申し出がなされなかったときは、本契約は従前と同一の条件にて自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。
解約	本契約は、次に掲げる事由が生じたときに、その効力を失います。 当事者の文書による解約の合意。この場合には本契約は、両当事者の合意によって指定された日に失効します。 当事者のいずれか一方に次に掲げる事由が生じた場合における相手方が行う文書による解約の通知。この場合、本契約は解約の通知において指定される日に失効します。 a 会社更生手続、民事再生手続、破産手続、特別清算手続の各々の開始の申立て（その後の法律改正により新たな倒産手続きが創設された場合、当該手続き開始申立てを含みます。）及び手形交換所の取引停止処分がなされた場合 b 本投資法人が投資主名簿等管理人への住所変更の届出を怠る等本投資法人の責に帰すべき事由により、本投資法人が所在不明となり、投資主名簿等管理人の是正を求める旨の通知のあと30日以内にかかる事由が是正されなかった場合 当事者のいずれか一方が本契約に重大な違反をした場合における、相手方が行う文書による解除の通知。この場合、本契約は解除の通知において指定する日に失効します。
変更等	本契約の内容が法令の変更又は当事者の一方若しくは双方の事情の変更によりその履行に支障をきたすに至ったとき、又はそのおそれのあるときは、本投資法人及び投資主名簿等管理人間で協議の上、本契約を改定することができます。

特別口座の管理に関する契約

期間	平成21年1月5日に効力を生じ、契約期間の定めはありません。
更新	契約期間の定めはないため、該当事項はありません。
解約	本契約は、次に掲げる事由が生じたときに、その効力を失います。 特別口座の加入者が存在しなくなった場合、この場合、本契約は特別口座管理人が速やかに全ての特別口座の廃止手続を行い、その手続が完了したときに失効します。 振替法に定めるところにより、本投資法人の発行する全ての振替投資口（本投資法人が合併により消滅する場合は、本投資法人の投資主又は登録投資口質権者に対価として交付された他の投資法人の振替投資口を含みます。）が振替機関によって取り扱われなくなった場合、この場合、本契約は特別口座管理人が速やかに全ての特別口座の廃止手続を行い、その手続が完了したときに失効します。 当事者のいずれか一方が本契約に違反し、かつ引き続き本契約の履行に重大なる支障を及ぼすと認められた場合における、他方が行う文書による解約の通知。この場合、本契約は当該通知到達の日から2週間経過後又は当該通知において指定された日のいずれか遅い日に失効します。 本投資法人及び特別口座管理人の間に一般事務（投資口取扱事務）委託契約が締結されており、当該契約について契約の失効事由又は当事者の一方が解約権を行使しうる事由が発生した場合における、当該当事者が行う文書による本契約の解約の通知。この場合、本契約は当該通知到達の日から2週間経過後又は当該通知において指定された日のいずれか遅い日に失効します。
変更等	本契約について、法令の変更又は監督官庁及び振替機関の指示、その他本契約の変更が必要な事由が生じた場合は、本投資法人及び特別口座管理人間で協議の上、本契約を改定します。

d．会計事務等に関する一般事務受託者：税理士法人平成会計社

会計事務等に関する業務委託契約

期間	本書の日付現在の有効期限は、平成23年9月30日までです。
更新	期間満了の3か月前までに、当事者のいずれからも文書による別段の申出がなされなかったときは、本契約は従前と同一の条件にて更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
解約	本契約を解約する場合は、当事者のいずれか一方から相手方に対し、3か月前までに書面により通知します。ただし、会計事務等に関する一般事務受託者が本契約を解約する場合は、本投資法人が法令に基づき会計事務等に関する業務の委託を義務付けられていることに鑑み、会計事務等に関する一般事務受託者以外の者との間で会計事務等に関する業務委託契約を締結し会計事務等に関する業務が引き継がれるまで、本契約は引き続き効力を有します。 いずれか一方の当事者は、相手方が次に掲げる事由に該当する場合、当該相手方に対する文書による通知により、直ちに本契約を解約することができます。 a 本契約の各条項のいずれかに違背し、かつ、かかる違背が継続して本契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合 b 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがなされたとき又は手形交換所の取引停止処分がなされたとき
変更等	本投資法人及び会計事務等に関する一般事務受託者は、互いに協議し合意の上、本契約の各条項の定めを変更することができます。変更に当たっては関係法令を遵守するとともに本投資法人の規約との整合性に配慮するものとし、書面をもって行います。

e．投資法人債に関する一般事務受託者：株式会社三井住友銀行

財務代理契約証書

期間	平成23年3月4日に効力を生じ、契約期間の定めはありません。
更新	契約期間の定めはないため、該当事項はありません。
解約	本投資法人は、投資法人債に関する一般事務受託者を解任することができます。ただし、本投資法人は解任の60日前までにその旨を書面にて投資法人債に関する一般事務受託者に通知することを要します。 投資法人債に関する一般事務受託者は、財務代理人を辞任することができます。ただし、投資法人債に関する一般事務受託者は辞任の60日前までにその旨を書面にて本投資法人に通知し、本投資法人の同意を得ることを要します。 前記 及び において本投資法人が後任の財務代理人を選定する場合には、本投資法人は解任又は辞任の30日前までに投資法人債に関する一般事務受託者に書面にて通知します。
変更等	本契約に定めのない事項を定める必要が生じたとき及び本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、そのつど、本投資法人及び投資法人債に関する一般事務受託者は相互にこれに関する協定を締結します。この協定は、本契約と一体をなすものとし、

f．会計監査人：新日本有限責任監査法人

本投資法人は、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しています。

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任します（規約第25条）。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がされなかったときは、当該投資主総会において再任されたものとみなされます（規約第26条）。

関係法人との契約の変更に関する開示の方法

関係法人との契約が変更された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って開示される場合がある他、かかる契約の変更が、主要な関係法人の異動又は運用に関する基本方針、投資制限若しくは分配方針に関する重要な変更該当する場合には、金融商品取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

公告の方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います（規約第4条）。

2【利害関係人との取引制限】

（１）法令に基づく制限

利益相反取引の制限

資産運用会社は、法令の定めるところにより、以下の通りその親法人等又は子法人等が関与する行為につき禁止行為が定められています（金融商品取引法第44条の3第1項、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項）。ここで、「親法人等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい（金融商品取引法第31条の4第3項）、「子法人等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます（金融商品取引法第31条の4第4項）。

- a．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引を行うこと（金融商品取引法第44条の3第1項第1号、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項）。
- b．当該金融商品取引業者との間で金融商品取引法第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること（金融商品取引法第44条の3第1項第2号、投信法第223条の3第3項）。
- c．当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（金融商品取引法第44条の3第1項第3号、投信法第223条の3第3項）。
- d．a．からc．までに掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令に定めるその他の行為（金融商品取引法第44条の3第1項第4号、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号、その後の改正を含みます。）第153条、投信法第223条の3第3項、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行規則」といいます。）第267条）。

利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下、本において同じです。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第203条第2項）。ただし、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令に定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

資産の運用の制限

登録投資法人は、その執行役員又は監督役員、その資産の運用を行う資産運用会社、その執行役員又は監督役員の親族、その資産の運用を行う資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で、次に掲げる行為（投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません（投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条乃至第118条）。

- a．有価証券の取得又は譲渡
- b．有価証券の貸借
- c．不動産の取得又は譲渡
- d．不動産の貸借
- e．不動産の管理の委託
- f．宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引
（ただし、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること等は認められています（投信法施行令第117条）。）

特定資産の価格等の調査

投信法第201条及びこれに関する法令により定められた特定資産（指定資産を除きます。）について取得及び譲渡等の取引が行われたときは、本投資法人、本資産運用会社（その利害関係人等を含みます。）及びその資産保管会社以外の外部の所定の第三者により価格等の調査を受けるものとします。ここで、外部の所定の第三者とは、以下の者（投信法施行令に定める者を除きます。）をいいます。

- a．弁護士又は弁護士法人
- b．公認会計士又は監査法人
- c．不動産鑑定士

なお、調査する資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいいます。）であるときは、当該調査は、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査します。

また、ここで規定する価格等の調査は、利害関係人等以外の第三者との間で取引が行われた場合にも、実施します。

（２）本投資法人に関する利益相反対策ルール

本資産運用会社は、利害関係人等との取引について、本投資法人に関する利益相反対策ルールを以下の通り定めています。

利害関係人等

利害関係人等とは以下の者をいいます。

- a．投信法施行令に定める本資産運用会社の利害関係人等
- b．その他の利害関係人
 - i．本資産運用会社の株主（ただし、本資産運用会社の株主の地位を失ってから２年が経過していない者は、本資産運用会社の株主とみなされます。以下同じです。）並びに連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号、その後の改正を含みます。）（以下「連結会計基準」といいます。）における本資産運用会社の株主の子会社及び関連会社
 - ．本資産運用会社の株主並びに連結会計基準における本資産運用会社の株主の子会社及び関連会社が合計で15%以上の出資、匿名組合出資又は優先出資を行っている特別目的会社（資産流動化法上の特定目的会社、特例有限会社及び株式会社等を含みます。）（以下「SPC」といいます。）

取引内容の審議

- a．不動産等の取得等の取引
 - ．利害関係人等との間で（ ）不動産等の取得、（ ）不動産等の売却、（ ）不動産等の賃貸借、（ ）不動産管理委託契約の締結・変更、（ ）不動産等の売買又は不動産等の賃貸借に係る一

般媒介契約の締結・変更、又は（ ）上記（ ）から（ ）まで記載の取引以外の取引で、1件1千万円以上の単発取引又は年額1千万円以上の継続取引を行う場合（ただし、本投資法人の資産の運用に係る業務に関連しない取引を除きます。）、社内規程の定めに従い、投資運用部は、議案を立案し、コンプライアンス部長の事前審査を受けます。

・コンプライアンス部長は、法令等に照らしたコンプライアンス上の問題の有無につき審査し、経営会議に付議します。

・経営会議は、当該議案について審議し、可決した場合、コンプライアンス委員会に付議します。

・コンプライアンス委員会は、当該議案について審議し、全委員の賛成により可決した場合、取締役会に付議します（ただし、上記（ ）及び（ ）記載の取引については、取締役会への付議に先立ち、本投資法人役員会に付議するものとし、本投資法人役員会の承認を得た場合、取締役会に付議します。）。

・取締役会は、当該議案について審議し、取締役会規則の定めるところに従い、当該取引の可否を決定するものとします。

・なお、いずれかの審査又は決議等において否決された場合には、当該議案は、直ちに立案した部に差し戻されます。

b. その他の取引

・利害関係人等との間で上記a. i. の（ ）から（ ）までに記載の取引以外の取引（ただし、1件1百万円未満の取引及び投資運用業務に関連しない取引を除きます。）で、1件1千万円未満の単発取引又は年額1千万円未満の継続取引を行う場合、社内規程の定めに従い、投資運用部は、議案を立案し、コンプライアンス部長の事前審査を受けます。

・コンプライアンス部長は、法令等に照らしたコンプライアンス上の問題の有無につき審査し、コンプライアンス委員会に付議します。

・コンプライアンス委員会は、当該議案について審議し、全委員の賛成により可決した場合、経営会議に付議します。

・経営会議は、当該議案について審議し、当該取引の可否を決定するものとします。

・なお、いずれかの審査又は決議等において否決された場合には、当該議案は、直ちに立案した部に差し戻されます。

利害関係人等の取引に関する開示

利害関係人等との間で後記 から までに基づく取引を行うことを決定した場合には、別に定める情報開示規程に基づき開示するものとします。

利害関係人等からの運用資産の取得

a. 利害関係人等から不動産、不動産の賃借権、地上権並びに不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託する不動産信託受益権を取得する場合には、利害関係人等でない不動産鑑定士（法人を含むものとし、以下同様とします。）が鑑定した鑑定評価額を超えて取得してはなりません。ただし、鑑定評価額は、物件そのものの価格であり、税金、取得費用、信託設定に要する費用、信託勘定内の積立金及び信託収益並びに固定資産税等の期間按分精算額等を含みません。

b. 利害関係人等が本投資法人への譲渡を前提に、一時的にS P C等の組成を行うなどして負担した費用（会社設立費用、デュー・ディリジェンス費用等）が存する場合、上記a. にかかわらず、当該費用を鑑定評価額に加えて取得することができるものとします。

c. 利害関係人等からその他の特定資産を取得する場合には、その取得価格は、時価が把握できるものは時価とし、それ以外は上記a. 及びb. に準ずるものとします。

利害関係人等への運用資産の譲渡

a. 利害関係人等へ不動産、不動産の賃借権、地上権並びに不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託する不動産信託受益権を譲渡する場合には、利害関係人等でない不動産鑑定士が鑑定した鑑定評価額未満で譲渡してはなりません。ただし、鑑定評価額は、物件そのものの価格であり、税金、売却費

用、信託設定に要した費用、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分精算額等を含みません。

- b．利害関係人等へその他の特定資産を譲渡する場合には、その譲渡価格は時価が把握できるものは時価とし、それ以外は上記 a．に準ずるものとします。

利害関係人等への運用資産の賃貸

利害関係人等へ物件を賃貸する場合には、市場価格、周辺相場等を調査し、利害関係人等でない第三者の意見書等を参考の上、適正と判断される条件で賃貸しなければなりません。

利害関係人等への不動産管理業務等の委託

- a．利害関係人等へ不動産管理業務等を委託する場合には、事前に実績、会社信用度等を調査するとともに、委託料については、市場水準、提供役務の内容、業務総量等を勘案し決定します。
- b．取得する物件について、利害関係人等が既に不動産管理業務等を行っている場合には、取得後の不動産管理業務等は当該利害関係人等に委託することとしますが、委託料の決定については上記 a．に準じます。

利害関係人等への運用資産の売買、賃貸の媒介委託

- a．利害関係人等へ特定資産の取得又は売買の媒介を委託する場合には、宅建業法に規定する報酬の範囲内とし、売買価格の水準、媒介の難易度等を勘案して決定します。
- b．利害関係人等へ賃貸の媒介を委託する場合には、宅建業法に規定する報酬以下とし、賃料水準、媒介の難易度等を勘案して決定します。

利害関係人等への工事等の発注

利害関係人等へ工事等を発注する場合には、第三者の見積り価格及び内容等を比較検討した上で、適正と判断される条件で工事の発注を行うものとします。ただし、災害・事故等による物件の損傷復旧工事等緊急を要するときは、その実施について投資運用部長が工事の発注を決定します。この場合の工事等に関する内容及び契約金額等詳細については本 及び上記 の定めにより、別途承認を得なければならないものとします。

（３）利害関係人等及び主要株主との取引状況等

取引状況

第13期に係る利害関係人等及び主要株主との特定資産の売買取引等は以下の通りです。

区分	売買金額等	
	買付額等	売付額等
総額	28,800,000千円	19,516千円
	うち利害関係人等及び主要株主からの買付額 28,800,000千円（100.0%）	うち利害関係人等及び主要株主への売付額 —（—）
利害関係人等及び主要株主との取引状況の内訳		
三井不動産株式会社	15,200,000千円（52.8%）	—
ジースリーデベロップメント有限会社	13,600,000千円（47.2%）	—
合計	28,800,000千円（100.0%）	—

利害関係人等及び主要株主への支払手数料等の金額

第13期に係る利害関係人等及び主要株主への支払手数料等は以下の通りです。

区分	支払手数料総額(A)	利害関係人等及び主要株主との取引内訳		総額に対する 割合(注4) (B) / (A)
		支払先	支払金額(B)	
外注委託費等 (注3)	331,705千円	三井不動産株式会社	167,163千円	50.4%

(注1)「利害関係人等」とは、投信法第201条第1項、投信法施行令第123条及び投資信託協会の投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第26条第27号に規定される本投資法人と資産運用委託契約を締結している本資産運用会社の利害関係人等であり、第13期に取引実績又は支払手数料等の支払実績のある三井不動産及びジースリーデベロップメント有限会社について記載しています。

(注2)「主要株主」とは、金融商品取引法第29条の4第2項に定義される本資産運用会社の主要株主であり、三井不動産が該当します。

(注3)外注委託費等の支払手数料総額、支払金額には、三井不動産に対する資産工事に係る工事管理料663千円が含まれています。

(注4)小数第2位を四捨五入して記載しています。

3【投資主・投資法人債権者の権利】

A．投資主の権利

（１）投資主総会における議決権

本投資法人の投資主は、保有する投資口数に応じ、投資主総会における議決権を有しています（投信法第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文）。投資主総会において決議される事項は、以下の通りです。

- a．執行役員、監督役員及び会計監査人の選任（ただし、設立の際選任されたものとみなされる者の選任を除きます。）及び解任（投信法第96条、第104条、第106条）
- b．資産運用会社との資産運用委託契約の締結及び解約の承認又は同意（投信法第198条第2項、第205条、第206条第1項）
- c．投資口の併合（投信法第81条の2第2項、会社法第180条第2項）
- d．投資法人の解散（投信法第143条第3号）
- e．規約の変更（投信法第140条）
- f．その他投信法又は本投資法人の規約で定める事項（投信法第89条）

投資主の有する議決権の権利行使の手続は、以下の通りです。

- a．投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって行います（規約第11条）。
- b．投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、その議決権を行使することができます（規約第12条第1項）。ただし、投資主総会毎に代理権を証する書面を予め本投資法人に提出しなければなりません（投信法第94条第1項、会社法第310条第1項、規約第12条第2項）。
- c．書面による議決権の行使は、議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」といいます。）に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行います（投信法第90条の2第2項、第92条第1項、規約第13条第1項）。
- d．電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行います（投信法第92条の2第1項、規約第13条第2項）。
- e．上記c．又はd．に基づき、書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第92条第2項、投信法第92条の2第3項、規約第13条第3項）。
- f．投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。
- g．上記f．に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第93条第3項、規約第14条第2項）。
- h．投資主総会において権利を行使すべき投資主は、各決算期から3か月以内に開催する投資主総会については、当該決算期の、また、その他の必要に応じて開催する投資主総会については、役員会の決議を経て法令に従い予め公告し定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とします（投信法第77条の3、会社法第124条、規約第15条）。

（２）その他の共益権

代表訴訟提起権（投信法第204条第3項、第116条、第119条第3項、会社法第847条（第2項を除きます。））

6か月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対し、書面その他投信法施行規則で定める方法により、資産運用会社、執行役員、監督役員若しくは会計監査人又は一般事務受託者の責任を追及する訴えの提起を請求することができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、当該請求をした投資主は、本投資法人のために訴えを提起することができます。

投資主総会決議取消訴権等（投信法第94条第2項、会社法第830条、第831条）

投資主は、投資主総会の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは規約に違反し又は著しく不公正なとき、決議の内容が規約に違反するとき、又は決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がされたときには、決議の日から3か月以内に、訴えをもって当該投資主総会の決議の取消しを請求することができます。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議が存在しないこと又は無効であることの確認を訴えをもって請求することができます。

執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項）

執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、6か月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に対し、その行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

新投資口発行無効訴権（投信法第84条第2項、会社法第828条第1項第2号、第2項第2号）

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の発行の効力が生じた日から6か月以内に、本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。

合併無効訴権（投信法第150条、会社法828条第1項第7号、第8号、第2項第7号、第8号）

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から6か月以内に合併無効の訴えを提起することができます。

投資主提案権（投信法第94条第1項、会社法第303条第2項、第305条第1項）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日の8週間前までに一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができます。また、投資主総会の目的である事項につき当該投資主の提出しようとする議案の要領を投資主総会の招集通知に記載し、又は記録することを請求することができます。

投資主総会招集権（投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができます。遅滞なく投資主総会招集の手續が行われない場合又は請求があった日から8週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会の招集の通知が発せられない場合には、招集の請求をした投資主は、内閣総理大臣の許可を得て、投資主総会を招集することができます。

検査役選任請求権（投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、投資主総会に係る招集の手續及び決議の方法を調査させるため、当該投資主総会に先立ち、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足る事由があるときに本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。

執行役員等解任請求権等（投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号）

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議により解任することができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときは、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該役員の解任を請求することができます。

解散請求権（投信法第143条の3）

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、本投資法人の存立を危うくするときに

において、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

（３）分配金請求権（投信法第77条第２項第１号、第137条）

本投資法人の投資主は、本投資法人の規約及び法令に則り、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、保有する投資口数に応じて金銭の分配を受けることができます。本投資法人の金銭の分配方針に関しては、前記「第一部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 ２ 投資方針 （３）分配方針」をご参照下さい。

なお、本振替投資口については、本投資法人が誤って本投資法人に対抗できないものとされた振替投資口について行った金銭の分配についても、本投資法人は当該分配に係る金額の返還を求めることができません。この場合、本投資法人は、当該分配に係る金額の限度において、投資主の振替機関等に対する損害賠償請求権を取得します（振替法第228条、第149条）。

（４）残余財産分配請求権（投信法第77条第２項第２号、第158条）

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の所有する投資口の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています。

（５）払戻請求権（規約第８条）

投資主は、投資口の払戻請求権を有していません。

（６）投資口の処分権（投信法第78条第１項乃至第３項）

投資主は、投資証券を交付する方法により投資口を自由に譲渡することができます。

本振替投資口については、投資主は、振替機関等に対して振替の申請を行い、譲渡人の口座から譲受人の口座に本振替投資口の振替（譲受人の口座における保有欄の口数を増加させることをいいます。以下本振替投資口について同じです。）が行われることにより、本振替投資口の譲渡を行うことができます（振替法第228条、第140条）。ただし、本振替投資口の譲渡は、本振替投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、本投資法人に対抗することができません（投信法第79条第１項）。なお、投資主名簿の記載又は記録は、総投資主通知（振替機関が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数、基準日等の通知をいいます。以下同じです。）により行われます（振替法第228条、第152条第１項）。

（７）投資証券交付請求権及び不所持請求権（投信法第85条第１項、第３項、会社法第217条）

投資主は、本投資法人が投資口を発行した日以後、遅滞なく投資証券の交付を受けることができます。また、投資主は、投資証券の不所持を申し出ることもできます。

本振替投資口については、本投資法人は、投資証券を発行することができません（振替法第227条第１項）。ただし、投資主は、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）が振替機関の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって保管振替機構の振替業を承継する者が存しない場合、又は本振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなった場合は、本投資法人に対して、投資証券の発行を請求することができます（振替法第227条第２項）。

（８）帳簿閲覧請求権（投信法第128条の３）

投資主は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。ただし、この請求は、理由を明らかにしてしなければなりません。

（９）少数投資主権の行使手続（振替法第228条、第154条）

振替投資口に係る少数投資主権等の行使に際しては、投資主名簿の記載又は記録ではなく、振替口座簿の記載又は記録により判定されることになります。したがって、少数投資主権を行使しようとする投資主は、振替機関が個別投資主通知（振替機関が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。以下同じです。）を行うよう、投資主の口座を開設している口座管理機

関に対して申し出ることができます。投資主は、かかる個別投資主通知が本投資法人に対して行われた後4週間が経過する日までに限り、少数投資主権を行使することができます。

B．投資法人債権者の権利

（１）元金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元金の支払いを受けることができます。投資法人債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年です（投信法第139条の7、会社法第701条）。

（２）投資法人債の処分権

投資法人債券を発行する旨の定めのある投資法人債の譲渡は、投資法人債券を交付する方法により事由に譲渡することができます（投信法第139条の7、会社法第687条）。

本振替投資法人債については、投資法人債権者は、振替機関等に対して振替の申請を行い、譲渡人の口座から譲受人の口座に本振替投資法人債の振替（譲受人の口座における保有欄の金額を増額させることをいいます。以下本振替投資法人債について同じです。）が行われることにより、本振替投資法人債の譲渡を行うことができます（振替法第115条、第73条）。

なお、本振替投資法人債については、本投資法人は、投資法人債券を発行することができません（振替法第115条、第67条第1項）。ただし、投資法人債権者は、保管振替機構が振替機関の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって保管振替機構の振替業を承継する者が存しない場合、又は本振替投資法人債が振替機関によって取り扱われなくなった場合は、本投資法人に対して、本投資法人債券の発行を請求することができます（振替法第115条、第67条第2項）。

（３）投資法人債権者集会における議決権

投資法人債権者の権利に重大な関係がある事項について、投資法人債権者の総意を決定するために、投信法の規定に基づき、投資法人債権者集会が設置されます。

投資法人債権者集会は、投信法に規定する事項及び投資法人債権者の利害に関する事項について、決議を行うことができます（投信法第139条の10第2項、会社法第716条）。投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する当該種類の投資法人債の金額の合計額（償還済みの額を除きます。）に応じて議決権を行使することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第723条第1項）。

投資法人債権者集会における決議は、裁判所の認可によって効力を生じます（投信法第139条の10第2項、会社法第734条）。

投資法人債権者の有する議決権の決議要件は、以下の通りです（投信法第139条の10第2項、会社法第724条）。

- a．投資法人債権者集会の決議は、原則として、出席した投資法人債権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます（普通決議）。
- b．投資法人債権者集会の決議は、一定の重要な事項については、投資法人債権者の議決権の総額の5分の1以上を有する投資法人債権者が出席し、その議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意をもって行われます（特別決議）。

投資法人債権者による投資法人債権者集会招集請求権

投資法人債権者集会は、必要がある場合には、いつでも招集することができ、原則として、本投資法人又は投資法人債管理者が招集します（投信法第139条の10第2項、会社法第717条第1項、第2項）。

ただし、ある種類の投資法人債の総額（償還済みの額を除きます。）の10分の1以上に当たる投資法人債を保有する投資法人債権者は、本投資法人又は投資法人債管理者に対し、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、本投資法人又は投資法人債管理者に対して提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項）。

かかる請求の後遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続が行われない場合、又は、かかる請求があった日から8週間以内の日を投資法人債権者集会の日とする投資法人債権者集会の招集の通知が発せられない場合には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会の招集をすることができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項）。

投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項）。

（４）投資法人債管理者

本投資法人は、投資法人債を発行する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければなりません。ただし、各投資法人債の金額が1億円以上である場合その他投資法人債権者の保護に欠けるおそれがないものとして投信法施行規則で定める場合は、この限りではありません（投信法第139条の8）。

第1回無担保投資法人債については、投資法人債管理者は設置されていません。

（５）担保提供制限条項及び留保資産提供制限条項

本投資法人は、第1回無担保投資法人債の投資法人債要項において、当該各投資法人債の未償還残高が存する限り、当該投資法人債発行後、本投資法人が国内で今後発行する他の投資法人債（ただし、以下に定める担附切換条項が特約されている無担保投資法人債を除きます。）のために、本投資法人の資産に担保権を設定する場合には、当該投資法人債のために投信法及び担保付社債信託法（明治38年法律第52号、その後の改正を含みます。）に基づき当該資産の上に同順位の担保権を設定するものとされています。なお、上記ただし書における担附切換条項とは、純資産額維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。各投資法人債のために担保権を設定する場合は、本投資法人は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告します。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

（1）【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称

三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社

資本金の額

本書の日付現在 4億5,000万円

事業の内容

（イ）金融商品取引法に基づく投資運用業及び不動産の管理業務

（ロ）宅地建物取引業

（ハ）宅地建物取引業法第50条の2第1項第1号に規定する取引一任代理等の業務

（二）上記（イ）から（ハ）までに関連又は付帯する一切の業務

a．会社の沿革

年月日	事項
平成15年8月26日	会社設立
平成15年10月4日	宅地建物取引業免許取得 （免許証番号 東京都知事（1）第82379号）
平成15年10月14日	東京都港区赤坂二丁目17番22号赤坂ツインタワー東館13階へ本店移転
平成16年3月12日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得 （認可番号 国土交通大臣認可第20号）
平成16年4月26日	投資信託委託業者に係る業務認可取得 （認可番号 内閣総理大臣第30号）
平成19年9月30日	金融商品取引業に係る登録（関東財務局長（金商）第395号） （注）
平成20年3月24日	商号をフロンティア・リート・マネジメント株式会社から三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社に変更
平成22年5月1日	東京都中央区銀座六丁目8番7号交詢ビルディング6階へ本店移転

（注）平成19年9月30日付で金融商品取引業者の登録を受けたものとみなされ、平成19年12月13日付で証券取引法の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第159条第2項の手續を完了しています。

b．株式の総数及び資本金の額の増減

（ ）発行可能株式総数（本書の日付現在）

36,000株

（ ）発行済株式の総数（本書の日付現在）

9,000株

（ ）最近5年間における資本金の額の増減

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

c．純資産の額

平成22年9月30日現在 6億9,556万円

d. その他

(i) 役員の変更

本資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によって選任します。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までで、監査役の任期は、選任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了すべき時までとし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとします。本資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、2週間以内に監督官庁へ届け出ます（金融商品取引法第31条第1項、第29条の2第1項第3号）。また、本資産運用会社の取締役は、他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役に就任した場合（他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が金融商品取引業者の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合を含みます。）又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければなりません（金融商品取引法第31条の4第1項）。

() 訴訟事件その他本資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、本資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

e. 関係業務の概要

本投資法人が、本資産運用会社に委託する業務の内容は次の通りです。

() 本投資法人の資産の運用に係る業務

() 本投資法人の資金調達に係る業務

() 本投資法人への報告業務

(iv) その他本投資法人が随時委託する前記()乃至()に関連し又は付随する業務

(2) 【運用体制】

本資産運用会社の運用体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構」をご参照下さい。

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	9,000	100
合計	-	9,000	100

(注)「比率」とは、発行済株式数に対する所有株式数の比率をいいます。

（４）【役員の状況】

（本書の日付現在）

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
代表取締役社長	田邊 義幸	昭和57年4月 平成12年4月 平成17年4月 平成20年3月 平成20年10月	三井不動産株式会社 入社 同社 不動産証券化推進部 ストラクチャード プロダクト課長 同社 商業施設本部業務推進室長 三井不動産商業プロパティファンドマネジメ ント株式会社 取締役（非常勤） 三井不動産フロンティアリートマネジメント 株式会社 出向 代表取締役副社長 同社 代表取締役社長就任（現在に至る）	0
取締役会長	戸谷 眞一	昭和48年4月 平成3年10月 平成6年7月 平成7年7月 平成10年7月 平成10年10月 平成14年6月 平成15年8月 平成20年10月 平成22年6月	日本専売公社（現日本たばこ産業株式会社） 入社 日本たばこ産業株式会社 仙台支店 企画部長 同社 資金部長 同社 経理部長 同社 不動産管理部長 同社 不動産部長 同社 執行役員 財務グループリーダー フロンティア・リート・マネジメント株式会 社（現三井不動産フロンティアリートマネジ メント株式会社） 代表取締役社長 同社 代表取締役会長 同社 取締役会長就任（現在に至る）	0
取締役	牧野 辰	平成元年4月 平成12年10月 平成17年10月 平成20年3月	三井不動産株式会社 入社 同社 不動産証券化推進部 ストラクチャード プロダクト課 三井不動産商業プロパティファンドマネジメ ント株式会社 出向 取締役財務本部長 三井不動産フロンティアリートマネジメント 株式会社 出向 取締役就任（現在に至る）	0
取締役	菊永 義人	平成3年4月 平成17年4月 平成20年10月 平成21年4月	三井不動産株式会社 入社 同社 アーバン事業部 事業企画グループ 三井不動産フロンティアリートマネジメント 株式会社 出向 投資運用部部长 同社 取締役就任（現在に至る）	0

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
取締役 （非常勤）	諏訪 公宏	昭和55年4月 平成7年4月 平成10年4月 平成12年4月 平成18年4月 平成19年4月 平成20年3月	三井不動産株式会社 入社 同社 資産情報運用部 資産運用室 流通業務課長 同社 秘書部 秘書課長 同社 人事部 人事課長 同社 関連事業部 業務グループ長 同社 関連事業部長（現在に至る） 三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社 取締役（非常勤）就任 （現在に至る）	0
監査役 （非常勤）	鈴木 徹	昭和52年4月 平成5年4月 平成6年4月 平成7年4月 平成11年4月 平成13年4月 平成16年4月 平成20年4月 平成20年4月	三井不動産株式会社 入社 同社 企画調査部調査課長 同社 地域開発事業部戸建住宅事業室事業課長 同社 人事部付 柏開発株式会社 出向 同社 戸建住宅事業部事務管理課長 同社 千葉支店事業課長 同社 経理部キャッシュ・マネジメントグループ長 同社 関連事業部部長補佐（現在に至る） 三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社 監査役（非常勤）就任 （現在に至る）	0

（注）本書の日付現在、本資産運用会社の従業員は、12名です。

（５）【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

本資産運用会社は、投信法上の資産運用会社として投資運用業を行っています。

営業の概況

本書の日付現在、本資産運用会社が資産の運用を行う投資法人又は運用の指図を行う投資法人は、本投資法人のみです。

関係業務の概況

資産運用会社としての業務

（イ）投資運用業務

本資産運用会社は、投信法及び規約の規定等に従い、本投資法人の資産の運用に係る業務を行います。また、本投資法人がその資産の運用に関し第三者より苦情を申し立てられた場合、当該苦情の処理その他必要な行為、及びその他本投資法人の資産の運用に関連し又は付随する業務を行います。

（ロ）資金調達業務

本資産運用会社は、本投資法人が行う、投資口を引き受ける者の募集、投資法人債の発行、借入れ若しくは借換え、又はこれらに類似する資金調達行為に関し、本投資法人のために必要な業務を行います。

（ハ）報告業務

本資産運用会社は、投信法に従った報告書の作成及び交付、その他本投資法人の要求に基づき委託業務に関する報告を行います。

（二）本資産運用会社は、その他本投資法人が随時委託する前記（イ）乃至（ハ）に関連し又は付随する業務を行います。

2【その他の関係法人の概況】

A．機関運営事務に関する一般事務受託者及び資産保管会社（投信法第117条第4号乃至第6号及び第208条関係）

（1）【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称

住友信託銀行株式会社

大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号

資本金の額

平成22年9月30日現在 342,037百万円

事業の内容

銀行法（昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。）（以下「銀行法」といいます。）に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号、その後の改正を含みます。）（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）【関係業務の概要】

機関運営事務に関する一般事務等受託者としての業務

（イ）本投資法人の役員会の運営に関する事務

（ロ）その他上記（イ）に準ずる業務又は付随する業務（委託事務の具体的範囲及び処理方法等は、本投資法人と機関運営事務に関する一般事務等受託者が協議の上、別途定めるものとします。）

（ハ）本投資法人の投資主総会の運営に関する事務（投資主総会関係書類の発送、議決権行使書の受理及び集計に関する事務等、本投資法人と三菱UFJ信託銀行株式会社との間の平成16年5月12日付一般事務（投資口取扱事務）委託契約に基づき三菱UFJ信託銀行株式会社に委託される業務を除きます。）

（ニ）その他上記（ハ）に準ずる業務又は付随する業務（委託事務の具体的範囲及び処理方法等は、本投資法人と機関運営事務に関する一般事務等受託者が協議の上、別途定めるものとします。）

資産保管会社としての業務

（イ）資産保管業務

（ロ）金銭出納管理業務

（ハ）その他上記（イ）及び（ロ）に関連し又は付随する業務

（3）【資本関係】

該当事項はありません。

B．投資主名簿等管理人及び特別口座管理人（投信法第117条第2号乃至第4号及び第6号関係）

（1）名称、資本金の額及び事業の内容

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

資本金の額

平成22年9月30日現在 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

（2）関係業務の概要

投資主名簿等管理人としての業務

（イ）投資主名簿及び投資法人債原簿並びにこれらに付属する帳簿の作成、管理及び備置その他の投資主名簿及び投資法人債原簿に関する事務（ただし、投資法人債原簿に関する事務は本投資法人が投資主名簿等管理人に別途委託するものに限りません。）

- (ロ) 上記(イ)のほか、以下の帳簿その他の投信法及び内閣府令の規定により作成及び保管しなければならない帳簿書類の作成、管理及び備置に関する事務（ただし、該当する事務が生じていない場合を除きます。）
- a. 分配利益明細簿
 - b. 投資証券台帳
 - c. 投資証券不発行管理簿
 - d. 投資証券払戻金額帳
 - e. 未払分配利益明細簿
 - f. 未払払戻金明細簿
 - g. 上記 a. から f. までのほか、本投資法人及び投資主名簿等管理人が別途合意する帳簿書類
- (ハ) 投資口の投資主名簿への記載又は記録、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消
- (二) 振替機関等により通知される総投資主通知その他の通知の受理に関する事務
- (ホ) 投資証券の発行に関する事務及び投資主の投資証券不所持申出並びに投資証券の発行又は返還請求の受理等に関する事務（ただし、本投資法人の投資口について投資証券が発行されている場合に限り。）
- (ヘ) 投資主、登録投資口質権者、これらの法定代理人及び以上の者の常任代理人（以下本 において「投資主等」といいます。）の氏名及び住所の登録並びに変更の登録に関する事務
- (ト) 上記(イ)から(ヘ)までに掲げるもののほか、投資主等の提出する届出の受理に関する事務
- (チ) 投資主総会招集通知及び決議通知等投資主総会関連書類の作成及び発送並びに議決権行使書又は委任状の作成及び集計に関する事務
- (リ) 投資主等に対して分配する金銭の支払いに関する事務
- (ヌ) 投資主等からの照会に対する応答に関する事務
- (ル) 投資口の統計資料並びに法令又は契約にもとづく官庁、金融商品取引所、振替機関等への届出又は報告のための資料の作成に関する事務
- (ヲ) 投資口の募集、投資口の併合・分割その他本投資法人が臨時に指定する事務
- (ワ) 投資主等に対する通知書、催告書及び報告書等の発送に関する事務
- (カ) 投資主等の権利行使に関する請求その他の投資主等からの申出の受付に関する事務（上記(イ)から(ワ)までの事務に関連するものに限り。）
- (ヨ) 上記(イ)から(カ)までに掲げる事務に付随する印紙税等の納付に関する事務
- (タ) 上記(イ)から(ヨ)までに掲げる事項に関連し又は付随する事務

特別口座管理人としての業務

- (イ) 振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事務
- (ロ) 総投資主通知に係る報告に関する事務
- (ハ) 新規記載又は記録手続き及び抹消手続き又は全部抹消手続に関する事務
- (二) 保管振替機構その他の振替機関（以下本 において「機構等」といいます。）からの本投資法人に対する個別投資主通知に関する事務
- (ホ) 振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は記録に関する事務
- (ヘ) 特別口座の開設及び廃止に関する事務
- (ト) 加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更の登録及び加入者情報の機構等への通知及び届出に関する事務
- (チ) 特別口座の加入者本人のために開設された他の口座又は本投資法人の口座との間の振替手続に関する事務
- (リ) 振替法で定める取得者等のための特別口座開設等請求に関する事務
- (ヌ) 加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務
- (ル) 加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求（機構等を通じて請求されるものを含みます。）に関する事務

- (ヲ) 上記(イ) から(ル) までに掲げるもののほか、加入者等(投資主、登録投資口質権者及びこれらの法定代理人又は以上の者の常任代理人をいいます。以下同じです。)による請求に関する事務
- (ワ) 上記(イ) から(ヲ) までに掲げるもののほか、加入者等からの加入者等に係る情報及び届出印鑑に関する届出の受理に関する事務
- (カ) 加入者等からの照会に対する応答に関する事務
- (コ) 投資口の併合・分割に関する事務
- (ク) 上記(イ) から(コ) までに掲げる事務に付随する事務
- (ケ) 上記(イ) から(ク) までに掲げる事務のほか、振替制度の運営に関する事務並びに本投資法人及び特別口座管理人間で協議のうえ定める事務

(3) 資本関係

該当事項はありません。

C . 会計事務等に関する一般事務受託者(投信法第117条第 5 号及び第 6 号関係)

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

税理士法人平成会計社

東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号 日本橋一丁目ビルディング

資本金の額

該当事項はありません。

事業の内容

税理士業を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

投信法第117条第 5 号に規定される計算に関する事務

投信法施行規則第169条第 2 項第 6 号に規定される会計帳簿の作成に関する事務

投信法施行規則第169条第 2 項第 7 号に規定される納税に関する事務の補助業務

そのほか上記 から までの事務に関連し又は付随する業務

(3) 資本関係

該当事項はありません。

D.投資法人債に関する一般事務受託者

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

名称

株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

資本金の額

平成22年9月30日現在 1,770,996百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行等を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

本投資法人債にかかる発行事務

(イ) 本投資法人債の払込金の本投資法人への交付

(ロ) 投資法人債原簿の作成その他の投資法人債原簿に関する事務

(ハ) 投資法人債券台帳の作成

(ニ) その他本投資法人及び投資法人債に関する一般事務受託者が協議のうえ必要と認められる事務

本投資法人債にかかる期中事務

(イ) 投資法人債原簿の備置きその他の投資法人債原簿に関する事務

(ロ) 租税特別措置法に基づく利子所得税の納付

(ハ) 本投資法人債の買入消却に関する事務

(ニ) 投資法人債券台帳の管理

(ホ) その他本投資法人及び投資法人債に関する一般事務受託者が協議のうえ必要と認められる事務

(投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を含みます。)

本投資法人債の発行代理人事務

(イ) 本投資法人債の一通貨あたりの利子額等の銘柄情報の株式会社証券保管振替機構（以下、本において「機構」といいます。）宛の通知

(ロ) フロンティア不動産投資法人第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）投資法人債要項（以下、本において「投資法人債要項」といいます。）の機構宛の交付

(ハ) 本投資法人債の新規記録情報の承認及び新規記録の確認

(ニ) 本投資法人債の引受金融商品取引業者からの払込金の受領、機構宛払込完了の通知

(ホ) 本投資法人債の新規記録に係る手数料の取扱

(ヘ) その他業務規定等に定める事務

本投資法人債の支払い代理人事務

(イ) 本投資法人債の銘柄情報のうち、支払代理人が通知すべき事項の機構宛通知

(ロ) 本投資法人債の元金償還及び利金支払に関する請求情報（以下、本において「元利金請求内容情報」といいます。）の機構からの取得

(ハ) 本投資法人債の元金償還及び利金支払に関する配分情報（以下、本において「決済予定額情報」といいます。）の機構からの取得

(ニ) 元利金請求内容情報及び決済予定額情報の確認

(ホ) 本投資法人債の元金償還及び利金支払を行う場合の決済予定額情報の資金決済会社宛の通知

(ヘ) 本投資法人債の元利金支払事務

(ト) 本投資法人債に関して本投資法人が投資法人債に関する一般事務受託者に別途書面により通知した元利金支払手数料の取扱

(チ) 本投資法人債の買入消却に関する事務

(リ) その他業務規程等に定める事務

（３）資本関係

該当事項はありません。

第5【投資法人の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。）及び同規則第2条の規定により、投資法人計算規則に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）及び第13期計算期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

3. 連結財務諸表について

本投資法人には子会社がありませんので、連結財務諸表は作成していません。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第12期 (平成22年6月30日現在)	第13期 (平成22年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,430,917	7,177,938
信託現金及び信託預金	1 3,910,017	1 3,644,046
営業未収入金	9,036	29,563
前払費用	12,177	32,955
繰延税金資産	19	19
その他	507	662,556
流動資産合計	8,362,675	11,547,080
固定資産		
有形固定資産		
建物	30,889,010	43,568,733
減価償却累計額	3,479,447	4,323,347
建物（純額）	1 27,409,563	1 39,245,385
構築物	876,433	1,057,248
減価償却累計額	201,915	239,958
構築物（純額）	1 674,518	1 817,290
工具、器具及び備品	21,624	21,624
減価償却累計額	8,089	9,171
工具、器具及び備品（純額）	1 13,535	1 12,453
土地	1 50,091,613	1 52,723,113
建設仮勘定	11,166	2,300
信託建物	41,277,321	43,523,620
減価償却累計額	7,652,106	8,506,294
信託建物（純額）	1 33,625,215	1 35,017,326
信託構築物	947,662	956,014
減価償却累計額	273,139	299,988
信託構築物（純額）	1 674,522	1 656,026
信託機械及び装置	319,608	376,960
減価償却累計額	93,103	111,189
信託機械及び装置（純額）	1 226,505	1 265,771
信託工具、器具及び備品	22,313	24,504
減価償却累計額	3,744	5,312
信託工具、器具及び備品（純額）	1 18,569	1 19,191
信託土地	1 56,261,593	1 67,630,980
信託建設仮勘定	9,595	-
有形固定資産合計	169,016,398	196,389,838
無形固定資産		
その他	308	288
無形固定資産合計	308	288
投資その他の資産		
差入保証有価証券	10,472	10,400
長期前払費用	428	25,523
投資その他の資産合計	10,901	35,923
固定資産合計	169,027,607	196,426,050
資産合計	177,390,282	207,973,130

	第12期 (平成22年 6 月30日現在)	第13期 (平成22年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	476,626	413,626
短期借入金	20,200,000	21,200,000
1年内返済予定の長期借入金	320,000	2,520,000
未払金	82,449	52,315
未払費用	186,209	206,427
未払法人税等	655	759
未払消費税等	138,663	44,464
前受金	865,062	862,179
預り金	4,240	9,327
流動負債合計	22,273,906	25,309,100
固定負債		
長期借入金	23,880,000	30,520,000
繰延税金負債	188	160
預り敷金及び保証金	¹ 18,007,338	¹ 18,392,115
信託預り敷金及び保証金	¹ 20,816,319	¹ 21,306,758
その他	58,511	55,432
固定負債合計	62,762,359	70,274,466
負債合計	85,036,266	95,583,566
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	89,379,610	108,857,258
剰余金		
当期末処分利益又は当期末処理損失 ()	2,974,115	3,532,058
剰余金合計	2,974,115	3,532,058
投資主資本合計	92,353,725	112,389,316
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	291	246
評価・換算差額等合計	291	246
純資産合計	² 92,354,016	² 112,389,563
負債純資産合計	177,390,282	207,973,130

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
営業収益		
賃貸事業収入	1 6,356,366	1 7,392,990
その他賃貸事業収入	1 7,749	1 11,105
不動産等売却益	-	2 2,944
営業収益合計	6,364,115	7,407,040
営業費用		
賃貸事業費用	1 2,646,389	1 3,071,263
資産運用報酬	278,006	299,143
資産保管手数料	8,897	8,869
一般事務委託手数料	19,892	19,282
役員報酬	6,600	6,600
その他営業費用	72,015	70,020
営業費用合計	3,031,800	3,475,179
営業利益	3,332,314	3,931,860
営業外収益		
受取利息	2,874	2,257
有価証券利息	430	221
未払分配金戻入	700	382
固定資産受贈益	-	1,500
その他	118	337
営業外収益合計	4,124	4,698
営業外費用		
支払利息	328,175	377,228
投資口交付費	29,802	19,489
その他	3,348	6,815
営業外費用合計	361,327	403,533
経常利益	2,975,112	3,533,025
税引前当期純利益	2,975,112	3,533,025
法人税、住民税及び事業税	1,010	1,001
法人税等調整額	0	0
法人税等合計	1,010	1,002
当期純利益	2,974,101	3,532,023
前期繰越利益	13	35
当期末処分利益又は当期末処理損失（ ）	2,974,115	3,532,058

（３）【投資主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
投資主資本		
出資総額		
前期末残高	89,379,610	89,379,610
当期変動額		
新投資口の発行	-	19,477,648
当期変動額合計	-	19,477,648
当期末残高	¹ 89,379,610	¹ 108,857,258
剰余金		
当期末処分利益又は当期末処理損失（　）		
前期末残高	2,997,933	2,974,115
当期変動額		
剰余金の配当	2,997,920	2,974,080
当期純利益	2,974,101	3,532,023
当期変動額合計	23,818	557,943
当期末残高	2,974,115	3,532,058
剰余金合計		
前期末残高	2,997,933	2,974,115
当期変動額		
剰余金の配当	2,997,920	2,974,080
当期純利益	2,974,101	3,532,023
当期変動額合計	23,818	557,943
当期末残高	2,974,115	3,532,058
投資主資本合計		
前期末残高	92,377,543	92,353,725
当期変動額		
新投資口の発行	-	19,477,648
剰余金の配当	2,997,920	2,974,080
当期純利益	2,974,101	3,532,023
当期変動額合計	23,818	20,035,591
当期末残高	92,353,725	112,389,316

	第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	284	291
当期変動額		
投資主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6	44
当期変動額合計	6	44
当期末残高	291	246
評価・換算差額等合計		
前期末残高	284	291
当期変動額		
投資主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6	44
当期変動額合計	6	44
当期末残高	291	246
純資産合計		
前期末残高	92,377,828	92,354,016
当期変動額		
新投資口の発行	-	19,477,648
剰余金の配当	2,997,920	2,974,080
当期純利益	2,974,101	3,532,023
投資主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6	44
当期変動額合計	23,811	20,035,547
当期末残高	92,354,016	112,389,563

（４）【金銭の分配に係る計算書】

区分	第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
	円	円
当期末処分利益	2,974,115,104	3,532,058,660
分配金の額	2,974,080,000	3,529,830,000
(投資口1口当たりの分配金の額)	(18,588)	(18,195)
任意積立金		
圧縮積立金繰入額	-	2,184,636
次期繰越利益	35,104	44,024

分配金の額の算出方法	本投資法人の規約第37条(1)に定める分配方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する額を超えるものとしています。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口数160,000口の整数倍の最大値となる2,974,080,000円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本投資法人の規約第37条(2)に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。	本投資法人の規約第37条(1)に定める分配方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する額を超えるものとしています。かかる方針により、当期末処分利益を超えず、かつ、法人税等の追加的発生による投資主の負担が生じない範囲で、発行済投資口数194,000口の整数倍の最大値となる3,529,830,000円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本投資法人の規約第37条(2)に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。
------------	---	--

（５）【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	2,975,112	3,533,025
減価償却費	1,465,541	1,783,736
投資口交付費	-	19,489
受取利息	3,305	2,478
支払利息	328,175	377,228
固定資産受贈益	-	1,500
営業未収入金の増減額（ は増加 ）	1,974	20,527
前払費用の増減額（ は増加 ）	13,823	45,872
営業未払金の増減額（ は減少 ）	139,508	78,681
未払費用の増減額（ は減少 ）	6,577	16,880
未払消費税等の増減額（ は減少 ）	53,522	94,198
前受金の増減額（ は減少 ）	775	5,962
有形固定資産の売却による減少額	-	15,352
その他	42,499	648,044
小計	4,917,160	4,848,448
利息の受取額	3,358	1,220
利息の支払額	333,105	373,891
法人税等の支払額又は還付額（ は支払 ）	1,032	583
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,586,380	4,475,194
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	5,311	15,486,726
信託有形固定資産の取得による支出	77,518	13,679,487
預り敷金及び保証金の返還による支出	215,870	215,870
預り敷金及び保証金の受入による収入	-	600,646
信託預り敷金及び保証金の返還による支出	247,213	240,213
信託預り敷金及び保証金の受入による収入	-	730,651
信託預り敷金及び保証金対応信託預金の払戻による収入	64,524	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	481,389	28,290,999
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	22,400,000	26,900,000
短期借入金の返済による支出	22,400,000	25,900,000
長期借入れによる収入	-	9,000,000
長期借入金の返済による支出	160,000	160,000
投資口の発行による収入	-	19,428,818
分配金の支払額	2,995,950	2,971,962
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,155,950	26,296,856
現金及び現金同等物の増減額（ は減少 ）	949,041	2,481,051
現金及び現金同等物の期首残高	6,010,776	6,959,817
現金及び現金同等物の期末残高	1 6,959,817	1 9,440,869

(6) 【注記表】

〔重要な会計方針〕

区分	第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)	その他有価証券 ・時価のあるもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（信託財産を含む） 定額法を採用しております。なお、有形固定資産の耐用年数は以下の通りです。 建物 2～39年 構築物 2～47年 機械及び装置 8～14年 工具、器具及び備品 5～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 (3) 長期前払費用 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産（信託財産を含む） 定額法を採用しております。なお、有形固定資産の耐用年数は以下の通りです。 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
3. 繰延資産の処理方法	投資口交付費 発生時に全額費用処理をしております。	投資口交付費 同左
4. 収益及び費用の計上基準	固定資産税等の処理方法 保有する不動産に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当該決算期間に対応する額を不動産賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。 なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産税等相当額については、費用計上せず当該不動産の取得原価に算入しております。	固定資産税等の処理方法 同左
5. キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

区分	第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
6.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法 保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。 なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の項目については、貸借対照表において区分掲記しております。 信託現金及び信託預金 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、 信託工具、器具及び備品、信託土地、信託建設仮勘定 信託預り敷金及び保証金 (2) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法 保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。 なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の項目については、貸借対照表において区分掲記しております。 信託現金及び信託預金 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、 信託工具、器具及び備品、信託土地 信託預り敷金及び保証金 (2) 消費税等の処理方法 同左

〔会計方針の変更に関する注記〕

第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
-	当会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第12期 (平成22年6月30日現在)	第13期 (平成22年12月31日現在)																																																								
1.担保に供している資産及び担保を付している債務 担保に供している資産は次の通りです。 <table> <tr> <td>信託現金及び信託預金</td><td>380,427千円</td></tr> <tr> <td>建物</td><td>9,100,642千円</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>194,538千円</td></tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td><td>9,270千円</td></tr> <tr> <td>土地</td><td>16,146,401千円</td></tr> <tr> <td>信託建物</td><td>23,826,325千円</td></tr> <tr> <td>信託構築物</td><td>431,900千円</td></tr> <tr> <td>信託機械及び装置</td><td>114,091千円</td></tr> <tr> <td>信託工具、器具及び備品</td><td>805千円</td></tr> <tr> <td>信託土地</td><td>28,549,272千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>78,753,676千円</td></tr> </table> 担保を付している債務は次の通りです。 <table> <tr> <td>預り敷金及び保証金</td><td>8,448,506千円</td></tr> <tr> <td>信託預り敷金及び保証金</td><td>19,209,917千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>27,658,424千円</td></tr> </table>	信託現金及び信託預金	380,427千円	建物	9,100,642千円	構築物	194,538千円	工具、器具及び備品	9,270千円	土地	16,146,401千円	信託建物	23,826,325千円	信託構築物	431,900千円	信託機械及び装置	114,091千円	信託工具、器具及び備品	805千円	信託土地	28,549,272千円	合計	78,753,676千円	預り敷金及び保証金	8,448,506千円	信託預り敷金及び保証金	19,209,917千円	合計	27,658,424千円	1.担保に供している資産及び担保を付している債務 担保に供している資産は次の通りです。 <table> <tr> <td>信託現金及び信託預金</td><td>380,427千円</td></tr> <tr> <td>建物</td><td>8,906,010千円</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>184,569千円</td></tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td><td>8,524千円</td></tr> <tr> <td>土地</td><td>16,146,401千円</td></tr> <tr> <td>信託建物</td><td>23,264,985千円</td></tr> <tr> <td>信託構築物</td><td>420,505千円</td></tr> <tr> <td>信託機械及び装置</td><td>108,096千円</td></tr> <tr> <td>信託工具、器具及び備品</td><td>1,200千円</td></tr> <tr> <td>信託土地</td><td>28,533,919千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>77,954,639千円</td></tr> </table> 担保を付している債務は次の通りです。 <table> <tr> <td>預り敷金及び保証金</td><td>8,242,918千円</td></tr> <tr> <td>信託預り敷金及び保証金</td><td>18,969,704千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>27,212,623千円</td></tr> </table>	信託現金及び信託預金	380,427千円	建物	8,906,010千円	構築物	184,569千円	工具、器具及び備品	8,524千円	土地	16,146,401千円	信託建物	23,264,985千円	信託構築物	420,505千円	信託機械及び装置	108,096千円	信託工具、器具及び備品	1,200千円	信託土地	28,533,919千円	合計	77,954,639千円	預り敷金及び保証金	8,242,918千円	信託預り敷金及び保証金	18,969,704千円	合計	27,212,623千円
信託現金及び信託預金	380,427千円																																																								
建物	9,100,642千円																																																								
構築物	194,538千円																																																								
工具、器具及び備品	9,270千円																																																								
土地	16,146,401千円																																																								
信託建物	23,826,325千円																																																								
信託構築物	431,900千円																																																								
信託機械及び装置	114,091千円																																																								
信託工具、器具及び備品	805千円																																																								
信託土地	28,549,272千円																																																								
合計	78,753,676千円																																																								
預り敷金及び保証金	8,448,506千円																																																								
信託預り敷金及び保証金	19,209,917千円																																																								
合計	27,658,424千円																																																								
信託現金及び信託預金	380,427千円																																																								
建物	8,906,010千円																																																								
構築物	184,569千円																																																								
工具、器具及び備品	8,524千円																																																								
土地	16,146,401千円																																																								
信託建物	23,264,985千円																																																								
信託構築物	420,505千円																																																								
信託機械及び装置	108,096千円																																																								
信託工具、器具及び備品	1,200千円																																																								
信託土地	28,533,919千円																																																								
合計	77,954,639千円																																																								
預り敷金及び保証金	8,242,918千円																																																								
信託預り敷金及び保証金	18,969,704千円																																																								
合計	27,212,623千円																																																								
2.投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額 50,000千円	2.投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額 同左																																																								
3.特定融資枠に係る借入未実行枠残高 本投資法人は、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、中央三井信託銀行株式会社と特定融資枠（コミットメントライン）契約を締結しております。 <table> <tr> <td>特定融資枠の総額</td><td>3,000,000千円</td></tr> <tr> <td>当期末借入残高</td><td>—千円</td></tr> <tr> <td>当期末未実行残高</td><td>3,000,000千円</td></tr> </table>	特定融資枠の総額	3,000,000千円	当期末借入残高	—千円	当期末未実行残高	3,000,000千円	3.特定融資枠に係る借入未実行枠残高 本投資法人は、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、中央三井信託銀行株式会社、株式会社三井住友銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社と特定融資枠（コミットメントライン）契約を締結しております。 <table> <tr> <td>特定融資枠の総額</td><td>9,000,000千円</td></tr> <tr> <td>当期末借入残高</td><td>—千円</td></tr> <tr> <td>当期末未実行残高</td><td>9,000,000千円</td></tr> </table>	特定融資枠の総額	9,000,000千円	当期末借入残高	—千円	当期末未実行残高	9,000,000千円																																												
特定融資枠の総額	3,000,000千円																																																								
当期末借入残高	—千円																																																								
当期末未実行残高	3,000,000千円																																																								
特定融資枠の総額	9,000,000千円																																																								
当期末借入残高	—千円																																																								
当期末未実行残高	9,000,000千円																																																								

（損益計算書関係）

第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
1.不動産賃貸事業損益の内訳（単位：千円） A. 不動産賃貸事業収益 賃貸事業収益 賃料及び駐車場等使用料収入 6,356,366 その他賃貸事業収入 7,749 不動産賃貸事業収益合計 6,364,115 B. 不動産賃貸事業費用 賃貸事業費用 外注委託費 254,038 公租公課 774,677 損害保険料 14,304 修繕費 89,729 減価償却費 1,465,541 その他賃貸事業費用 48,098 不動産賃貸事業費用合計 2,646,389 C. 不動産賃貸事業損益(A - B) 3,717,726	1.不動産賃貸事業損益の内訳（単位：千円） A. 不動産賃貸事業収益 賃貸事業収益 賃料及び駐車場等使用料収入 7,392,990 その他賃貸事業収入 11,105 不動産賃貸事業収益合計 7,404,096 B. 不動産賃貸事業費用 賃貸事業費用 外注委託費 331,041 公租公課 774,640 損害保険料 12,475 修繕費 59,214 減価償却費 1,783,736 その他賃貸事業費用 110,154 不動産賃貸事業費用合計 3,071,263 C. 不動産賃貸事業損益(A - B) 4,332,832
-	2.不動産等売却損益の内訳（単位：千円） マイカル茨木(土地一部売却) 不動産等売却収入 19,516 不動産等売却原価 15,352 その他売却費用 1,219 不動産等売却益 2,944

（投資主資本等変動計算書関係）

第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
1.発行可能投資口総口数及び発行済投資口数 発行可能投資口総口数 2,000,000口 発行済投資口数 160,000口	1.発行可能投資口総口数及び発行済投資口数 発行可能投資口総口数 2,000,000口 発行済投資口数 194,000口

（キャッシュ・フロー計算書関係）

第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) 現金及び預金 4,430,917千円 信託現金及び信託預金 3,910,017千円 使途制限付信託預金（注） 1,381,116千円 現金及び現金同等物 6,959,817千円 (注) テナントから預っている敷金であり、テナント退去時にテナントに返還するため信託口座内に留保している預金	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) 現金及び預金 7,177,938千円 信託現金及び信託預金 3,644,046千円 使途制限付信託預金（注） 1,381,116千円 現金及び現金同等物 9,440,869千円 (注) テナントから預っている敷金であり、テナント退去時にテナントに返還するため信託口座内に留保している預金

（リース取引関係）

第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
オペレーティング・リース取引（貸主側） 未経過リース料 1 年内 12,237,077千円 1 年超 82,047,656千円 合計 94,284,733千円	オペレーティング・リース取引（貸主側） 未経過リース料 1 年内 14,087,817千円 1 年超 83,966,334千円 合計 98,054,152千円

（金融商品関係）

第12期（自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日）

（追加情報）

当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年 3 月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3 月10日）を適用しています。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組指針

本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、主として不動産等に投資を行うことを通じてその資産の運用を行うことを基本方針としています。かかる基本方針にもとづく運用にあたり、不動産等の取得、修繕、分配金の支払及び有利子負債の返済等に充当する資金を、金融機関からの借入れ、投資法人債の発行及び新投資口の追加発行により、調達を行います。

余資運用については、安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとしています。当該方針にもとづき、余資運用のために行う有価証券及び金銭債権への投資は、原則として預金にて運用しております。

デリバティブ取引に係る権利への投資は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとしています。なお、現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、投資法人の余資を運用するものであり、預入先金融機関の破綻等の信用リスクに晒されています。したがって、預金期間を短期に限り、信用格付の高い預入先金融機関と取引することにより信用リスクを限定するとともに、原則とし

て、各預入先金融機関からの借入金の総額を預入れ限度額として取引することにより、安全性に留意しています。

借入金及び投資法人債の資金使途は、主に不動産等の取得及び既存の借入金の返済などを目的としたものであり、返済・償還時の流動性のリスクに晒されています。したがって、総資産有利子負債比率を低位に保つことに加えて、資金調達手段の多様化、借入金先金融機関及び返済期日の分散化、コミットメントラインの設定、手元流動性の確保を行うことにより流動性のリスクを限定するとともに、月次の資金繰計画表を作成することによりリスクの管理を行っています。

また、借入金のうち、短期借入金については、支払金利の上昇リスクに晒されています。したがって、総資産有利子負債比率を低位に保ち、かつ、長期固定金利による借入を高い比率に保つことにより、支払金利の上昇リスクを限定しています。

預り敷金及び保証金は、テナントからの預り金であり、敷金に関してはテナント退去時の流動性のリスク、保証金に関しては返済時の流動性のリスクに晒されています。したがって、敷金及び保証金も含めて総資産負債比率を低位に保つことに加えて、借入金等と同様に、資金調達手段の多様化、コミットメントラインの設定、手元流動性を確保することにより流動性のリスクを限定するとともに、月次の資金繰計画表を作成することによりリスクを管理しています。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年６月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,430,917	4,430,917	-
(2) 信託現金及び信託預金	3,910,017	3,910,017	-
(3) 差入保証有価証券 其他有価証券	10,472	10,472	-
資 産 計	8,351,406	8,351,406	-
(1) 短期借入金	20,200,000	20,200,000	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	320,000	322,557	2,557
(3) 長期借入金	23,880,000	24,368,367	488,367
(4) 預り敷金及び保証金	11,367,998	9,325,635	2,042,363
(5) 信託預り敷金及び保証金	9,133,180	8,965,273	167,906
負 債 計	64,901,179	63,181,834	1,719,345

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金及び預金、（２）信託現金及び信託預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

（３）差入保証有価証券

時価について、店頭における価格によっています。

なお、差入保証有価証券は其他有価証券として、保有しており、貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下の通りです。

区分	第12期 （平成22年６月30日現在）		
	取得原価 （千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）

貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	9,992	10,472	480
	合計	9,992	10,472	480

負債

（１）短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

（２）１年内返済予定の長期借入金、（３）長期借入金

１年内返済予定の長期借入金及び長期借入金については、その将来キャッシュフローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

（４）預り敷金及び保証金、（５）信託預り敷金及び保証金

これらのうち、預り保証金及び信託預り保証金については、その将来キャッシュフローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りです。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
預り敷金及び保証金	6,639,340
信託預り敷金及び保証金	11,683,139
合計	18,322,479

これらのうち、預り敷金及び信託預り敷金は、市場価格がなく、かつ、賃貸借契約の期間の定めがあっても中途解約や更新・再契約の可能性があり、実質的な預託期間を算定することができないことから、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日以後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
現金及び預金	4,430,917	-	-	-	-
信託現金及び信託預金	3,910,017	-	-	-	-
差入保証有価証券 その他有価証券のうち満期 のあるもの(国債)	-	-	-	10,000	-
合計	8,340,934	-	-	10,000	-

（注４）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	20,200,000	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	320,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	10,520,000	4,020,000	3,420,000	1,240,000	4,680,000
信託預り敷金及び保証金	480,426	480,426	983,426	983,426	983,426	5,122,420
合計	21,000,426	11,000,426	5,003,426	4,403,426	2,223,426	9,802,420

第13期（自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組指針

前期より変更ありません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

前期より変更ありません。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

前期より変更ありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,177,938	7,177,938	-
(2) 信託現金及び信託預金	3,644,046	3,644,046	-
(3) 差入保証有価証券 その他有価証券	10,400	10,400	-
資 産 計	10,832,385	10,832,385	-
(1) 短期借入金	21,200,000	21,200,000	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	2,520,000	2,540,285	20,285
(3) 長期借入金	30,520,000	31,083,341	563,341
(4) 預り敷金及び保証金	11,152,128	9,227,848	1,924,279
(5) 信託預り敷金及び保証金	8,892,967	8,785,071	107,896
負 債 計	74,285,096	72,836,546	1,448,549

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 信託現金及び信託預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証有価証券

時価について、店頭における価格によっております。

なお、差入保証有価証券はその他有価証券として、保有しており、貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

区分		第13期 (平成22年12月31日現在)		
		取得原価 (千円)	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	9,993	10,400	406
	合計	9,993	10,400	406

負 債

(1) 短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 長期借入金

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金については、その将来キャッシュフローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(4) 預り敷金及び保証金、(5) 信託預り敷金及び保証金

これらのうち、預り保証金及び信託預り保証金については、その将来キャッシュフローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りです。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
----	----------

預り敷金及び保証金	7,239,986
信託預り敷金及び保証金	12,413,791
合計	19,653,777

これらのうち、預り敷金及び信託預り敷金は、市場価格がなく、かつ、賃貸借契約の期間の定めがあっても中途解約や更新・再契約の可能性があり、実質的な預託期間を算定することができないことから、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日以後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
現金及び預金	7,177,938	-	-	-	-
信託現金及び信託預金	3,644,046	-	-	-	-
差入保証有価証券 其他有価証券のうち満期 のあるもの(国債)	-	-	-	10,000	-
合計	10,821,985	-	-	10,000	-

（注４）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	21,200,000	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期借入金	2,520,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	9,820,000	4,020,000	2,880,000	6,240,000	7,560,000
信託預り敷金及び保証金	480,426	983,426	983,426	983,426	983,426	4,379,207
合計	24,200,426	10,803,426	5,003,426	3,863,426	7,223,426	11,939,207

（有価証券関係）

その他有価証券で時価のあるもの

区分		第12期 （平成22年6月30日現在）			第13期 （平成22年12月31日現在）		
		貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	10,472	9,992	480	10,400	9,993	406
	小計	10,472	9,992	480	10,400	9,993	406
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
合計		10,472	9,992	480	10,400	9,993	406

（デリバティブ取引関係）

第12期 自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日	第13期 自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第12期 自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日	第13期 自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日
該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)
法人事業税損金不算入額 19千円	法人事業税損金不算入額 19千円
繰延税金資産計 19千円	繰延税金資産計 19千円
繰延税金資産の純額 19千円	繰延税金資産の純額 19千円
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
その他有価証券評価差額 188千円	その他有価証券評価差額 160千円
繰延税金負債計 188千円	繰延税金負債計 160千円
繰延税金負債の純額 188千円	繰延税金負債の純額 160千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 39.33%	法定実効税率 39.33%
(調整)	(調整)
支払分配金の損金算入額 39.32%	支払分配金の損金算入額 39.29%
その他 0.02%	その他 0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.03%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.03%

（持分法損益等）

第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引）

第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
親会社及び法人主要投資主等 該当事項はありません。	親会社及び法人主要投資主等 同左
関連会社等 該当事項はありません。	関連会社等 同左
兄弟会社等 該当事項はありません。	兄弟会社等 同左
役員及び個人主要投資主等 該当事項はありません。	役員及び個人主要投資主等 同左

（資産除去債務関係）

第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
-	該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第12期（自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日）

（追加情報）

当期より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しています。

本投資法人では、主要都市その他の地域において、賃貸商業施設等(土地を含む。)及び底地を有しています。これらの賃貸等不動産の平成22年6月30日における貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次の通りです。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
170,446,464	1,450,828	168,995,636	184,630,000

（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2）当期増減額のうち主な減少額は減価償却（1,465,521千円）によるものです。

（注3）当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額又は調査価格を記載しております。

なお、賃貸等不動産に関する平成22年6月期(第12期)における損益は、「損益計算書関係」に記載の通りです。

第13期（自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日）

本投資法人では、主要都市その他の地域において、賃貸商業施設等(土地を含む。)及び底地を有しています。これらの賃貸等不動産の平成22年12月31日における貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
168,995,636	27,391,901	196,387,538	211,320,000

（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注２）当期増減額のうち主な増加額は三井ショッピングパークららぽーと磐田及びギンザ・グラッセを取得したことによるものです。

（注３）当期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額又は調査価格を記載しております。

なお、賃貸等不動産に関する平成22年12月期(第13期)における損益は、「損益計算書関係」に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

第13期（自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日）

（追加情報）

当期より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3 月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3 月21日）を適用しております。

〔セグメント情報〕

本投資法人は、不動産賃貸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高(千円)	関連するセグメント名
イオンリテール株式会社	2,041,293	不動産賃貸事業
三井不動産株式会社	1,662,927	不動産賃貸事業
株式会社イトーヨーカ堂	858,474	不動産賃貸事業
株式会社イズミ	745,040	不動産賃貸事業

なお、本投資法人は不動産賃貸事業の単一セグメントであるため、当該会計基準等に準拠した場合の前期のセグメント情報については、記載を省略しております。

（投資口1口当たり情報）

第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日		第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日	
1口当たり純資産額	577,212円	1口当たり純資産額	579,327円
1口当たり当期純利益	18,588円	1口当たり当期純利益	18,233円
潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載しておりません。		潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載しておりません。	

（注）1口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
当期純利益（千円）	2,974,101	3,532,023
普通投資主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通投資口に係る当期純利益（千円）	2,974,101	3,532,023
期中平均投資口数（口）	160,000	193,707

（重要な後発事象）

第12期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日	第13期 自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年12月31日
新投資口の発行 本投資法人は、平成22年6月14日開催の役員会において、新投資口発行を決議し、公募による新投資口発行（一般募集）及び第三者割当による新投資口発行それぞれにつき、平成22年7月1日及び平成22年7月28日に払込みが完了しています。この結果、出資総額は、108,857,258,000円、発行済投資口数は194,000口となっています。 A. 公募による新投資口発行（一般募集） 募集投資口数 32,000口 発行価格（募集価格） 1口当たり 592,312円 発行価格（募集価格）の総額 18,953,984,000円 払込金額（発行価額） 1口当たり 572,872円 払込金額（発行価額）の総額 18,331,904,000円 払込期日 平成22年 7 月 1 日 分配金起算日 平成22年 7 月 1 日 B. 第三者割当による新投資口発行（第三者割当） 募集投資口数 2,000口 払込金額（発行価額） 1口当たり 572,872円 払込金額（発行価額）の総額 1,145,744,000円 払込期日 平成22年 7 月28日 割当先 日興コーディアル証券株式会社 分配金起算日 平成22年 7 月 1 日 C. 調達資金の使途 今回の一般募集に係る資金調達については、平成22年 7 月 2 日に取得を致しました三井ショッピングパークららぽーと磐田及びギンザ・グラッセの取得資金に充当しています。また、第三者割当に係る資金調達については、借入金の一部返済に充当します。	該当事項はありません。

(7) 【附属明細表】

有価証券明細表

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (千円)	帳簿価額 (注) (千円)	未収利息 (千円)	前払経 過利子 (千円)	評価額 (注) (千円)	評価損益 (千円)	備考
国債証券	10年利付国債 (259回)	10,000	9,993	42	-	10,400	406	営業保証金と して供託して います。
合計		10,000	9,993	42	-	10,400	406	

(注) 「帳簿価額」は有価証券簿価を、「評価額」は貸借対照表計上金額を記載しています。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

不動産等明細表のうち総括表

(単位:千円)

資産の種類		前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	減価償却累計額		差 引 当期末 残 高	摘 要
						又は償却 累計額	当 期 償却額		
流動資産		-	-	-	-	-	-	-	-
有 形 固 定 資 産	建物（その附属設備を含む）	30,889,010	12,679,722	-	43,568,733	4,323,347	843,900	39,245,385	(注1)
	構築物	876,433	180,814	-	1,057,248	239,958	38,042	817,290	-
	工具、器具及び備品	21,624	-	-	21,624	9,171	1,081	12,453	-
	土地	50,091,613	2,631,500	-	52,723,113	-	-	52,723,113	(注1)
	建設仮勘定	11,166	2,300	11,166	2,300	-	-	2,300	(注2)
	不動産 小計	81,889,848	15,494,337	11,166	97,373,020	4,572,477	883,024	92,800,542	-
	信託建物（その附属設備を含む）	41,277,321	2,246,299	-	43,523,620	8,506,294	854,188	35,017,326	(注3)
	信託構築物	947,662	8,351	-	956,014	299,988	26,848	656,026	
	信託機械及び装置	319,608	57,352	-	376,960	111,189	18,086	265,771	
	信託工具、器具及び備品	22,313	2,191	-	24,504	5,312	1,568	19,191	
	信託土地	56,261,593	11,384,738	15,352	67,630,980	-	-	67,630,980	
	信託建設仮勘定	9,595	-	9,595	-	-	-	-	
	信託不動産 小計	98,838,094	13,698,934	24,947	112,512,081	8,922,785	900,692	103,589,295	-
	合計	180,727,943	29,193,271	36,114	209,885,101	13,495,262	1,783,717	196,389,838	-
無形固定資産		-	-	-	-	-	-	-	-
総計		180,727,943	29,193,271	36,114	209,885,101	13,495,262	1,783,717	196,389,838	-

(注1) 当期増加額の主な内容は、三井ショッピングパークららぽーと磐田の取得に係るものです。

(注2) 当期増加額の主な内容は、来期取得を予定している志村ショッピングセンターの取得に係るものです。

(注3) 当期増加額の主な内容は、資本金の支出工事及びギンザ・グラッセの取得に係るものです。

その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

投資法人債明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

(単位:千円)

	区 分	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	平均利率 (注1)	返済期限	使 途	摘 要
	借 入 先								
短期 借 入 金	株式会社三井住友銀行	4,500,000	-	4,500,000	-	0.71392%	平成22年9月21日	(注2)	無担保・無保証
		4,500,000	-	4,500,000	-	0.67337%	平成22年12月20日	(注2)	無担保・無保証
		-	4,500,000	-	4,500,000	0.60275%	平成23年4月19日	(注2)	無担保・無保証
		-	2,500,000	-	2,500,000	0.58000%	平成23年7月19日	(注2)	無担保・無保証
	株式会社みずほコーポレート銀行	2,300,000	-	2,300,000	-	0.66783%	平成22年10月19日	(注2)	無担保・無保証
		-	1,000,000	-	1,000,000	0.63787%	平成23年1月19日	(注3)	無担保・無保証
		-	2,300,000	-	2,300,000	0.60000%	平成23年1月19日	(注2)	無担保・無保証
	中央三井信託銀行株式会社	2,000,000	-	2,000,000	-	0.72462%	平成22年7月20日	(注2)	無担保・無保証
		1,000,000	-	1,000,000	-	0.72462%	平成22年7月20日	(注2)	無担保・無保証
		-	500,000	-	500,000	0.62858%	平成23年6月20日	(注3)	無担保・無保証
		-	3,000,000	3,000,000	-	0.66433%	平成22年10月19日	(注2)	無担保・無保証
		-	3,000,000	-	3,000,000	0.60000%	平成23年2月21日	(注2)	無担保・無保証
	株式会社三菱東京UFJ銀行	-	1,000,000	-	1,000,000	0.62858%	平成23年6月20日	(注3)	無担保・無保証
	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,000,000	-	1,000,000	-	0.63708%	平成22年8月19日	(注3)	無担保・無保証
		1,700,000	-	1,700,000	-	0.63708%	平成22年8月19日	(注2)	無担保・無保証
		-	1,000,000	-	1,000,000	0.62858%	平成23年1月19日	(注3)	無担保・無保証
		-	2,700,000	-	2,700,000	0.60922%	平成23年2月21日	(注2)	無担保・無保証
	住友信託銀行株式会社	1,700,000	-	1,700,000	-	0.63874%	平成22年9月21日	(注2)	無担保・無保証
		-	1,700,000	1,700,000	-	0.60311%	平成22年12月20日	(注2)	無担保・無保証
		-	1,700,000	-	1,700,000	0.55000%	平成23年3月22日	(注2)	無担保・無保証
	株式会社伊予銀行	1,000,000	-	1,000,000	-	0.93380%	平成22年11月19日	(注3)	無担保・無保証
		-	1,000,000	1,000,000	-	0.53690%	平成22年12月3日	(注2)	無担保・無保証
		-	1,000,000	-	1,000,000	0.74000%	平成23年3月3日	(注2)	無担保・無保証
	株式会社八十二銀行	500,000	-	500,000	-	1.03273%	平成22年11月19日	(注3)	無担保・無保証
	小 計	20,200,000	26,900,000	25,900,000	21,200,000	-	-	-	-

区 分	借 入 先	前期末	当期	当期	当期末	平均利率	返済期限	用途	摘要
		残高	増加額	減少額	残高	（注１）			
長期 借入 金	株式会社三井住友銀行	6,000,000	-	-	6,000,000	1.63000%	平成24年２月20日	(注２)	無担保・無保証
		1,500,000	-	-	1,500,000	1.77375%	平成25年７月16日	(注２)	無担保・無保証
		-	2,000,000	-	2,000,000	1.34375%	平成27年７月２日	(注３)	無担保・無保証
		-	2,000,000	-	2,000,000	1.73543%	平成29年６月20日	(注２)	無担保・無保証
	中央三井信託銀行株式 会社	2,200,000	-	-	2,200,000	1.61464%	平成23年12月16日	(注３)	無担保・無保証
		-	1,500,000	-	1,500,000	1.34375%	平成27年７月２日	(注３)	無担保・無保証
	株式会社三菱東京UFJ銀 行	2,200,000	-	-	2,200,000	1.89000%	平成25年６月17日	(注２)	無担保・無保証
	三菱UFJ信託銀行株式会 社	2,000,000	-	-	2,000,000	1.62000%	平成24年１月16日	(注２)	無担保・無保証
		-	1,000,000	-	1,000,000	1.34375%	平成27年７月２日	(注３)	無担保・無保証
	株式会社みずほコーポ レート銀行	1,500,000	-	-	1,500,000	1.64250%	平成24年７月23日	(注２)	無担保・無保証
	株式会社群馬銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.63125%	平成26年12月16日	(注３)	無担保・無保証
	株式会社日本政策投資 銀行	1,920,000	-	40,000	1,880,000	1.81000%	平成26年３月15日	(注２) (注４)	無担保・無保証
		4,410,000	-	90,000	4,320,000	1.98000%	平成28年７月12日	(注２) (注５)	無担保・無保証
		1,470,000	-	30,000	1,440,000	1.98000%	平成28年７月12日	(注２) (注６)	無担保・無保証
		-	1,000,000	-	1,000,000	1.58375%	平成29年７月３日	(注３)	無担保・無保証
	農林中央金庫	-	1,000,000	-	1,000,000	1.19120%	平成27年１月７日	(注３)	無担保・無保証
	株式会社八十二銀行	-	500,000	-	500,000	1.10625%	平成27年11月19日	(注２)	無担保・無保証
	小 計	24,200,000	9,000,000	160,000	33,040,000	-	-	-	-
合 計		44,400,000	35,900,000	26,060,000	54,240,000	-	-	-	-

（注１）「平均利率」は、借入先金融機関ごとの借入利率を小数第６位を四捨五入して記載しています。

（注２）資金使途は、既存の借入金の借換です。

（注３）資金使途は、不動産等の購入です。

（注４）平成21年９月30日を初回として、以後６か月ごとの末日まで各回40,000千円返済。平成26年３月15日に1,640,000千円返済となっています。

（注５）平成22年３月31日を初回として、以後６か月ごとの末日まで各回90,000千円返済。平成28年７月12日に3,330,000千円返済となっています。

（注６）平成22年３月31日を初回として、以後６か月ごとの末日まで各回30,000千円返済。平成28年７月12日に1,110,000千円返済となっています。

（注７）長期借入金（１年以内に返済予定のものを除きます。）の貸借対照表日以後５年以内における１年ごとの返済予定額の総額は以下の通りです。

（単位：千円）

	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
長期借入金	9,820,000	4,020,000	2,880,000	6,240,000

2 【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(平成22年12月31日現在)

資産総額	207,973,130千円
負債総額	95,583,566千円
純資産総額 (-)	112,389,563千円
発行済数量	194,000口
1 単位当たり純資産額 (/)	579,327円

第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	販売日	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1期 (自 平成16年5月12日 至 平成16年12月31日)	平成16年5月12日	400口	0口	400口
	平成16年8月7日	102,000口	0口	102,400口
	平成16年9月8日	8,000口	0口	110,400口
第2期 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	該当事項はありません。			
第3期 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	該当事項はありません。			
第4期 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	該当事項はありません。			
第5期 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	該当事項はありません。			
第6期 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	該当事項はありません。			
第7期 (自 平成19年7月1日 至 平成19年12月31日)	該当事項はありません。			
第8期 (自 平成20年1月1日 至 平成20年6月30日)	平成20年3月24日	14,600口	0口	125,000口
第9期 (自 平成20年7月1日 至 平成20年12月31日)	平成20年7月24日	35,000口	0口	160,000口
第10期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年6月30日)	該当事項はありません。			
第11期 (自 平成21年7月1日 至 平成21年12月31日)	該当事項はありません。			
第12期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日)	該当事項はありません。			
第13期 (自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日)	平成22年7月1日	32,000口	0口	192,000口
	平成22年7月28日	2,000口	0口	194,000口

(注1) 本邦外における販売又は買戻しの実績はありません。なお、平成16年8月7日における投資口の販売に際して、本邦居住者以外の者に対して13,612口の投資口を販売しています。

(注2) 本投資法人による投資口の払戻しの実績はありません。

第 7 【参考情報】

第13期計算期間中、以下の書類を関東財務局長に提出しています。

平成22年 7 月30日 発行登録書

平成22年 9 月29日 有価証券報告書
（ 第23期：計算期間 自平成22年 1 月 1 日 至平成22年 6 月30日 ）

平成22年 9 月29日 訂正発行登録書

なお、その後本書の提出日までに、以下の書類を関東財務局に提出しています。

平成23年 3 月 4 日 発行登録追補書類

独立監査人の監査報告書

平成22年9月15日

フロンティア不動産投資法人

役員会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原田 昌平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内 和徳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているフロンティア不動産投資法人の平成22年1月1日から平成22年6月30日までの第12期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フロンティア不動産投資法人の平成22年6月30日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する第12期計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、投資法人は新投資口の発行を行っている。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月18日

フロンティア不動産投資法人

役員会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩部 俊夫 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内 和徳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているフロンティア不動産投資法人の平成22年7月1日から平成22年12月31日までの第13期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フロンティア不動産投資法人の平成22年12月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する第13期計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。